

双葉町復興まちづくり計画（第一次）
に基づく事業計画（実施計画）

平成26年3月 策定

平成27年3月 改訂

双 葉 町

目 次

1. 不自由な避難生活の改善

及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組

【不自由な避難生活の改善に向けた取組】

①迅速、確実、十分な賠償(1-6)	1
②住居(仮設住宅、借上げ住宅等)の改善(7-12)	8
③避難生活における健康被害の防止(13-18)	14
④各種支援措置(高速道路の無料化・各種減免措置等)の継続(19)	21
⑤町からの情報提供【再掲】(20)	24
⑥町民のきずなの回復【再掲】(21-22)	25

【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】

①町民の生活再建に必要な支援	27
(ア)住居の確保(23-27)	27
(イ)事業再開支援・雇用の確保(28-31)	34
(ウ)保健・医療・福祉体制の確保(32-42)	41
(エ)教育環境の確保(43-51)	50
②「双葉町外拠点」(仮の町)の整備	59
(i)「双葉町外拠点」における復興公営住宅の整備(52-56)	59
(ii)「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保(57-61)	66
(iii)「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保(62-68)	71
(iv)「双葉町外拠点」における保健・医療・福祉体制の確保(69-73)	78
(v)「双葉町外拠点」における教育環境の確保(74-76)	81

2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組

【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】

①町民の交流機会の確保(77-87)	83
--------------------------	----

②町民同士が連絡を取り合うことができる仕組みの構築(88-89)	99
③町からの情報提供の円滑化・充実化(90-96)	102
④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承(97-109)	113
⑤避難先住民との交流の促進(110-113)	127
⑥震災・事故の教訓の記録と伝承(114-118)	129
⑦町民のきずなを維持する拠点としての「双葉町外拠点」の整備【再掲】 (119)	135

3. ふるさとへの思いをつなぎ、

ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組

【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】

①一時帰宅の改善(120-124)	136
②墓参への支援(125-127)	143
③ふるさとの荒廃の防止(128-133)	145
④町民のきずなの維持【再掲】(134)	153

【ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組】

①帰還条件の達成に向けた取組	154
(ア)放射線量の低減(135-139)	154
(イ)福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保(140-143)	157
(ウ)インフラ等の復旧(144-146)	160
②津波被災地域の復旧・復興への取組(147-150)	162
③双葉町の復興・再興へ向けた考え方(151)	168

4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて

①復興の取組への町民の参画(152-156)	169
②町民による復興の取組への支援(157-160)	175
③行政と町民等の協働による計画の推進体制(161-165)	178

*目次項目最後の(番号)は、該当する施策番号を示す

双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）の策定にあたって

1. 事業計画の位置付け

本事業計画の位置付けは、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）＊」（平成25年6月策定）に記載された施策について、その実現を図るため、今後取り組むべき具体的な事業を記載するものです。平成26年3月に平成26年度の取組を中心として取りまとめましたが、平成27年2月の双葉町復興推進委員会の最終報告を踏まえて必要な修正を行い、平成27年度の取組を中心とした新たな内容としました。

＊「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」は、双葉町の復興に向けた理念と基本方針を示すとともに、これを実現する施策を取りまとめたもので平成25年6月に策定したものです。

2. 事業計画の目的

本事業計画の目的は、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」に位置付けられた165の施策を実現するため、向こう3か年にわたる計画期間において取り組むべき具体的な施策・事業を計画的に進めることであり、具体的な町の復旧復興事業の取組を明らかにするとともに、復興に向けた取組に係る予算編成の指針ともなるものです。

3. 事業計画の計画期間

平成26年3月に策定した本事業計画の計画期間は、平成26（2014）年度から平成28（2016）年度までの3か年（初版第1期）としていましたが、今回の見直しにより、本事業計画の計画期間は、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までの3か年（改訂第2期）とします。

4. 事業計画の策定体制

本事業計画の初版の策定にあたっては、町民の世代別会議（ワークショップ）、インターネット掲示板（復興掲示板）及び双葉町住民意向調査など多様な方法で町民の意見を聴取するとともに、町民及び専門家による「双葉町復興推進委員会」において、きずなの維持・発展、町民の生活再建、双葉町外拠点について、多様な方法で聴取された町民の意見等を含めて検討が重ねられ、平成26年2月に「第1期提言書」として取りまとめられました。

この提言内容を受けて、庁内における各課横断的な組織である「双葉町復興まちづくり計画推進会議」（次ページ図参照）のもとで事業計画を策定しました。

本事業計画の改訂にあたっては、まず庁内各課に対する第1期事業計画（平成26年度から平成28年度まで）の進捗状況調査を実施しました。その上で「双葉町復興推進委員会」において、平成26年2月に取りまとめた「第1期提言書」に記載されている「当面強化していくべき取組」に対する進捗をグループ討議により検証し、改善の方向性を議論して、平成27年2月24日に「最終報告」において「第1部 町民一人一人の復興に向けて」として今後の取組が提言されました。

この最終報告を受けて、「双葉町復興まちづくり計画推進会議」のもとで事業計画を改訂しました。

双葉町復興まちづくり計画(第一次)に基づく事業計画(実施計画)初版(平成26年3月)の策定体制

(町役場)

(町民参画)

**双葉町復興まちづくり
計画推進会議**

- 委員会の提言を踏まえて、事業計画(実施計画)を作成する
- 副町長を議長とし、庁内課長等により構成する

双葉町復興推進委員会

- 復興まちづくり計画に書かれた施策の推進方策や計画のあり方に関して検討する
- 町民から選出した委員に学識経験者を加えて構成する

【第1期のテーマ例】

- ・町民のきずなの維持・発展施策
- ・「双葉町外拠点」の形成施策
- ・生活再建に必要な施策

委員長：間野 博委員(県立広島大学名誉教授・福島大学うつくしまふくしま未来支援センター特任研究員)

副委員長：伊藤 哲雄委員
高野 陽子委員

町民委員24名、有識者委員5名の計29名の委員で構成

**世代別会議
(ワークショップ)**

- 主要な避難地域において、「きずなの維持・発展」や「コミュニティのあり方」について、町民同士が議論し、提案する
- 参加者が世代別にテーブルを囲んで議論するワークショップ形式により行う

インターネット掲示板

- 双葉町公式ホームページ上において、特定のテーマについて意見の公募を行う

双葉町住民意向調査

- 双葉町・福島県・復興庁が共同して実施する意向調査の結果を委員会にも報告する

第1期として
事業計画(実施計画)に盛り込むべき事業を提案(平成26年2月)

町民の多様な意見を複数の方法を用いて幅広く
聴取し、委員会の提案に反映する

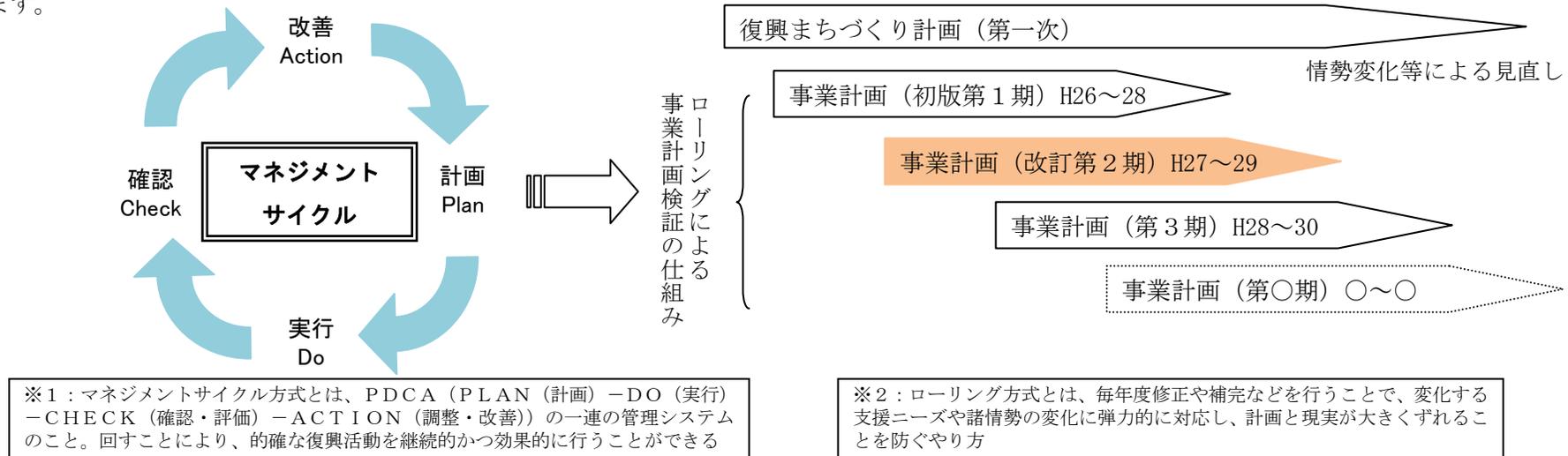
5. 事業計画の概要

「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」には、テーマに応じて165の施策が記載されており、事業計画はこの165の施策各々について、以下の項目から構成されています。

項目	内容
復興まちづくり計画（第一次）の見出し	復興まちづくり計画（第一次）に記載されている該当箇所を明示する。
復興まちづくり計画（第一次）の内容	復興まちづくり計画（第一次）に記載されている施策を抜粋する。
進行管理の主担当課	当該項目の主たる担当課を記載する。複数の課にまたがる場合は合わせてその旨を記載する。
平成26年度の計画	事業計画（第1期）において、平成26年度に重点的に行うものとして計画した事業を記載する。
取組の現状	平成26年度までに実施した事業内容を具体的に記載し、現状と課題を明らかにする。
平成27年度の計画	これまでの取組を踏まえ、平成27年度に重点的に行うべき事業を記載する。
平成28年度・29年度の計画	復興に向けた中期的な見通しを踏まえながら、計画的な事業の推進が図られるよう平成29年度までの取組の考え方を記載する。 平成28年度・29年度の取組は、事業計画の進捗管理を進めていく中で、今後具体化を図る。

6. 事業計画進捗管理の仕組み

町民ニーズや諸情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、毎年度マネジメントサイクル方式^{※1}とローリング方式^{※2}により見直し（下記参照）を行います。



1 2	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>①迅速、確実、十分な賠償</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>24ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(1) 現在の賠償指針・基準はあくまで最低基準です。町民の被害実態を把握し、指針・基準には明記されていない項目を含めて町民の被害に沿った賠償を進めるよう、東京電力に要求していきます。また、国に対して東京電力への指導の徹底を要求していきます。</p> <p>(2) 町民の生活再建が可能となるように、賠償指針・基準の見直し・拡充について、双葉郡他町村と連携して、国・東京電力に要求していきます。その際、賠償指針が明らかとしない事故後6年以降の賠償の取り扱い、将来にわたる健康被害に対する賠償の取り扱いなども求めていきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>(1) ○平成25年12月26日に原子力損害賠償紛争審査会中間指針第四次追補が発表されたことから、その迅速かつ着実な実施を東京電力に要求していきます。</p> <p>○引き続き、町民の被害実態に沿った賠償を国・東京電力に対して要求していきます。</p> <p>(2) ○原子力損害賠償紛争審査会中間指針第四次追補（平成25年12月26日）の町民への周知と、東京電力に対して第四次追補の迅速かつ着実な実施を求めていきます。</p> <p>○指針の改善を引き続き要求していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○町のホームページ、広報紙により、中間指針第四次追補の概要に係る周知を行いました。</p> <p>○東京電力において、中間指針第四次追補で示された賠償項目の請求受付を開始しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月 移住を余儀なくされた精神的損害 ・平成26年7月 新たに住居を確保するための費用の賠償 <p>○また、これまで国・東京電力で協議を重ねてきた賠償項目についても、請求受付を開始しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年8月 墓石等の修繕に係る費用の賠償 ・平成26年9月 宅地・田畑以外の土地および立木の賠償 <p>○双葉郡内の他町村の事例で、国の原子力損害賠償紛争解決センターにおいて精神的損害の集団申立てに対する和解案が提示されたことを受けて、国、東京電力に対して、双葉地方町村会において原子力損害賠償の緊急要望活動を行いました。（平成26年5月22日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力損害賠償紛争解決センターが示した精神的損害賠償に関する和解について（国、東京電力） 原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」）が提示した避難指示区域の1万5千人を超える住民を対象とする精神的損害賠償の和解案について、東京電力は本和解案に対し、回答期限を遵守し、かつ早期に応諾すること。国は東京電力に対して強く指導すること。 ・原子力損害賠償紛争審査会が策定する「指針」へのADR和解案の反映について（国） 原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」）は、多くの被害者に共通する和解案について、同様の損害を受けているすべての被害者に等しく賠償されるよう、対象となる内容や範囲を具体的かつ分かりやすく指針に盛り込み、被害の実態に即した賠償を速やかかつ確実に実施されるようにすること。 		

- ・ADRセンターが示した精神的損害賠償に関する和解案の早期の適用について（東京電力）
和解案について、ADRセンターに申し立てをした被災者と同様の損害を受けている双葉郡の住民等について、審査会の指針の策定を待たずに、また、ADRセンターの申し立てをせずとも同様の賠償を受けることができるようにすること。
 - ・審査会が策定した「中間指針第四次追補」について（国、東京電力）
避難指示等の解除などから相当期間経過後の「相当期間」の決定に当たっては、第四次追補の中で、当面の目安とした1年間という期間は、避難指示解除が当時検討されていた田村市都路地区の現状を踏まえて示したものであり、今後、避難指示の状況が異なるなど、状況に変更が生じた場合は、実際の状況を勘案して柔軟に判断していくことが適当であると明確に示されている。よって、審査会は、これから避難指示を解除する町村から十分に実情を聴取し、各町村の実情を考慮した「相当期間」を判断、決定すること。東京電力は、各町村の実情を考慮した「相当期間」に基づき、速やかかつ確実に賠償を実施すること。
- 国、東京電力に対して、福島県原子力損害対策協議会において「原子力損害賠償紛争審査会が策定する「指針」と原子力損害賠償紛争解決センターの「和解の仲介」に関する緊急要望」を行いました。（平成26年5月15日）
- ・多くの被害者に共通する賠償については、損害の類型化による「指針」への反映によって確実かつ迅速に行われるべきものであることから、審査会において、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に「指針」として示すこと。
 - ・審査会及び紛争解決センターにおいては、住民や地域、市町村に大きな混乱を生じさせないことを基本に、被害の実態に見合った賠償が公平かつ確実、迅速になされるようにすること。
- 国に対して、町の復旧・復興に向けた要望活動を行いました。（平成26年7月16日）
（賠償指針・基準の見直しについて）
- ・国の原子力損害賠償紛争審査会による中間指針及び東京電力による賠償基準については、町民の被害実態に沿った賠償となるよう、不断の見直しを行うこと。
特に、精神的損害、就労不能・営業・営農損害、家賃等、指針において終期等が定められているものについては、その取扱いについて、町の被害実態に応じて、柔軟な対応をとれるようにすること。
 - ・先般、原子力損害賠償紛争解決センターにおいて、精神的損害の集団申立てに対する和解案が提示されたが、こうした多くの被災者に共通する和解事例については、紛争解決センターに申し立てを行った被害者のみならず、同様の被害を被ったすべての被災者に等しく賠償されるべきである。そのため、多くの被災者に共通する和解事例については、原子力損害賠償紛争審査会の賠償指針に盛り込むようにすること。
 - ・国は、東京電力が、被害者との話し合いに丁寧に応じ、被害者の実情に見合った賠償を迅速・確実・公平に行うよう、東京電力に対する指導及び特別事業計画の履行を徹底すること。
 - ・国は、東京電力に対して、原子力損害賠償紛争解決センターの対応に関し、以下の点を強く指導すること。
センターの審議に迅速かつ誠実に対応すること。
センターが提示する賠償額を受け入れ、迅速に賠償を行うこと。
センターにおいて和解した案件と同様の事例については、直接請求の被害者に対しても、和解内容と同様の賠償を行うこと。
- 国、東京電力に対して、福島県原子力損害対策協議会において賠償の完全実施に関する緊急の要望・要求を行いました。（平成26年9月11日）
- ・避難指示区域等に対する賠償　　・被害者の視点に立った親身・迅速な賠償　　・原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介
 - ・風評被害に係る賠償　　・除染等に係る賠償　　・自主的避難等に係る賠償　　・地方公共団体に係る賠償
 - ・消滅時効への対応　　・賠償金の税制上の取扱い　　・生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施
- 経済産業大臣が双葉町内の現地視察を実施した際に、大臣に対して、町民の生活再建のため被害者の実情に見合った損害賠償を行うよう、東京電力に対する指導の徹底の継続を要望しました。（平成26年11月27日）
- 東京電力に対して、原子力損害賠償の完全実施について要求しました。（平成27年1月5日）
- ・改めて加害者であることを認識し、迅速かつ確実な賠償、被害者に寄り添った賠償を、責任を持って行うこと。
 - ・就労不能損害、営業損害の終期の案が示されたが、被災者の生活再建の見通しが立っておらず、長期の避難生活を余儀なくされている実態を十分に認識し、就労不能損害及び営業損害については、町民の被害実態に応じた延長を早急に判断すること。

- 双葉町商工会から町に対して営業損害にかかる賠償の延長を国、東京電力に求めるよう要望があったことを受けて、経済産業省資源エネルギー庁、福島県、東京電力福島復興本社に対して、町並びに商工会の意見を十分に汲み取り、その延長を早期に判断するよう要望しました。(平成27年1月14日)
- 東京電力が営業損害にかかる賠償を平成28年2月までをもって一律に打ち切る素案を示したことについて、福島県町村会において、福島県選出国會議員、復興庁、東京電力に対し、被害を受けている商工業者の実情に応じた賠償を実施するよう要請を行いました。(平成27年1月21日、28日)
- 福島県原子力損害対策協議会においても、原子力災害の特殊性や被害の実情をしっかりと確認しながら、指針の趣旨や商工業者等の意向を十分に踏まえた上で、被害の実態に見合った賠償を最後まで確実に行うよう、国、東京電力に要望しました。(平成27年2月4日)
- 今後も、町民の被害実態に沿った賠償を国・東京電力に要求していきます。

《平成27年度の計画》

- 引き続き、町民の被害実態に沿った賠償を国・東京電力に要求していきます。
- 特に、町政懇談会等において町民から寄せられている賠償金の相続税や贈与税の特例措置については、双葉地方町村会と連携して国へ要求していきます。
- 引き続き、指針の改善を要求していきます。

《平成28年度の計画》

- 引き続き、町民の被害実態に沿った賠償を国・東京電力に要求していきます。
- 引き続き、被害実態に応じて指針の改善を要求していきます。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、町民の被害実態に沿った賠償を国・東京電力に要求していきます。
- 引き続き、被害実態に応じて指針の改善を要求していきます。

3	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ①迅速、確実、十分な賠償</p> <p style="text-align: right;">24ページ</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p style="text-align: center;">復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>消滅時効の取扱いについて、東京電力の運用のみによるのではなく、法的な担保がなされるよう、引き続き国に要求していきます。また、賠償請求手続きの広報を推進するとともに、請求手続きが難しい方に対して、関係機関と連携しながら、請求を促します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○東京電力からの未請求者情報をもとに、町から個別に請求を促していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○消滅時効の取扱い等について、これまで国への要望活動を継続して実施してきており、国会において「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力災害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（原賠時効特例法）」が制定され、東京電力福島第一原子力発電所事故で生じた損害賠償請求権の時効が、民法に定められている3年から10年に延長され、また賠償請求権を行使できる除斥期間（法律上の権利が消滅する期間）についても損害が生じてから20年とされました。</p> <p>○東京電力からの未請求者情報により町から個別に通知を行い、賠償請求について促しており、今後も定期的に行っていく予定です。</p> <p>○東京電力においても、個別の連絡やダイレクトメールの送付等を行い、未請求者の解消に取り組んでいます。</p> <p style="padding-left: 20px;">*平成24年11月30日時点での未請求者は909名でしたが、平成27年1月31日現在で137名になりました。</p> <p>○今後も、町民一人一人から確実に請求がなされるよう取り組んでいきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○引き続き、広報紙、町ホームページ等により未請求者へ賠償請求の働きかけを実施し、未請求者の解消に向けて取り組んでいきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、広報紙、町ホームページ等により未請求者へ賠償請求の働きかけを実施し、未請求者の解消に向けて取り組んでいきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、広報紙、町ホームページ等により未請求者へ賠償請求の働きかけを実施し、未請求者の解消に向けて取り組んでいきます。</p>	

4	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ①迅速、確実、十分な賠償</p> <p style="text-align: right;">24ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p style="text-align: center;">復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>弁護士を利用されている方の手続きが迅速に行われるよう、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の体制拡充などを国等に要求していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の体制拡充を引き続き求めていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○原子力損害賠償紛争解決センターの組織体制は、平成27年2月1日現在で602名であり、設立当初よりも拡充されています。</p> <p>○原子力損害賠償紛争解決センターにおいて、従来よりも簡易的な様式の和解仲介申立書を準備し、申立者の負担を減らす対策を講じており、和解仲介手続きに要する時間も当初と比較し大幅に短縮されるようになってきています。 *当初は半年から1年を要していたが、現在は約6か月</p> <p>○原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続きを適正かつ迅速に行うよう、引き続き国等に対して求めていきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の体制拡充を引き続き国等に求めていきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の体制拡充等を引き続き国等に求めていきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の体制拡充等を引き続き国等に求めていきます。</p>	

5	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ①迅速、確実、十分な賠償</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>24ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>個別の事情を抱える町民のみなさんの賠償手続きを支援するため、双葉町弁護団との連携を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○弁護団会議へ積極的に参加し、弁護団との連携を進めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○町民のみなさんの賠償手続きを支援するため、双葉町弁護団*との連携を下記のように進めました。</p> <p>*双葉町弁護団立ち上げの経緯等 損害賠償に応じるため東京電力が避難者に送付した請求書は、複雑かつ分量も多く町民は戸惑いを感じるとともに、賠償額の低さにも困惑を隠せない中、双葉町としては町民の被った被害に対する適切な賠償を受けるための活動をする弁護団が必要と考えました。弁護士費用を予算化し、町民一人当たり1万円を補助することを決定し、双葉町弁護団の立ち上げを要請し、全国各地で原発被害の救済にあたっている救済センターや弁護団の有志が結束することより、双葉町弁護団が結成された経緯があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受任状況 延べ280世帯716名（平成27年1月31日現在） ・弁護団会議への町職員の参加 <p>※最近の打ち合わせ内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の受任状況 ・賠償未請求者の対応 ・今後の賠償の動向 ・賠償に関する事例に対する意見交換 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○弁護団会議へ積極的に参加し、弁護団との連携を図るとともに、今後の弁護団のあり方についても協議・見直しを行っていきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○双葉町弁護団のあり方の検討結果も踏まえつつ、連携を引き続き図っていきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○双葉町弁護団のあり方の検討結果も踏まえつつ、連携を引き続き図っていきます。</p>	

6	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ①迅速、確実、十分な賠償</p> <p style="text-align: right;">24ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p style="text-align: center;">復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>双葉町ホームページや広報紙を活用して賠償に係る情報提供を一層推進します。また、東京電力に対して、賠償事例の開示・Q&Aの充実など情報公開の徹底を要求していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○町のホームページへの賠償に係る情報掲載（各種相談会、説明会、ADR和解事例等）を引き続き行っていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○町のホームページ、広報紙において、賠償に係る情報掲載を随時行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財物（土地・建物）賠償請求の喚起 ・中間指針第四次追補に基づく新たな賠償 ・農地の賃料（小作料）に関する賠償 ・避難生活による精神的損害（要介護者等への増額）に係る賠償（2回目） ・住居確保にかかる費用の賠償 ・墓石等の修理に係る賠償 ・宅地・田畑の土地および立木に係る財物賠償 ・「宅地・田畑以外の土地および立木」賠償における立木の「林種」が異なる場合の請求書の記入方法 ・家財の個別賠償を見据えた廃棄家財の写真撮影等の注意喚起 ・各種説明会、相談会の情報提供 <p>○住民への説明会、相談会の周知を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力損害賠償支援機構による説明会 20回 参加人数：(全体説明会) 25名 (個別説明会) 56名 ・原子力損害賠償支援機構による借上げ住宅向け説明会 6回 参加人数：(全体説明会) 92名 (個別説明会) 17名 ・福島県不動産鑑定士協会による原子力損害賠償（宅地・建物）巡回相談（平成26年4月～平成27年1月 52回開催） ・福島県弁護士会による原子力損害賠償巡回相談（平成26年4月～平成27年1月 109回開催） ・国、県、関係市町村共催による住居確保損害に関する説明会（平成26年9月～11月 5回開催） <p>○賠償に係る情報収集に努め、情報提供をより一層推進していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○引き続き、町のホームページ、広報紙等への賠償に係る情報掲載を行っていきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、情報提供に取り組みます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、情報提供に取り組みます。</p>	

7	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ②住居（仮設住宅、借上げ住宅等）の改善</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>借上げ住宅を含めた応急仮設住宅の入居期限の延長、借上げ住宅の住み替え制限の緩和等について、引き続き、国・県に要請していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○借上げ住宅の延長および住み替え制限の緩和について、国・県に対して要請します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○みなし仮設住宅としての民間住宅の借上げ制度の延長については、年度が明けてから、福島県と国との間で調整して決定することになります。</p> <p>○みなし仮設住宅としての民間住宅の借上げ制度については、平成28年3月まで延長になりました。現在、平成27年度の再契約の手續と、貸主都合により再契約ができない物件について、住み替えの支援をしています。</p> <p>○みなし仮設住宅としての民間住宅の借上げ住宅の住み替え制限の緩和は進んでいないため、今後も引き続き福島県へ要請していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅建設の進捗が遅れているため、当分の間は借上げ住宅を含めた応急仮設住宅は必要であることから、引き続き入居期間の延長及び借上げ住宅の住み替え制限の緩和について、福島県へ要請していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅建設の見通しを踏まえながら、引き続き福島県へ要請していきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅建設の見通しを踏まえながら、引き続き福島県へ要請していきます。</p>	

8	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ②住居（仮設住宅、借上げ住宅等）の改善</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>25ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>東京電力による家賃賠償について、賠償期間の延長、対象の範囲・金額等の周知、入居費用や家賃の立替払いが困難な方に対する支援等を国・東京電力に要求していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○原子力損害賠償紛争審査会中間指針第四次追補（平成25年12月26日）の実施に当たり、公正な運用が図られるよう、国・東京電力に要求していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○家賃の賠償については、平成29年5月31日まで賠償期間の延長がされています。</p> <p>○東京電力では中間指針第四次追補に基づき、従前の住居が借家であった方に対して、移住等または帰還のための住居を確保するための費用を賠償しています。</p> <p>①新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金 ②新たな借家と従前の借家との家賃の差額相当分の8年分 （賠償金額：①及び②として、一人世帯162万円（世帯人数が一人増えるごとに61万円を加算））</p> <p>○従前住居が借家であった方に対する家賃の賠償と住居確保にかかる費用の賠償との関係について問い合わせが多く寄せられたことから、東京電力に回答を求め、家賃の賠償を請求している時点においても、現在避難している先の借家を移住先として住居確保にかかる費用の賠償を請求できることで回答がありました。</p> <p>*なお、東京電力では、住居確保にかかる費用の賠償を請求することにより、精神的損害の賠償を打ち切ることなく、避難費用（家賃等）の賠償は避難指示解除後相当期間まで、もしくは、従前もしくは他所で取得または賃借した住居を生活の本拠とした時点までとしています。ただし、個々の事情があることから、住居確保にかかる費用の賠償を請求した事実のみでは避難終了とはみなさず、請求者の申告を尊重したうえで判断する方針を示しています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町民の実態に応じた適切な家賃の賠償をするとともに、賠償期間を延長するよう国・東京電力に要求していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○町民の実態に応じた適切な措置を国・東京電力に要求していきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○町民の実態に応じた適切な措置を国・東京電力に要求していきます。</p>	

9	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>②住居（仮設住宅、借上げ住宅等）の改善</p> <p style="text-align: right;">25ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p style="text-align: center;">生活支援課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>旧騎西高校に設置されている一時避難所の解消に向けて、避難者の意見を聞きながら、受入先の確保などの取組を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">—</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○旧騎西高校避難所閉鎖について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づく第1次避難所として開設しました旧騎西高校避難所は、平成26年3月27日をもって閉鎖しました。 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">—</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">—</p>	

10	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ②住居（仮設住宅、借上げ住宅等）の改善</p> <p style="text-align: right;">25ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p style="text-align: center;">生活支援課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>県への要請を通じて、仮設住宅の居住環境の改善に取り組めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○福島県による応急仮設住宅の点検実施*が予定されています。 *点検内容は、主に床下の湿度調査（基礎杭の腐食状況確認のため）を実施し、今後の応急仮設住宅の耐用年数を検討する資料とします。なお、基礎杭の修繕等については、福島県、双葉町、入居者との協議を行い進めていきます。 ○応急仮設住宅は設置後3年を経過するため、外構のスロープや風除室の点検を行い、不具合箇所の修繕等を福島県へ依頼してまいります。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○応急仮設住宅の住環境整備については、住民要望の度に県へ要請しています。 ○福島県内の応急仮設住宅4箇所を設置されている合併浄化槽及び1箇所を設置されている受水槽等の生活に関連する施設の法定点検等を毎年実施しています。 また、使用にあたって問題等が発生した場合は、入居者に対して注意喚起を実施しています。 ○設置後3年を経過したため、福島県が不具合箇所、外構、スロープ等の点検ヒアリングを行い、修繕等を実施しています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○応急仮設住宅の住環境整備については、住民要望の度に県へ要請してまいります。 ○応急仮設住宅に設置してある、生活に関連する施設の法定点検等を実施してまいります。 ○復興公営住宅入居等への誘導を図ります。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅入居等への誘導を図ります。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅入居等への誘導を図ります。</p>	

11	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ②住居（仮設住宅、借上げ住宅等）の改善</p> <p style="text-align: right;">25 ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p style="text-align: center;">復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>仮設住宅の住環境を根本的に解決するため、一刻も早く恒久住宅への入居が可能となるように国・県・受入自治体との協議を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">自立再建については、施策23から27に同じ 復興公営住宅については、施策52から56に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○仮設住宅の住環境を根本的に解決し、恒久住宅への入居を可能とするには、大別して二つの方向に分かれると考えます。</p> <p>○一つは、賠償、二重ローン対策、融資、税制優遇策などを元手に自力で住居を再建する方向です。もう一つは、福島県が進めている復興公営住宅に入居するという方向です。</p> <p>○この二つの方向のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力再建に係る取組の現状と平成27年度以降の取組方針については、施策23から27に記載しています。 ・復興公営住宅に係る取組の現状と平成27年度以降の取組方針については、施策52から56に記載しています。 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">自立再建については、施策23から27に同じ 復興公営住宅については、施策52から56に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○自立再建については、施策23から27に同じ ○復興公営住宅については、施策52から56に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○自立再建については、施策23から27に同じ ○復興公営住宅については、施策52から56に同じ</p>	

12	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ②住居（仮設住宅、借上げ住宅等）の改善</p> <p style="text-align: right;">25ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p style="text-align: center;">住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>仮設住宅と市街地を結ぶ復興支援バスについて、国・事業者への要請を通じて、運行の継続と運用の改善に取り組みます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○仮設住宅と市街地を結ぶ復興支援バスを引き続き運行します。 ○住民ニーズ等を踏まえて、路線の改正を要望*していきます。 *いわき南台線について、町民がまとまって入居している借上げ住宅等が多い地域への路線拡張を検討しています。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○各地域において、現在、仮設住宅と市街地を結ぶ復興支援バスが運行されています。 *運行主体はバス各事業者が行っています。 *いわき市、郡山市、福島市で運行されています。</p> <p>○市街地から離れたところに立地している仮設住宅と市街地を結ぶ、仮設住宅の避難者の足として運行されている「復興支援バス」について、運行支援の根拠となっている特定被災地域公共交通調査事業が平成27年度まで延長されました。</p> <p>○今後建設される復興公営住宅への路線拡充も、国からの回答が得られ認められるようになりました。</p> <p>○町民がまとまって入居している借上げ住宅等が多い地域へのいわき南台線の拡張は、バスの回転場が確保できないなどの技術的な問題等により実現に至りませんでした。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○平成27年度までは復興支援バス事業が認められており、事業を継続していきます。 ○復興支援バスの今後の運行については、受益者負担のあり方や復興公営住宅への路線拡大について双葉町単独では対応できない面もあり、関係自治体と協議、調整していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○同事業の継続または新規事業により、町民の足の確保に努めていきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○同事業の継続または新規事業により、町民の足の確保に努めていきます。</p>	

13	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>③避難生活における健康被害の防止</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課 生活支援課（支所関係）</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民への定期的・継続的な戸別訪問について、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会や避難先自治体等と連携して、実施していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○いわき市内に移動している方が増加していることや65歳未満者の健康調査訪問が不十分であることから、相双保健福祉事務所いわき出張所等の協力を得て健康調査訪問を実施します。その結果ハイリスク者については、専門職等に繋ぎ適切な対応・支援に取り組みます。</p> <p>○民生委員・児童委員が県内外に19名いるため、単独世帯、高齢者世帯、母子世帯等家庭訪問を実施していきます。</p> <p>○要支援者については、関係機関と連携会議を実施し、処遇について検討し適切な支援に繋いでいきます。</p> <p>○平成25年度健康管理システムを導入したことによる町役場内の情報の共有化、避難先自治体の連携を図り、確実な支援体制を構築します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>(健康福祉課)</p> <p>○福島県内の仮設住宅及び借上げ住宅等に避難している町民の訪問については、健康福祉課保健師、生活支援課保健チーム、社会福祉協議会の支援員、民生委員・児童委員が計画的に実施しています。現在、いわき事務所保健師3名、生活支援課保健チーム（埼玉支所含む）に保健師及び看護師が10名配置されています。</p> <p>○平成24年度の仮設住宅等の訪問相談件数は2,516件、平成25年度は5,335件でした。</p> <p>○平成27年2月2日現在、福島県内に約4,047人、県外に2,972人と広域に避難生活をしており、一人一人の健康状態の把握、生活実態状況の確認は厳しい現状にあります。</p> <p>○県内もいわき市、福島市、郡山市のほか県内各地に分散しており、すべてに手を差し伸べることは大変困難な状況です。そこで、避難先自治体に協力を頂いて健診や訪問をお願いしています。</p> <p>○重複訪問を避け、効果的な訪問指導を行うため、健康福祉課・生活支援課・社会福祉協議会・地域包括支援センター等と連携・調整を図り、同行訪問を実施しています。</p> <p>○関係機関と情報を共有するため、連絡会及び打合せ会を定期的を開催しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆双葉町保健福祉実務者連絡会・・・いわき地区 月1回 相馬地区 2か月1回 ◆生活支援相談員等打合せ・・・いわき地区 週1回 ◆民生委員・児童委員等打合せ・・・いわき地区 月1回 <p>○全国に避難している65歳以上の高齢者に対し、「生活機能チェックリスト」を実施し、特定高齢者の選定を実施しました。これらについては、避難先自治体に情報提供を実施し、介護予防事業に誘導及び訪問等を依頼しました。</p> <p>○平成24・25年度と県内各保健福祉事務所の協力を得て、65歳未満者の健康調査訪問を実施しました。平成26年度についても継続して協力をいただいています。</p>		

- 平成26年度は、「子ども健やか訪問事業」（福島県事業）ということで、1歳・4歳・小学1年の訪問76件を依頼しました。
- 健康管理システムは、いわき事務所と2支所（郡山支所・埼玉支所）でも利用ができ、確実な支援体制に役立っています。（施策37、38）

（生活支援課）

- 平成26年4月1日から双葉町役場いわき事務所に生活支援課が配置され、郡山支所及び埼玉支所と合わせた3箇所ですぐに仮設住宅等の支援を開始しました。
- いわき事務所生活支援課及び生活支援課郡山支所では、応急仮設住宅及び借上げ住宅での戸別訪問を実施し、健康サロン等を開催しています。
- 福島県保健福祉事務所、双葉町社会福祉協議会、双葉町民生委員、ふくしま心のケアセンターと情報の共有等を行い、連携を図っています。
- 生活支援課埼玉支所でも戸別訪問を実施し、埼玉県加須保健所、加須市、埼玉県社会福祉士会、双葉町社会福祉協議会、双葉町民生委員、ふくしま心のケアセンターと情報の共有等を行い、連携を図っています。

《平成27年度の計画》

（健康福祉課）

- 65歳未満であっても、これまでに問題行動のあった方や要支援者などについて、家庭訪問を継続し、見守りや支援を行っていきます。
- 仮設住宅、借上げ住宅等に住んでいる高齢者世帯、単身世帯、母子父子家庭等については、これまでと同様に訪問を行い、見守りを続けていきます。訪問を拒否する方については、電話で聞き取りをするなど状況の把握に努めていきます。
- 健康管理システムを活用し、いわき事務所、郡山支所、埼玉支所との情報の共有を図り、避難先自治体と連携を取りながら支援体制を構築します。
- 民生委員・児童委員が配置されているので、高齢者世帯、単身世帯等の家庭訪問を実施していきます。
- 要支援者については、関係機関と連携会議を実施し、処遇について検討し、適切な支援につないでいきます。

（生活支援課）

- 関係機関と情報を共有し連携して、町民への定期的・継続的な戸別訪問を実施します。

《平成28年度の計画》

（健康福祉課）

- 平成27年度と同様、家庭訪問、見守り支援を継続していきます。

（生活支援課）

- 関係機関と情報を共有し連携して、町民への定期的・継続的な戸別訪問を実施します。

《平成29年度の計画》

（健康福祉課）

- 平成28年度と同様、家庭訪問、見守り支援を継続していきます。

（生活支援課）

- 関係機関と情報を共有し連携して、町民への定期的・継続的な戸別訪問を実施します。

14	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>③避難生活における健康被害の防止</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民のみなさんが気軽に利用できるように、健康相談・指導、介護予防、孤立防止、心のケア等を目的としたサポートセンターを避難者が多い複数の地域に設置します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○いわき市、郡山市に加え、埼玉県加須市に新たにサポートセンターを開設し、健康支援、生活相談などの事業を行います。</p> <p>○福島市、白河市、南相馬市については、社会福祉協議会の出張所を開設しているため、生活支援相談員等による介護予防事業を展開していきます。</p> <p>○参加者が固定化している傾向にあるため、新たに利用する方も気軽に利用できるサポートセンターづくりに努めると共に、借上げ住宅にいる高齢者等一人でも多くの人が利用できるよう声掛けを行っていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成24年1月にいわき市南台応急仮設住宅内にサポートセンター「ひだまり」を開所し、健康相談、介護予防、孤立防止のためサロンを開催しました。一日約二十数名の利用者があり、平成26年3月まで週日休みなく施設を開放しました。サポートセンターの利用の状況は、平成23年度は27回745人、平成24年度は152回3,831人、平成25年度は144回3,434人の参加がありました。</p> <p>○平成26年4月には、郡山市内にサポートセンターを開所し、主に郡山市内を中心に仮設住宅、借上げ住宅の訪問、健康相談等を実施しています。また、福島市、白河市においては、仮設住宅内に、南相馬市は市内に社協の出張所を設け訪問や健康相談等を行っています。</p> <p>○県外においては、埼玉県加須市では平成26年度よりサポートセンターを開設し、健康支援、生活相談などの事業を行っています。また、毎週木曜日にはサロンを開催し、市内に住んでいる町民の交流の場となっています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○サポートセンターによる健康支援、生活相談などの事業を行います。</p> <p>○生活支援相談員等による介護予防事業を展開していきます。</p> <p>○復興公営住宅の建設に伴うサポートセンターの在り方に配慮した事業の展開をしていきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○平成27年度と同様、健康支援、生活相談等の事業を実施していきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○平成28年度と同様、健康支援、生活相談等の事業を実施していきます。</p>	

16	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>③避難生活における健康被害の防止</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>避難生活による精神的ストレス等健康被害を抱えている町民のみなさんに対して、避難先自治体等の関係機関と連携して心のケア支援プログラム（周期的な相談・病院の紹介等）を継続して実施していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○月1回程度実務者連絡会を開催し、関係者間で連携を密にし、ネットワーク構築をしていきます。 ○ケース検討を行い、より適切な関わりに繋げるよう専門職種との連携を図っていきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉実務者連絡会等において、精神的・健康リスクを抱えている町民の情報を把握した時点で、電話相談や家庭訪問ができるよう調整を行っています。県外に避難している町民に対しては、避難先自治体に情報提供をしてケースの情報把握や見守り等ケースにあった対応を依頼しています。 ○心のケアセンターと同行訪問をし、必要に応じ継続訪問や専門医療機関への受診勧奨等を慎重に行っています。（うつ・閉じこもり・アルコール依存等） ○各仮設住宅集会所や交流広場（全9か所）を会場に自殺予防事業「笑いヨガ教室」を平成26年11月から平成27年3月に実施しています。 ○啓発目的で全世帯に「眠れていますか？」（快眠度チェック）のクリアファイルを配布したり、ウエットティッシュ「支えあおう心とからだーひとりで悩まず誰かに相談しましょうー」を作成して家庭訪問で配布及び庁舎内カウンター等に設置したりしました。 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○月1回程度実務者連絡会を開催し、関係者間で連携を密にし、ネットワーク構築をしていきます。 ○ケース検討を行い、より適切な関わりに繋げるよう専門職種との連携を図っていきます。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度と同様に事業を実施していきます。 	<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度と同様に事業を実施していきます。 	

17	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>③避難生活における健康被害の防止</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>高齢者や障害者に対する緊急時の安否確認を迅速に行うための緊急通報システム体制を活用します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○継続事業として新規も含めて実施を予定しており、民生委員・児童委員、生活支援相談員等と協力しながら進める計画です。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○継続事業として、新規設置も含めて実施しています。</p> <p>民生委員・児童委員、生活支援相談員などから高齢者世帯や一人暮らし高齢者等に緊急通報システムを設置し、緊急時の対応を最寄りの消防署や親近者に通報されることとなっています。平成25年度末69件の加入がありましたが、平成26年12月末現在、転居などにより3件減、新規に2件設置で68件の方が利用されています。</p> <p>○今後も引き続き、利活用されるよう民生委員・児童委員等を通じて対応をしています。</p> <p>○委託事業者が毎週見守りの電話連絡を行っています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○継続事業として、新規設置も含めて実施を予定しており、民生委員・児童委員、生活支援相談員等と協力しながら進めます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○平成27年度と同様に事業を実施していきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○平成28年度と同様に事業を実施していきます。</p>	

18	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>③避難生活における健康被害の防止</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>																																			
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>保健師等の人材の恒久的な確保を国・県等に要請し、町民のみなさんの健康管理を適切に実施していく体制を構築していきます。</p>																																					
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○今後も引き続き保健師・看護師の派遣を要請すると共に採用を視野に入れながら人材確保に努めていきます。</p> <p>○定期的に連絡会を開催し、3か所の保健チームの連携を図り、町民の健康管理の維持に努め、継続した体制で支援事業を展開していきます。</p> <p>○生活支援相談員（社会福祉協議会）の増員確保に努めていきます。</p>																																					
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成26年度の保健チーム体制は以下のとおりです。（平成27年1月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="190 791 1832 975"> <thead> <tr> <th></th> <th>町正規保健師</th> <th>管理栄養士</th> <th>町任期付保健師</th> <th>臨時保健師</th> <th>臨時看護師</th> <th>看護協会派遣保健師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわき事務所（健康福祉課）</td> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃（生活支援課）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>郡山支所</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>埼玉支所</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○臨時職員の定着が無く、発展的な事業の展開が困難であり、県の保健師の派遣を要請しています。</p> <p>○平成26年度は、3事務所保健チームスタッフの情報共有を図るため「保健師等連絡会」設置しました。年4回の開催を予定し、3回と部会1回を実施してきました。</p>				町正規保健師	管理栄養士	町任期付保健師	臨時保健師	臨時看護師	看護協会派遣保健師	いわき事務所（健康福祉課）	3	1					〃（生活支援課）				1	2		郡山支所	1		1			2	埼玉支所	1			2		
	町正規保健師	管理栄養士	町任期付保健師	臨時保健師	臨時看護師	看護協会派遣保健師																															
いわき事務所（健康福祉課）	3	1																																			
〃（生活支援課）				1	2																																
郡山支所	1		1			2																															
埼玉支所	1			2																																	
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○引き続き保健師・看護師の派遣を要請するとともに、新規採用職員を募集し、人材確保に努めていきます。</p> <p>○定期的に連絡会を開催し、3か所の保健チームの連携を図り、町民の健康管理の維持に努め、継続した体制で支援事業を展開していきます。</p> <p>○生活支援相談員（社会福祉協議会）の増員確保に努めていきます。</p>																																					
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○平成27年度と同様に事業を実施していきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○平成28年度と同様に事業を実施していきます。</p>																																				

19	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ④各種支援措置（高速道路の無料化・各種減免措置等）の継続</p> <p style="text-align: right;">27ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>高速：総務課、税：税務課 医療・介護：健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>高速道路の無料化、医療費負担の減免など各種被災者支援制度の継続について、国に引き続き要請していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>（総務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高速道路の無料化について、国に引き続き要請していきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・町民のきずな、コミュニティを維持、発展させていくためには、町民同士の交流機会の確保が重要であり、家族間の移動経費の負担も増大しています。 ・双葉町への帰還見通しが立っていない状況下においては、本制度の継続は、必須です。従って平成26年度以降の高速道路無料化の延長、継続について強力に要望していきます。 ・出口料金所で提示する必要がある確認用書面（被災証明書）の携帯が容易になるようカードサイズ化します。（住民生活課） <p>（税務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○税の減免について <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度の町民税等の減免については、平成26年第1回町議会定例会に関連の条例案を提出し、引き続き実施する予定です。なお、双葉郡内町村の町民税等の減免内容に差があるのも事実です。他町村の動向を踏まえながら、今後とも調整を図っていきます。 <p>（健康福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険の医療費の一部負担金の免除について <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金免除については、平成27年3月1日以降も継続を強く要請します。 <ul style="list-style-type: none"> *本町において震災以降、離職者が急増し震災前に1,840名（平成23年2月末現在）だった国民健康保険の加入者は現在2,510名（平成26年1月末）と年々増加し震災前に比べると約4割の増となっています。これは、転入等での増加がほとんどなく、死亡や後期高齢者医療保険への移行による減少の人数には大きな変化がないことから、増加理由のほとんどが離職・退職による失業に伴い社会保険等から国民健康保険へ加入した被保険者です（平成23年3月～平成26年1月までの社会保険離脱による国民健康保険加入者数：のべ1,779名）。現在でも増加傾向にある被保険者の多くは、いまだ生活再建が難しく医療費以外の支出が増大しています。また、被保険者一人当たりの医療費も年々増加していることから本制度の継続が無い場合、帰還の見通しがたっておらず生活再建も困難な現状で、今後の住民の避難生活へ与える経済的な影響はとて大きくになります。 ○後期高齢者医療保険の一部負担金及び保険料の減免について <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金免除については、平成27年3月1日以降も継続を強く要請します。 ・保険料の減免については、平成27年度以降も継続を強く要請します。 ○国民年金の保険料免除について <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料特例免除については、平成26年度以降も継続を強く要請します。 		

○介護保険サービス利用料及び保険料の減免について

- ・介護保険サービス利用料免除については、平成27年3月1日以降も継続を強く要請します。
- ・65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料減免については、平成27年度以降も継続を強く要請します。

≪取組の現状≫

（総務課）

○高速道路の無料化について

- ・高速道路は、全国に避難している町民のきずなを維持していくためにも、必要不可欠なものです。
- ・平成27年2月10日に、高速道路の無料措置が平成28年3月31日まで延長されました（双葉町からの避難者は、東北道・加須IC、常磐道・桜土浦ICを入口または出口として取り扱う通行料金も無料となっています）。
- ・出口料金所で提示する必要がある「被災証明書」のカードサイズ化を実施しました。（平成26年7月25日発行）
- ・高速道路の現制度での無料化措置の継続を復興庁、国土交通省に要望しました。（平成26年7月16日、11月26日）

（税務課）

○税の減免について

- ・町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税については、「平成26年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例」により減免を実施しています。
- ・町民の厳しい現状を鑑みて、平成26年度からは前年中の所得金額が1,000万円を超える人には10分の1の個人町民税の減免を実施しています。

（健康福祉課）

○国民健康保険の一部負担金の免除について

- ・一部負担金（療養費を除く）の全額免除については、国の財政支援の延長により平成28年2月29日まで実施となりました。

○後期高齢者医療保険の一部負担金及び保険料の減免について

- ・一部負担金（療養費を除く）の全額免除については、国の財政支援の延長により平成28年2月29日まで実施となりました。
- ・保険料については、平成26年福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会で条例が可決され、昨年に引き続き全額免除となっています。

○国民年金保険料免除について

- ・被災時に双葉町に住居票があった者については、転出者であっても国民年金保険料特例免除の申請を行い、平成27年6月分まで保険料の全額免除を受けることができます。

○介護保険料サービス利用料及び保険料の減免について

- ・介護保険サービス利用料の免除については、国の財政支援の延長により平成28年2月29日まで実施となりました。
- ・65歳以上（第1号被保険者）の平成26年度介護保険料の減免については、町議会定例会において条例が可決され、昨年に引き続き全額免除となっています。

○平成26年7月16・17日 国民健康保険・後期高齢者医療等医療保険及び介護保険・障害者福祉サービスの免除措置の延長について復興庁、厚生労働省に継続要望をしました。

○平成26年11月26日 国民健康保険・後期高齢者医療等医療保険及び介護保険・障害者福祉サービスの免除措置の延長について復興庁、厚生労働省に継続要望をしました。

《平成27年度の計画》

(総務課)

- 今年度と同様の高速道路の無料化措置の継続を国に引き続き要請していきます。
避難生活を強いられている状況下においては、本制度は必須です。平成28年度以降の高速道路無料化の延長、継続について復興庁、国土交通省等に強力に要望していきます。

(税務課)

- 税の減免について
 - ・国の減収に対する補てん策（震災復興特別交付税措置等）や他町村の動向を鑑み、減免措置を講じることとします。

(健康福祉課)

- 国民健康保険の医療費の一部負担金の免除について
 - ・一部負担金の免除については、平成28年3月1日以降も継続を強く要請します。
- 後期高齢者医療保険の一部負担金及び保険料の減免について
 - ・一部負担金の免除については、平成28年3月1日以降も継続を強く要請します。
 - ・保険料の減免については、平成28年度以降も継続を強く要請します。
- 国民年金保険料免除について
 - ・国民年金保険料の特例免除については、平成27年度以降も継続を強く要請します。
- 介護保険サービス利用料及び保険料の減免について
 - ・介護保険サービス利用料の免除については、平成28年3月1日以降も継続を強く要請します。
 - ・65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料の減免については、平成28年度以降も継続を強く要請します。

《平成28年度の計画》

(総務課)

- 高速道路の無料化措置の継続を国等へ要請していきます。

(税務課)

- 税の減免について
 - ・町民税等の減免については未定です。他町村の動向や国の減収に対する補てん策（震災復興特別交付税措置等）などを考慮し、減免措置を講じることとします。

(健康福祉課)

- 平成27年度と同様、事業の継続を要請します。

《平成29年度の計画》

(総務課)

- 高速道路の無料化措置の継続を国等へ要請していきます。

(税務課)

- 税の減免について
 - ・町民税等の減免については未定です。他町村の動向や国の減収に対する補てん策（震災復興特別交付税措置等）などを考慮し、減免措置を講じることとします。

(健康福祉課)

- 平成28年度と同様、事業の継続を要請します。

20	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ⑤町からの情報提供</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>各地で開催される交流イベントの情報提供を行います。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>施策90～96に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策90～96に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策90～96に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策90～96に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策90～96に同じ</p>	

21	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ⑥町民のきずなの回復</p> <p style="text-align: right;">28ページ</p>	《進行管理の主担当課》
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民が安心して避難生活を送れるよう、全国各地に避難しバラバラになってしまった町民のきずなを維持・回復させるための取組を積極的に進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策77～118に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p style="text-align: center;">施策77～118に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策77～118に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策77～118に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策77～118に同じ</p>	

22	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ⑥町民のきずなの回復</p> <p style="text-align: right;">28ページ</p>	《進行管理の主担当課》
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>仮設住宅だけでなく、借上げ住宅等にて避難生活を送っている町民のみなさんも集まれる場の設置について検討を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策83～84に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p style="text-align: center;">施策83～84に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策83～84に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策83～84に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策83～84に同じ</p>	

23	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援 （ア）住居の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>新たな住居の確保等生活再建が可能となるような賠償基準の見直し・拡充について、双葉郡他町村と連携して国・東京電力に要請していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○平成25年12月26日に原子力損害賠償紛争審査会中間指針第四次追補が発表されたことから、その迅速かつ着実な実施を東京電力に要求していきます。</p> <p>○引き続き、町民の被害実態に沿った賠償を国・東京電力に対して要求していきます。</p> <p>*原子力損害賠償紛争審査会中間指針第四次追補（平成25年12月26日）は、あくまで最低限の基準であると考えています。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○第四次追補において、従来持ち家であった方に対して、住居確保にかかる費用の賠償が示され、請求受付が開始されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物（住宅）については、避難先で住宅取得のために実際に発生した費用と双葉町に所有していた住宅の賠償額の差額が、一定の範囲で賠償されます。 *賠償上限金額：（従来の住宅の想定新築価格－従来の住宅の時価相当額）×75% ・土地（宅地）については、事故当時に所有していた双葉町の宅地の価値と、避難先で宅地取得のために実際に発生した費用との差額が、一定の範囲で賠償されます。 *賠償上限金額：従来の宅地の面積（250㎡上限）×38,000円/㎡－従来の宅地の面積（400㎡上限）×従来の宅地の単価（円/㎡） 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○住居確保損害に係る賠償の迅速かつ着実な実施を求めています。</p> <p>○引き続き、町民の被害実態に見合った賠償を国・東京電力に要求していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○住居確保損害に係る賠償の迅速かつ着実な実施を求めています。</p> <p>○引き続き、町民の被害実態に見合った賠償を国・東京電力に要求していきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○住居確保損害に係る賠償の迅速かつ着実な実施を求めています。</p> <p>○引き続き、町民の被害実態に見合った賠償を国・東京電力に要求していきます。</p>	

24	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援 （ア）住居の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課 税務課（税制）</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>二重ローン対策、融資制度や税制優遇措置の拡充・継続、新たな支援措置の創設などを国、県に要請していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>（復興推進課）</p> <p>○新たな住まいの確保に向けた各種支援制度（融資制度、税制優遇、支援金、宅地の供給等）の継続・拡充の要請と、既存の支援制度の情報提供を充実*していきます。</p> <p>*制度の効果的な活用を図るために広報紙等による周知を行うとともに、利用者が利用しやすくするために制度の拡充を申し入れていきます。</p> <p>○集会や懇談会等において町民の意見を聞き、新たな支援措置の創設に向けて、国、県、関係機関との協議を行います。</p> <p>（税務課）</p> <p>○避難指示解除準備区域においても帰還困難区域と同じ住居の確保に係る税制優遇措置*が講じられるよう、引き続き国、県へ要望していきます。</p> <p>*双葉町の避難指示解除準備区域内の住民においても代替資産の取得を決断せざるを得ない実情は帰還困難区域の住民となら異なることはありません。</p> <p>○住居の確保に係る税制優遇措置については、双葉町だけの問題ではないことから、今後とも近隣町村と連携し、要望活動を展開していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>（復興推進課）</p> <p>○各種支援制度については、継続して行われています。</p> <p>【二重ローン対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業 <p>東日本大震災で半壊以上被災した住宅にローンが500万円以上残っている方が、福島県内に住宅を再建等（建築・購入・補修）するため、新たな資金（500万円以上）を借り入れる場合、既存の住宅ローンの5年分の利子相当額（上限140万円）が補助されます。</p> <p>【融資制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人住宅金融支援機構 <p>平成23年3月11日時点で避難指示区域内に住んでいた方が、住宅を建設又は購入される場合、罹災証明書が交付されなくても、避難指示が解除されていないことを確認できた場合、災害復興住宅融資を受けられます。</p> <p>*建設の場合：13㎡以上175㎡以下・・・被災前の住宅床面積が175㎡を超えている場合は被災前の住宅部分の床面積が上限となります。</p> <p>*補修の場合：床面積に制限はありません。</p>		

【給付金】

・住まいの復興給付金制度（復興庁）

①平成26年4月1日からの消費税率引き上げ（5%から8%）に伴う負担増加に対応した措置が受けられます。

*再取得住宅の床面積：175㎡が上限で、消費税増税分3%が対象（175㎡を超える場合は175㎡まで）

*給付金額＝床面積×給付単価5,130円×住宅持分割合

②今後予定されている更なる消費税率引き上げ（8%から10%）に伴う負担増加に対応した措置が受けられます。

*再取得住宅の床面積：175㎡が上限で、消費税増税分5%が対象（175㎡を超える場合は175㎡まで）

*給付金額＝床面積×給付単価8,550円×住宅持分割合

○東京電力において、新たに住居を確保するための費用の賠償の請求受付が開始されています。

①従来の住居が持ち家であった方

*建物（住宅）について、避難先で住宅取得のために実際に発生した費用と双葉町に所有していた住宅の賠償額の差額が、一定の範囲で賠償されます。

*土地（宅地）について、事故当時に所有していた双葉町の宅地の価値と、避難先で宅地取得のために実際に発生した費用との差額が、一定の範囲で賠償されます。

②従来の住居が借家であった方

*新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金および新たな借家と従前の借家との家賃の差額相当分の8年分として、一人当たり定額162万円（世帯の人数が一人増えるごとに61万円加算）が賠償されます。

○集会や懇談会において町民の意見を聞き、新たな支援措置の創設に向けて、国、県、関係機関との協議を行います。

（税務課）

○帰還困難区域においては、「住民の帰還が長期間困難であると予想される」ことから、代替資産※1の特例措置（税制優遇）が引き続き適用されていますが、避難指示解除準備区域においては「住民の帰還を目指す区域」として位置づけられ、一定の期間が過ぎると原子力災害に係る代替資産の特例措置が受けられなくなります。※2

双葉町の避難指示解除準備区域においては、依然として除染やインフラの整備等が進まず、住民が帰還できる環境が整備されていないのが現状です。

このような状況を踏まえ、帰還困難区域と同じく避難指示解除準備区域においても代替資産に係る特例措置（不動産取得税、固定資産税等の減免）が講じられるよう、国、県に要望し続けています。

※1 原子力災害により被災した家屋に代わる家屋（以下「代替家屋」という。）及びその敷地等をいいます。

※2 避難指示解除準備区域で津波・地震被害を受けたもの（滅失・損壊した家屋）については、東日本大震災に係る代替資産の特例措置を受けることができます。

・平成24年7月11日、原発被災地に関する代替資産特例の対象区域について避難指示解除準備区域を含めるように復興庁に双葉地方町村会が要望書※3を提出しています。

※3 国が示した原発被災地に関する代替資産特例（不動産取得税及び固定資産税の減免）の対象区域は居住困難区域（帰還困難区域及び居住制限区域）となっており、避難指示解除準備区域は対象となっていません。双葉町の避難指示解除準備区域にあつては、当面、帰還は望めないことから当該特例対象区域に含めるよう要望しています。要望に対して国からは、避難指示解除準備区域への代替資産特例の適用は「住民の流出を促進しかねない」という課題があり、慎重に検討する必要があるとの回答を得ています。

・平成25年7月23・24日及び11月27・28日に避難指示解除準備区域内における代替資産特例の適用について、復興庁、総務省等に町独自で要望書を提出しています。

・平成26年7月16・17日に避難指示解除準備区域内における代替資産特例の適用について、復興庁、総務省等に町独自で要望書を提出しています。

〔代替資産に係る特例措置（税制優遇）の状況〕

- ・印紙税関係の非課税措置※4 (国)
 - ※4 帰還困難区域及び避難指示解除準備区域内にある建屋に代わる家屋（以下「代替家屋」という。）を取得する場合等に、被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が取られています。
- ・登録免許税の免除措置※5 (国)
 - ※5 帰還困難区域及び避難指示解除準備区域内にある代替家屋及び代替家屋の敷地等の所有権の移転登記等に係る登録免許税が免除されます。
- ・不動産取得税の軽減措置※6 (都道府県)
 - ※6 帰還困難区域内にある代替家屋及び代替建屋の敷地等を新たに取得した場合は、不動産取得税の軽減措置を受けることができます。避難指示解除準備区域内にある代替家屋及び代替家屋の敷地等を取得した場合は、警戒区域の再編後3か月以内に取得された代替家屋（代替家屋が新築の場合は1年）及びその敷地に限り、代替資産に係る特例措置を受けることができます。
- ・固定資産税（都市計画税）の軽減措置※7（市町村）
 - ※7 帰還困難区域内にある代替家屋及び代替建屋の敷地等を新たに取得した場合は、固定資産税（都市計画税）の軽減措置を受けることができます。避難指示解除準備区域内にある代替家屋及び代替家屋の敷地等を取得した場合は、警戒区域の再編後3か月以内に取得された代替家屋（代替家屋が新築の場合は1年）及びその敷地に限り、代替資産に係る特例措置を受けることができます。

《平成27年度の計画》

(復興推進課)

- 新たな住まいの確保に向けた各種支援制度（融資制度、税制優遇、支援金、宅地の供給等）の継続・拡充の要請と、既存の支援制度の情報提供*を充実していきます。
 - *制度の効果的な活用を図るために広報紙等による周知を行うとともに、利用者が利用しやすくするために制度の拡充を申し入れていきます。
- 集会や懇談会等において町民の意見を聞き、新たな支援措置の創設に向けて、国、県、関係機関との協議を行います。

(税務課)

- 避難指示解除準備区域においても帰還困難区域と同じ居住の確保に係る税制優遇措置*が講じられるよう、引き続き国、県へ要望していきます。
 - *双葉町の避難指示解除準備区域内の住民においても代替資産の取得を決断せざるを得ない実情は帰還困難区域の住民となら異なることはありません。
- 住居の確保に係る税制優遇措置については、双葉町だけの問題ではないことから、今後とも近隣町村と連携し、要望活動を展開していきます。
- 相続・贈与税対策に関して住民要望があるため、税務署と連携して制度の周知に取り組みます。

《平成28年度の計画》

- 二重ローン対策、融資制度や税制優遇措置について、引き続き国、県に要請していきます。

《平成29年度の計画》

- 二重ローン対策、融資制度や税制優遇措置について、引き続き国、県に要請していきます。

25	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>（ア）住居の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>住宅・土地取得に係る情報提供・相談窓口の設置などを国・県・関係団体に要請していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○今後も引き続き「住宅再建相談会*」を開催するよう働きかけるとともに、町民に周知していきます。</p> <p>*「住宅再建相談会」は、被災された方の住宅再建に対する支援を充実するため、地方公共団体・事業者等から構成される各県住宅関係協議会及び住宅金融支援機構が連携して開催しています。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○関係機関との連携を取りながら町ホームページや広報紙等を利用して、「住宅再建相談会」の開催の周知を図っています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○今後も引き続き「住宅再建相談会」を開催するよう働きかけるとともに、町民に周知していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、国・県・関係団体に要請していきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、国・県・関係団体に要請していきます。</p>	

26	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(ア) 住居の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>避難者が集中して土地の需要がひっ迫している地域では、宅地の供給を県等に要請していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○今後、賠償指針が見直されると、家を建てたり、購入する人が急に多くなることが想定されます。</p> <p>○外部団体からも見識ある提言の動きもあるので、これらの動きを踏まえて、町外拠点の近隣に自宅の再建を希望する町民を対象として、宅地取得支援の仕組みづくりを県等に引き続き求めています。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○住宅取得に困難が生じないよう、良好な宅地の供給、税制面の拡充・継続、住宅情報の提供など、住宅取得に向けた支援体制*を構築するよう国などに働きかけを行っています。</p> <p>*特に避難者が集中している地域においては、宅地供給がひっ迫していることから、避難者が住宅再建するための優良宅地造成などの用途で民間事業者へ土地が売却された場合の譲渡所得に係る所得税の減免措置を講ずるなど、良好な宅地供給を促進するための特段の措置を講ずること</p> <p>○双葉地方町村会及びいわき市長とともに、平成26年6月30日に国などに働きかけを行いました。</p> <p>(要望事項) 地域医療の充実について / 宅地供給の促進に向けた税制の優遇措置について / いわき市のごみ焼却施設修繕に係る財政支援について</p> <p>○この結果、宅地供給の促進に向けた税制の優遇措置については「民間事業者による宅地開発について、良好な居住環境を有する一団地の住宅施設として都市計画決定を行い、収用適格事業として土地の譲渡所得について5,000万円の控除が適用される」ことになりました。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○避難者が集中して土地の需要がひっ迫している地域において宅地が円滑に取得できるような宅地供給の仕組みづくりを国・県等に引き続き求めています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、宅地の供給を国・県・関係団体等に要請していきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、宅地の供給を国・県・関係団体等に要請していきます。</p>	

27	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>（ア）住居の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>避難先において公営住宅の入居を希望する町民に対して、その入居が可能となるよう、避難先自治体との調整、国・県への制度改正要望などに取り組みます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○災害救助法の適用が終了した場合に住民要件等*による問題が顕在化する懸念があるため、希望する避難先で公営住宅への入居や家賃の減免措置が可能となるように国・県・避難先自治体と連携し、制度の改正と充実を要望していきます。</p> <p>*避難先で既存の公営住宅に住むためには、住民要件を条例上定めている自治体があります。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○公営住宅への入居については、住民意向調査結果*を見ながら、今後関係機関と調整を進めるとともに、国などに要望する必要があると考えています。</p> <p>*平成26年9月から10月に行った住民意向調査では、復興公営住宅ではない公営住宅への入居希望者は、2件でした。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○災害救助法の適用が終了した場合に住民要件等*による問題が顕在化する懸念があるため、町民の具体的な要望を踏まえながら希望する避難先で公営住宅への入居や家賃の減免措置が可能となるように国・県・避難先自治体と連携し、制度の改正と充実を要望していきます。</p> <p>*避難先で既存の公営住宅に住むためには、住民要件を条例上定めている自治体があります。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、避難先自治体との調整、国・県への制度改正要望などに取り組みます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、避難先自治体との調整、国・県への制度改正要望などに取り組みます。</p>	

28	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援 （イ）事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町と商工会が連携して、避難先で事業再開を希望する事業者に対する支援制度の周知や利用支援、事業者のニーズに応じた支援措置の拡充に関する国等への要請などに取り組みます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○商工会による事業再開の取組を町として支援します。 （商工会による事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未再開事業者に対する再開意思の有無の調査 ・事業者別支援状況マニュアル*の作成 *事業者別経営支援カルテとは別。各相談内容に応じ、一括して支援（対応）する取組が必要（従来の個別相談から集団相談へ）です。「人員不足」「後継者育成対策」については、臨時職員の増員を視野に商工会と検討します。 ・相談会の実施 ・震災復興支援アドバイザー制度の活用 <p>○事業再開に係る各種支援制度の情報提供を引き続き行います。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○町と商工会が連携し、事業者等を対象に各種支援の実施や情報提供を行っています。 双葉町役場いわき事務所のあるいわき市に、平成26年7月1日、双葉町商工会いわき事務所が開所し町と商工会との連携がより密になりました。</p> <p>○商工会による事業再開の取組を町として支援しています。 （商工会による事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度相談実績822件（平成26年12月末現在、巡回相談170件・窓口相談652件） ・未再開事業者に対する再開意思の有無の調査（会員について、巡回相談や電話等によりほぼ意思確認が取れています。） 		

<課題>

- ・震災から長期間が経過し、会員の事業再開への意欲低下が顕著に見られます。
 人員不足…商工会の職員が不足しており、「人員増員」は重要な課題です。臨時職員の増員を視野に商工会と検討します。
- ・後継者育成対策…現在、中核となる指導員は6年目であり異動対象となっていることから、後継者育成が課題です。
- ・事業者別支援状況マニュアルの作成
 経営支援システム（経営カルテ・記帳カルテ等）により、指導区分（巡回・窓口・創業巡回・創業窓口）、指導事項（経営改革・経営一般・情報化・金融・税務・労働・取引・環境対策）、指導内容区分等を記載（記録）し作成しています。
- ・相談会の実施
 東京電力原子力損害賠償相談、税務申告相談、各種補助施策相談等を継続実施中です。相談会場は県内外を問わずその都度決定しています。
- ・震災復興支援アドバイザー制度の活用
 状況に応じ、アドバイザー制度の活用を図っています。

≪平成27年度の計画≫

- 引き続き、商工会による事業再開の取組を支援し、町と商工会が連携して避難先で事業再開を希望する事業者に対する支援制度の周知や利用支援を行います。
- 商工会の機能強化を図ります（臨時職員の増員、補助金の増額など）。
- 事業を再開する事業者のニーズに応じた支援措置の拡充を国等に要請します。

≪平成28年度の計画≫

- 引き続き、町と商工会が連携して避難先で事業再開を希望する事業者に対する支援制度の周知や利用支援を行います。

≪平成29年度の計画≫

- 引き続き、町と商工会が連携して避難先で事業再開を希望する事業者に対する支援制度の周知や利用支援を行います。

29	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(イ) 事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>避難先で営農再開を希望する町民に対する、避難先自治体との連携を通じた営農再開支援制度の情報提供や利用支援、初期投資補助等の助成に関する国等への要請などに取り組みます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○営農再開希望者が営農再開に踏み出すことができるよう、支援制度等の緩和措置*を要請していきます。</p> <p>*現行の支援制度には、小規模農業者が支援対象外等、認定農業者でなければ支援を受けられない等の制約も多いため、営農再開の際の支援制度が限定されています。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○営農再開希望者からの情報を基に、避難先での農地確保、補助事業等の情報提供、利用支援を行っています。避難先での農地確保には、関係自治体との連携が不可欠であるため、その都度関係自治体と連携を図りながら支援を行っています。</p> <p>*平成25年度より引き続き復興庁からの支援を受け、受入自治体と農家との連絡調整のための支援員を1名埼玉支所へ配置しています。</p> <p>*営農再開実績（平成26年12月末現在）：12件（うち県外10件）</p> <p>○避難先での営農再開には農地確保の他、農業機械の整備等が必要ですが、支援制度には福島県内での営農再開者に限定されているものも多く、県外再開者への支援等要請を行っています。</p> <p>※平成26年5月27日、浜通り地方農業委員会協議会より自由民主党安倍総裁へ、避難等により農業機械等が長期間使用できず、営農再開に困難をきたしている農業者の、農業用施設・機械等の購入・修繕に対し支援を行うこと、また、農業用機械の賠償額は、償却後の金額であるため、営農再開するために農業機械を購入する資金としては不十分であることから、賠償基準を見直すこと等について要望書を提出しています。</p> <p>【一時就農等支援事業補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先で一時就農するための経費の一部を助成する。（営農再開初年度1回のみ助成） ・補助限度額 100万円／上限（園芸農家等） 150万円／上限（畜産農家） ・平成26年度実績（平成26年12月末現在） 2名 <p>【経営所得安定対策支援事業交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米の生産数量目標に従って生産を行う農業者や戦略作物の生産を行う農業者を支援し、収量や品質の向上、食糧自給率の向上を図る。 ・平成26年度実績（平成26年12月末現在） 10名 <p>【青年就農給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して給付金を給付する。 ・給付金額 150万円／年（最長5年間） 		

【農と福祉のシニア能力活用事業補助金】

- ・避難地の仮設住宅等に入居者が利用できる農園を設置し、農作業を通じた心身のケアを支援する。
- ・平成26年度実績（平成26年12月末現在） 2団体

《平成27年度の計画》

- 営農再開希望者が営農再開に踏み出すことができるよう、支援制度等の要件緩和措置*を要請していきます。
*現行の支援制度には、認定農業者でなければ支援を受けられない等、小規模農業者が支援を受けるための制約も多く、営農再開の際の支援制度が限定されています。
- 営農再開希望者からの情報を基に、避難先での農地確保、補助事業等の情報提供、利用支援を行っていきます。

《平成28年度の計画》

- 引き続き、支援情報を提供します。
- 営農再開者からの意見を聴取し、課題点を把握しながら支援策を充実します。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、支援情報を提供します。
- 営農再開者からの意見を聴取し、課題点を把握しながら支援策を充実します。

30	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>（イ）事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>事業再開した事業者の情報を広く関係者に周知し、顧客獲得等を支援します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○今後、町と商工会が連携し、新たに町の取材をもとに、再開事業者を紹介。「広報ふたば」へ掲載します。（2社程度）</p> <p>○商工会報を「双葉町ホームページ」に掲載（アップ）するなど、情報開示を視野に、幅広い分野に対し周知対策を検討します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○再開事業者の事業再開への取組等について「広報ふたば」等で紹介しました。</p> <p>＊平成26年度は広報ふたばのふるさと絆通信の中で4社を紹介しました。</p> <p>○商工会報を発行し、幅広い周知を検討しています。</p> <p>平成24年度、25年度に1回ずつ発行した商工会報を平成26年度も発行する予定で、商工会報の町ホームページへの掲載や町関係機関に備える等幅広い周知について検討しています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○引き続き、町と商工会が連携して事業再開した事業者の情報を「広報ふたば」や「町ホームページ」で広く関係者に周知し、顧客獲得や従業員の確保等を支援します。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、町と商工会が連携して事業再開した事業者の情報を広く関係者に周知し、顧客獲得や従業員の確保等を支援します。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、町と商工会が連携して事業再開した事業者の情報を広く関係者に周知し、顧客獲得や従業員の確保等を支援します。</p>	

31	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援 （イ）事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>県内外を問わず避難先で仕事を得られるように、就職相談・職業訓練等の体制整備を国・県に要請していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○福島県緊急雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）を活用し、雇用環境の維持・継続に取り組みます。</p> <p>○福島広域雇用促進支援協議会事業において、福島避難者職業意識調査を実施し、対象者の要望に沿った就労に係る相談や就労に直結する職業訓練の企画・実施並びに資格取得への支援に取り組みます。</p> <p>○求職中の町民に対する県内外での雇用情報を提供するとともに、避難先における雇用確保を国・県に要請します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○福島県緊急雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）を活用して町臨時職員を雇用し、被災者・避難者の生活給等の確保を図っています。</p> <p>平成25年度実績：延べ98名 平成27年2月末日現在：延べ60名</p> <p>○福島広域雇用促進支援協議会事業において平成25年度に実施した福島避難者職業意識調査の結果を踏まえ、対象者の要望に沿った就労に係る相談や就労に直結する職業訓練の企画・実施並びに資格取得への支援に取り組んでいます。</p> <p>・平成26年度事業（実績は平成27年1月末現在）</p> <p>（1）雇用の確保に係る事業</p> <p>①雇用に係る支援制度・研修会事業（実績：6回 293人）</p> <p>②企業に対する放射線等環境に関する勉強会（実績：21回 381人）</p> <p>③地域合同就職面接会（実績：6回 114人）</p> <p>（2）就職促進に係る事業</p> <p>①避難者等職業・生活相談事業（実績：1, 690人）</p> <p>②再就職促進セミナー（2回）</p> <p>③資格取得講座開設（建設機械等運転技術講習・介護福祉実務者講習ほか）事業（実績：73回 1, 382人）</p> <p>（3）職場体験実習に係る事業ほか（実績：22人）※少数ではあるが就職に結びついています。</p> <p>○町ホームページ・広報ふたば等により雇用情報提供を適時行うとともに、町民が県内外を問わず避難先において雇用を確保できるような体制整備を機会あるごとに国・県に対して要請しています。（現在の事業再開や雇用を支援するメニューは既存の制度に沿ったものが主であり、福島県内のみの事業に限定されるなど被災事業者の実情にマッチしていないことから、柔軟できめ細かい制度運用が図れるような被災事業者に特化した法律の改正を要請しています。）</p>		

《平成27年度の計画》

- 福島県緊急雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）を活用し雇用環境の維持・継続に取り組むとともに、事業の継続を国・県に要望します。
- 引き続き福島広域雇用促進支援協議会事業等において、対象者の要望に沿った就労に係る相談や就労に直結する職業訓練の企画・実施並びに資格取得への支援に取り組めます。
- 求職中の町民に対して県内外での雇用情報を提供するとともに、全ての避難先において雇用を確保できるような体制整備を国・県に要請していきます。

《平成28年度の計画》

- 県内外を問わず避難先で仕事を得られるように、継続して事業再開・雇用の確保等の体制整備を国・県に要請していきます。

《平成29年度の計画》

- 県内外を問わず避難先で仕事を得られるように、継続して事業再開・雇用の確保等の体制整備を国・県に要請していきます。

32	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(ウ) 保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>放射線関連検査の全国での受診体制の確立等、検査体制の拡充を国・県等へ要請します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○平成26年度も継続的に検査を進め、受診率の向上を図ります。</p> <p>○受検者が年々減少傾向にあるため、広報活動を強化し、経過観察の大切さを周知し健康管理に努めていただくよう取り組みます。</p> <p>○受検医療機関の拡大に努めるとともに、他の自治体と連携し市町村の枠を越えた取組ができないか協議します。</p> <p>○総合健診と合わせて実施できるか検討します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○放射線関連検査に関する実績は次のとおりです。</p> <p>平成24年度 WBC検査 797名 甲状腺検査 523名 尿検査 730名</p> <p>平成25年度 WBC検査 392名 甲状腺検査 247名 尿検査 338名</p> <p>平成26年度 1月末現在 WBC検査 546名 甲状腺検査 121名 尿検査については、9月より検査キット（358名）の配付を開始しました。</p> <p>○受検者が年々減少傾向にあるため、広報活動を強化し、経過観察の大切さを周知するとともに健康管理に努めていただくよう取り組みを行っています。</p> <p>○甲状腺検査については、平成25年度とは違い、申込みの有無に関係なく当初から対象者全員に受診券を発送して受検を促すようにしています。</p> <p>○WBCについては、平成25年度から県の移動検診車を活用し、県内の仮設住宅で受検できるよう努めています。</p> <p>○県内外において、近隣の医療機関で健康管理のためスムーズに受診できる体制づくりをするとともに、町の総合健診と県民健康診査が同時に受診できるよう体制整備を図ってきました。（施策36）</p> <p>○現時点では、総合健診を受けていただくことに重点が置かれており、それらが定着し安定したらWBCの移動検診車の同時実施等について検討していきたいと考えています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○継続的に検査を進め、受診率の向上を図ります。</p> <p>○受検者が年々減少傾向にあるため、広報啓発に努め、経過観察の大切さを周知し健康管理に努めていただくよう取り組みます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○平成27年度と同様に事業を実施していきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○平成28年度と同様に事業を実施していきます。</p>	

33	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援 （ウ）保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>健康手帳の配布等を通じた長期的な健康管理のフォローアップ体制の構築を図ります。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○今後も各種検査結果の健康手帳への綴じ込みを勧めながら、長期的な健康管理のフォローアップ体制を構築していきます。</p> <p>○具体策として、「今後経過を見るうえでも検査結果を保管しておくことは重要になるため健康手帳に綴じ込むこと」を検査結果票に印字をすることや広報紙等で繰り返し周知していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○健康手帳は、将来起こりうる健康被害との因果関係を明らかにするため、避難状況、健康診査、内部被ばく検査、線量計測定結果等を記録するものです。平成25年3月31日までに配布は終了していますが、継続的なフォローアップ体制を構築していきます。</p> <p>○配布時に手帳の活用法を周知していますが、広報紙、総合健診の案内、健診結果通知送付時にもお知らせをしています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○各種検査結果の健康手帳への綴じ込みを勧めながら、長期的な健康管理のフォローアップ体制を構築していきます。</p> <p>○健康手帳の活用法を総合健診の案内や受診時などに周知していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○平成27年度と同様に事業を実施していきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○平成28年度と同様に事業を実施していきます。</p>	

34 35	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(ウ) 保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(34) 健康調査を補完する放射線医学の専門家による相談会の開催を検討します。</p> <p>(35) 放射線の理解を深めるための講演会等を開催します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○平成26年度は住民のニーズに合わせて、講演内容を検討し、町民が不安を抱いたりせず、正しく理解できるよう説明に工夫をし、より多くの町民が参加できるように呼び掛けていきます。</p> <p>○震災から3年経過となると、放射線に対しての危険度が低下してくると思われれます。また、説明会が慢性的になると、参加者される町民の数も減ってくるので、講師や質問事例など変えるなど、開催会場、開催時期など工夫しながら放射線講習会や相談会を実施していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○健康調査を補完するため、放射線医学の専門家による講演、相談会を開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度 福島県内4か所（福島市、白河市、郡山市、いわき市）、県外2か所（埼玉県加須市、茨城県つくば市）で講演会を実施し、6会場で199名の参加がありました。 ・平成25年度 福島県内10か所（福島市2か所、会津若松市、郡山市3か所、いわき市2か所、南相馬市、白河市）、県外2か所（埼玉県加須市、茨城県つくば市）で講演並びに相談会を実施し、12会場で143名の参加がありました。 <p>○町民の内部被ばくに関する関心が低下しているため、これまでの講演会のあり方を検証し、より効果的な事業が展開できるよう検討しています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○一時帰宅の際の内部被ばく防止対策など町民の生活の安心につながる事業を実施します。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○平成27年度と同様に事業を実施していきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○平成28年度と同様に事業を実施していきます。</p>	

36 37 38	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(ウ) 保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(36) 県内外を問わない被災者の定期的な健康診断等の実施、子ども・妊婦の医療費免除、子どもの生涯にわたる健康診断の実施等を内容とした「子ども・被災者生活支援法」の実効ある運用がなされるよう国に要請し、全国どこに避難（居住）していても、原発事故に起因する健康管理への支援が受けられるように取り組みます。</p> <p>(37) 原発避難者特例法の徹底を国・関係自治体等に要請し、各避難先での保健・医療・福祉サービスの適切な提供の確保に努めます。</p> <p>(38) 避難先自治体と連携して避難先における保健・医療・福祉サービスの課題の把握に努め、課題の改善に向けて避難先自治体と調整します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>(36) ○町の総合健診と県民健康診査が同時受診できるよう継続して体制整備を図っていきます。</p> <p>○県内外において、町民の健康管理のためスムーズに受診できる体制の整備（個別受診のための医療機関の増加等）を働きかけていきます。</p> <p>(37・38)</p> <p>○「原発避難者特例法」については、継続的に周知徹底を図り、全国の避難先自治体との連携を密に取り組んでいきます。</p> <p>○いわき市内において郡内8町村の協定により、「離乳食教室」を開催します。</p> <p>○健康診査を受診しやすくする体制の整備*に取り組みます。</p> <p>* 郡内他町村と連携した受診体制の整備（複数日の設定や交通手段等）、健康診査サービスの充実（実施箇所の増加等）</p> <p>○健康管理システムは、いわき事務所と2支所（郡山支所・埼玉支所）でも利用ができ、各種健康診査、内部被ばく検査の他、訪問指導や予防接種実施等の情報を随時入力していきます。</p> <p>○健康管理システムの活用として早期に未受診者の把握を行い、受診勧奨に取り組むと共に、高齢者及び障がい者等、弱者の福祉サービスについても適切なサービスの提供に努めます。さらに、町民が避難先を移動しても、迅速に支援の対応を図っていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○町の総合健診と県民健康診査が同時に受診できるよう体制整備（避難先の最新情報の提供等）を図っています。</p> <p>○県内外において、近隣の医療機関で健康管理のためスムーズに受診できる体制づくりをしました。婦人がん検診は、昨年より4か所多く83か所で、また、特定健診は、東日本地域で受入医療機関が増えており、1, 574か所で健診ができるようになりました。</p> <p>○受診される方の仮設住宅から会場への足としてバスの運行を行い、より多くの方が受診できるよう体制づくりを行っています。</p> <p>○乳がん検診（いわき地区）について、意向調査で申し込んだにもかかわらず、なぜ受診できないのか原因分析を実施しました。</p> <p>○内部被ばく検査状況についても18歳未満の子どもの検査状況を見ますと、年々減少傾向にあります。これは、平成23年3月11日当時18歳未満を対象に継続的に実施していますが、進学、就職等で県内や避難先（親元）を離れていったため、受検ができなくなったものと思われます。</p>		

- 「原発避難者特例法」については、母子健康手帳交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種事業などが受けられるよう、広報紙、タブレット、ホームページで周知をしています。また、平成26年3月、福島県より「原発避難者特例法に基づき実施した保健事業の情報提供依頼書」を送付していただき、全国から各種サービス（乳幼児健診や予防接種）の情報提供があり、町民の現状を徐々に把握することが可能となりました。
- いわき市内において、平成25年度郡内8町村の協定事業の「ちびっ子相談会」に加え、平成26年度から「離乳食教室」を追加し毎月1回ずつ開催しています。
- 県内に避難している町民が、指定している期日、会場で検診が困難な場合、郡内町村と連携を取り受診体制を整え、健診ができるよう取り組みました。
- いわき地域の総合健診については、平成25年度は1会場2日で実施していましたが、平成26年度は避難地域が広範囲のため2会場2日にし、さらに土曜日を1日設定しました。また、乳がん検診については、1会場2日で実施していましたが、3会場3日に設定し、受診しやすい環境を整備しました。
- 健康管理システムは、いわき事務所と2支所でも利用ができ、各種健康診査、内部被ばく検査、訪問指導や予防接種実施等の情報を随時入力しています。
- 健康管理システムの活用として早期に未受診者の把握を行い、受診勧奨に取り組むとともに、高齢者及び障がい者等弱者の福祉サービスについても適切なサービスの提供に努めています。さらに、町民が避難先を移動しても、的確、迅速に対応できるよう努めています。

	WBC検査	甲状腺検査	尿検査
平成24年度	21名	227名	165名
平成25年度	107名	165名	77名
平成26年度 (平成27年1月現在)	546名	121名	(申込み358名) *平成26年9月より検査キットを配布

《平成27年度の計画》

- 町の総合健診と県民健康診査が同時受診できるよう継続して体制整備を図っていきます。
- がん検診について3年以上未受診の方や特定健診未受診の方等に対し、健診の重要性について啓発を強化していきます。
- 県内外において、町民の健康管理のためスムーズに受診できる体制の整備（個別受診のための医療機関の増加等）を働きかけていきます。
- 県内各方部及び埼玉県加須市においては、集団健診会場を確保するのがかなり困難な環境ですが、より多くの町民が受診しやすい体制づくりに取り組んでいきます。
- 「原発避難者特例法」については、継続的に周知徹底を図り、全国の避難先自治体との連携を密に取り組んでいきます。
- 健康診査を受診しやすくする体制の整備*に取り組めます。
*郡内他町村と連携した受診体制の整備（複数日の設定や交通手段等）、健康診査サービスの充実（実施箇所の増加等）
- 健康管理システムは、いわき事務所と2支所（郡山支所・埼玉支所）でも利用ができ、各種健康診査、内部被ばく検査の他、訪問指導や予防接種実施等の情報を随時入力していきます。
- 健康管理システムの活用として早期に未受診者の把握を行い、受診勧奨に取り組むとともに、高齢者及び障がい者等、弱者の福祉サービスについても適切なサービスの提供に努めます。さらに、町民が避難先を移動しても、迅速に支援の対応を図っていきます。

《平成28年度の計画》

- 平成27年度と同様に事業を実施していきます。

《平成29年度の計画》

- 平成28年度と同様に事業を実施していきます。

39	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>（ウ）保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課 生活支援課（支所関係）</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民への定期的・継続的な戸別訪問について、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会や避難先自治体等と連携し実施していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>施策13に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策13に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策13に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策13に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策13に同じ</p>	

40	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(ウ) 保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民のみなさんが気軽に利用できるような、健康相談・指導、介護予防、孤立防止、心のケア等を目的としたサポートセンターを避難者が多い複数の地域に設置します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>施策14に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策14に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策14に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策14に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策14に同じ</p>	

41	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>（ウ）保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>保健師等の人材の恒久的な確保を国・県等に要請し、町民のみなさんの健康管理を適切に実施していく体制を構築していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>施策18に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策18に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策18に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策18に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策18に同じ</p>	

42	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(ウ) 保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>避難者が多い受入自治体に対しては、避難者の集中による支障が生じないよう、医療・介護施設の充実に一層の支援を行うよう、国・県に要請していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○多くの避難住民の受け入れや被災市民も抱えているいわき市は、大変な状況であることを認識し、負担にならないよう国、県への要望活動に取り組んでいきます。</p> <p>○介護施設については、双葉町内で開所していた社会福祉法人がいわき市内に仮設の特別養護老人ホームの事業再開を検討しており、福島県及びいわき市との連携を図りながら、介護スタッフの人材確保等も含め、町としての役割に取り組んでいきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○多くの避難住民の受け入れや被災市民も抱えているいわき市は、大変な状況であることを認識し、負担にならないよう国、県への要望活動を行いました。</p> <p>・平成26年7月16・17日 要望活動</p> <p>○介護施設については、双葉町内で開所していた社会福祉法人がいわき市内に仮設の特別養護老人ホームの事業再開を検討しており、福島県及びいわき市との連携を図りながら、介護スタッフの人材確保等も含め、町としての役割に取り組んでいます。</p> <p>○今後は、社会福祉法人の事務局体制の強化、介護スタッフの人材確保支援に取り組んでいきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○多くの避難住民の受け入れや被災市民も抱えているいわき市は、大変な状況であることを認識し、負担にならないよう国、県への要望活動に取り組んでいきます。</p> <p>○介護施設については、双葉町内で開所していた社会福祉法人がいわき市内に仮設の特別養護老人ホームの事業再開を検討しており、福島県及びいわき市との連携を図りながら、介護スタッフの人材確保等も含め、町としての役割に取り組んでいきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○特別養護老人ホームの開所に向けた人材確保の指導に努めます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○特別養護老人ホームの開所後においても、人材確保の指導に努めます。</p>	

43 44	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(エ) 教育環境の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(43) 双葉町立の学校（幼稚園、小学校、中学校）の再開については、「双葉町外拠点」（仮の町）における学校の在り方とは切り離し、早期の学校再開に向けて検討を進めます。</p> <p>(44) 学校を設置する際には、より多くの子どもたちを集約できるようにするため、町独自の新たな教育方針・教育提供内容を打ち出していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>(43) ○平成26年4月1日再開を予定し、1学期は仮校舎、2学期からは仮設校舎での授業を予定しています。</p> <p>○他にない特色ある学校をPRし、園児・児童・生徒の受け入れに努めます。特に少人数の良さを活かし個々に応じた指導や体験活動の充実に努めます。</p> <p>(44) ○双葉町教育ビジョンを基本として学校運営を行います。</p> <p>○特に少人数教育、ICT教育、国内交流等の実施など、特色ある教育環境を提供します。</p> <p>○さらに、海外研修などの提供も検討します。</p> <p>○町立学校を活用して行われる学習会や行事への幅広い参加の周知を実施します。</p> <p>○双葉町にあった企業への社会見学についても検討を行います。</p> <p>○人材の確保に努めるとともに、地域にいる人材の活用に努めます。</p> <p>○双葉郡の教育復興の柱として平成27年度開校を目指している中高一貫校との連携については、今後、具体的な連携内容が検討されると考えます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成26年4月1日、いわき市錦町作鞍地内の民間の建物を借用して開校しました。</p> <p>○4月7日に勿来市民会館で開校式、入園・入学式を挙行し、4年ぶりにふたば幼稚園1名、双葉南小学校2名、双葉北小学校2名、双葉中学校6名計11名の子どもたちが入園入学しました。</p> <p>○8月にいわき市錦町御宝殿地内に軽量鉄骨造1階建の幼稚園仮設園舎と2階建の小・中学校の仮設校舎が完成し、8月25日（2学期）より仮設校舎等の使用を開始しました。平成27年2月現在、ふたば幼稚園2名、双葉南小学校3名、双葉北小学校3名、双葉中学校8名計16名の子どもたちが元気に通園通学しています。</p> <p>○ICT教育環境を整備して、少人数の良さを活かした教育に取り組んでいます。</p> <p>○多くの保護者に町立学校の良さを味わっていただき、より深く理解いただく機会を設定するため、見学会を平成27年2月に実施しました。</p> <p>○平成26年度双葉町教育ビジョンを基本として、各学校でその実現に向けて取り組んでいます。</p>		

- 特色ある教育環境の提供として、双葉町職員の活用や標葉せんだん太鼓保存会、夢ふたば人や南台仮設住宅に避難している町民との交流を通して、ふるさと双葉の伝統文化の理解と体験に努めてきました。また、ALTを活用した授業や天栄村のブリティッシュヒルズでの異文化体験学習、ヤングアメリカンズとの歌と踊りの共演を通して外国語教育の充実に努めてきました。さらに、タブレット導入、電子黒板、冷暖房設備など教育環境の整備充実に図ってきました。
- 企業等への社会見学については、身近なところから町役場、ハローワークへの訪問や、サポートセンターひだまりへの交流会を実施してきました。
- 地域にいる人材の活用については、総合学習の中で標葉せんだん太鼓保存会を招き定期的に和太鼓演奏の指導を受けているほか、専門職員から町の歴史・伝統・文化を学ぶ機会を授業の一部に取り入れています。また、JAふたばの女性部と連携して、だるまの絵付けなどの体験学習を行ってきました。
- 学校教育の充実に目指して、教育長からのメッセージを毎月町のホームページに掲載しています。

《平成27年度の計画》

- 双葉町教育ビジョンを策定（更新）します。
- 他にない特色ある学校をPRし、園児・児童・生徒の受入に努めます。特に少人数の良さを活かし個々に応じた指導や体験活動の充実に努めます。
- 平成27年度双葉町教育ビジョンを基本として、各学校でその実現に向けて取り組みます。
- 特に少人数教育、ICT教育、国内交流等の実施など、特色ある教育環境を提供します。
- 多くの保護者に町立学校をより深く理解いただけるよう、継続して見学会を実施します。
- 幼稚園においては、3歳児を受け入れます。
- 町立学校を活用して行われる学習会や行事への幅広い参加の周知を実施します。
- 学校教育における、地域にいる人材の活用に努めます。
- 双葉町にあった企業への社会見学についても検討を行います。
- ALTを活用して、英語教育の充実に図っていきます。
- 学校教育の充実に目指して、教育長からのメッセージを毎月町のホームページに掲載します。

《平成28年度の計画》

- 人との関わりや体力向上に努めます。
- 事業の実施状況を検証しながら、継続的に取り組みます。

《平成29年度の計画》

- 人との関わりや体力向上に努めます。
- 事業の実施状況を検証しながら、継続的に取り組みます。

45 46 47	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(エ) 教育環境の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(45) 双葉町立の学校を再開しても、避難先の学校に通う子どもたちへの支援は継続します。</p> <p>(46) 原発避難者特例法の徹底を国・関係自治体等に要請し、各避難先で学校教育を継続して受けられるように取り組みます。</p> <p>(47) 就学援助措置・就園奨励事業等の教育支援制度の町民への周知と制度拡充・継続を国等へ要請していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>(45) ○双葉町立の学校を再開しても、継続して就学支援を行います。</p> <p>○「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」については、平成26年度で交付期間が終了となるため、文科省に対して継続支援の要望活動を行います。</p> <p>(46) ○原発避難者特例法の周知については、引き続き徹底します。</p> <p>(47) 施策45と同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○原発避難者特例法に基づき、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金要綱（平成23年5月2日文部科学大臣裁定）等により、各自治体はそれぞれ避難により区域外就学をしている被災児童生徒への就学支援を行っています。</p> <p>○原発避難者特例法により各自治体が支援すべきところの区域外就学をしている被災児童生徒の就学支援に対し、特にいわき市、埼玉県加須市に避難している児童生徒等（約36%）については、特例法第6条第3項に基づく特例事務除外の公告を行って、町が就学支援を実施しています。</p> <p>※平成26年4月1日現在 児童生徒数 491名（内いわき市 121名・加須市 58名）</p> <p>○文部科学省に対して「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の継続支援の要望活動を行いました。</p> <p>○原発避難者特例法については、ホームページにより周知を行っています。</p> <p>○福島県内の就学支援に関する情報については、双葉町のホームページにより発信して、情報を得られるようにしています。</p> <p>○就学支援については、すべての家庭に郵送により案内を送付し、避難先での支援が受けられるようにしています。</p> <p>○心配ごとや困りごとの相談ができるよう、広報紙に連絡先を明記して対応に当たっています。</p>		

《平成27年度の計画》

- 継続して就学支援を行います。
- 国・関係機関に対して臨時特例交付金の継続の要望活動を継続的に取り組みます。
- 原発避難者特例法については、ホームページにより周知を行います。
- 福島県内の就学支援に関する情報については、双葉町のホームページにより発信して、情報を得られるようにします。
- 就学支援については、すべての家庭に郵送により案内を送付し、避難先での支援が受けられるようにします。
- 心配ごとや困りごとの相談ができるよう、広報紙に連絡先を明記して対応に当たります。

《平成28年度の計画》

- 国・関係機関に対して臨時特例交付金の継続の要望活動を継続的に取り組みます。

《平成29年度の計画》

- 国・関係機関に対して臨時特例交付金の継続の要望活動を継続的に取り組みます。

48	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(エ) 教育環境の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>関係機関との連携を通じて進学情報の提供を行います。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○再開する学校並びに区域外就学先において、進学情報の提供を継続して実施していきます。</p> <p>○県外の情報については、必要に応じて当該都道府県と連携して進めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○基本的に、現在の区域外就学先の学校において情報の提供を行っています。</p> <p>○進学情報については、福島県教育委員会のホームページ（高校教育課）に掲載されており、その点について双葉中学校のホームページで紹介しています。</p> <p>○進学情報については、双葉中学校長が入学説明会等に出席し把握しており、電話や来所者の相談に当たっています。</p> <p>○課題としては、県外に区域外就学している子どもの情報把握が困難であることです。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○現在の区域外就学先の学校に情報の提供を行います。</p> <p>○進学情報については、福島県教育委員会のホームページ（高校教育課）に掲載されており、その点について双葉中学校のホームページで紹介します。</p> <p>○進学情報については、双葉中学校長が入学説明会等に出席し把握しており、電話や来所者の相談に当たります。</p> <p>○県外の情報については、必要に応じて当該都道府県と連携して進めます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○関係機関と連携して、継続して進学情報の提供に取り組みます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○関係機関と連携して、継続して進学情報の提供に取り組みます。</p>	

49	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(エ) 教育環境の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>子どもたちの学習支援などを行うNPO法人やボランティア団体と連携を強化します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○NPO法人と連携して学習支援事業を継続します。 ○いわき市以外の町外拠点については、学習支援の要望等を踏まえて、大学や教育支援NPO法人等の支援団体の協力を得て検討します。 ○前年度に実施した意向調査の結果を踏まえて、新たな学習支援事業の実施を検討します。 ○仮設校舎における学習支援事業を検討します。 ○学習支援等における、大学や教育支援NPO等との連携・活用を推進します。 <li style="padding-left: 20px;">*継続支援に向けて、NPO法人キッズドアと協議中です。 ○スポーツ振興についての検討を実施します。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成25年10月8日から、NPO法人キッズドアの支援を受け、いわき市南台応急仮設住宅集会所において「ふたばっ子学習会」を実施して児童生徒の学習支援を行っています。ふたばっ子学習会のしおりに作成しました。 <li style="padding-left: 20px;">*毎週火・木曜日 小学生 16:00～18:00 中学生 18:40～20:40 (登録児童生徒 小学生10名 中学生2名 平成27年2月2日現在) ○平成26年11月5日から、双葉町立小・中学校仮設校舎において「ふたばっ子教室」を実施しています。 <li style="padding-left: 20px;">*毎週水・金曜日 小学生 16:00～18:00 (当面 15:30～17:00) 中学生 18:40～20:40 (登録児童生徒 小学生 4名 平成27年2月5日現在) ○保護者等への意向調査を平成26年2月に行った結果、学習会の希望者は、郡山市 1名 福島市 1名 会津若松市 1名 相馬市 検討中1名 でした。 ○スポーツ関係事業については、「NPO法人双葉ふれあいクラブ」の活動再開を視野に入れ、平成26年11月29日(土)にいわき市鮫川河川敷公園コースにおいて、小学校3年生以上の双葉町民を対象に交流パークゴルフ大会を開催しました。(主催 双葉町体育協会 主管 NPO法人双葉ふれあいクラブ) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習支援事業については、いわき市のみの実施であり、現状では他地区での開催は希望者が極めて少なく実施が困難な状況にあります。 		

《平成27年度の計画》

- 子どもたちの学習支援については、関係機関と連携して、いわき市南台仮設住宅集会所での学習支援活動「ふたばっ子南台学習会」と町立小・中学校仮設校舎での「ふたばっ子錦町学習会」を継続して行い、学力向上を図っていきます。
- スポーツ振興については、スポーツ事業（関連事業を含む）を「NPO法人双葉ふれあいクラブ」と連携して行います。

《平成28年度の計画》

- 引き続き、関係団体と連携して子どもたちの学習支援及びスポーツ振興に取り組みます。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、関係団体と連携して子どもたちの学習支援及びスポーツ振興に取り組みます。

50	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(エ) 教育環境の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>子どもたちのきずなの維持、学習支援、伝統文化継承、心のケアを目的とした「つどいの場」を提供します（例：集まれ！ふたばっ子）。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○「集まれ！ふたばっ子」と「青春のつどい」を合同で夏休み期間中に開催します。</p> <p>○「集まれ！ふたばっ子」などの場を活用した、保護者同士の交流機会を創出します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成23年度から「再会の集い」「集まれ！ふたばっ子」「青春の集い」として名称は異なりますが、小・中・高校生を対象に集いの場を提供しました。</p> <p>○平成26年度は、8月2日（土）にいわき市スパリゾートハワイアンズにおいて「集まれ！ふたばっ子2014」を開催し、小・中・高校生の参加者は82名でした。また、今回は、別室を用意し保護者同士の交流の場を設けました。</p> <p>【課題】</p> <p>○震災から4年が経過し、子どもたちの置かれている状況や保護者の考え方も様々になってきているため、日程・場所・対象者をどのように決定してどんな内容を実施していくかが、今後の課題です。年々双葉町に対する思いが薄れていくことが懸念されます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○「集まれ！ふたばっ子2015」を1泊2日で夏休み中に開催します。</p> <p>○「集まれ！ふたばっ子」などの場を活用して、保護者同士の交流の場を設けるとともに、より有意義なひと時となるよう工夫・改善を図ります。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、双葉町の子どもとして育てるため「集いの場」の提供に取り組みます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、双葉町の子どもとして育てるため「集いの場」の提供に取り組みます。</p>	

51	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援 (エ) 教育環境の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>全国の双葉町の子どもネットワークづくりを進めます（例：連絡先の継続把握・定期的通信）。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○継続して全国に避難している子どもたちの連絡先の把握を行います。 ○引き続き開校した南北小学校・中学校のホームページを通じて各学校の情報を提供します。 ○集まれる場の提供を検討するとともに、思いを話し合える実行委員会等の組織づくりを検討します。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国に避難している子どもたちの連絡先の把握を継続して行っています。 ○南・北小学校・中学校のホームページを開設して各学校の情報を提供しています。 ○小・中・高校生を対象とした「集まれ！ふたばっ子2014」を開催し、交流し合う場、きずなの場を提供しました。 ○「成人式」の第2部では、新成人者による実行委員会を組織して自ら企画運営を行い、その場で情報交換等を行い交流ときずなを深めました。 ○今後の課題として、ホームページへの掲載は非常に便利ですが、すべての家庭で見られる環境にはなく、さらに、長期間の区域外就学で、今後、双葉町立学校を知らない子どもが多くなってくるため、子どもネットワークづくりが重要であり、どのように進めるかの検討が必要です。 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国に避難している子どもたちの連絡先の把握を継続して行います。 ○南・北小学校・中学校のホームページを活用して各学校の情報を提供します。 ○小・中・高校生を対象とした「集まれ！ふたばっ子2015」を開催し、交流し合う場、きずなの場を提供します。 ○今後の課題として、ホームページへの掲載は非常に便利ですが、すべての家庭で見られる環境にはなく、さらに、長期間の区域外就学で、今後、双葉町立学校を知らない子どもが多くなってくるため、子どもネットワークづくりが重要であり、どのように進めるかの検討を進めます。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、子どものネットワークづくりを進めます。 	<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、子どものネットワークづくりを進めます。 	

52 53 54	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(i) 「双葉町外拠点」における復興公営住宅の整備</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>53ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(52) 大部分の町民の要望は、一戸建てまたは低層の集合住宅ですが、用地の制約などもあることから、利便性の高い場所における中高層型の集合住宅のニーズも含めて、町民のみなさんに情報を提供した上で、改めて住民意向調査を実施して、町民の要望に沿った住宅整備を求めています。</p> <p>(53) 高齢者が安心して暮らせるようバリアフリー住宅や、介護サービスと住宅の一体整備など高齢者にやさしい住宅を要請していきます。</p> <p>(54) 家族と一緒に住みたいという町民の声を踏まえて、間取りや募集方法への配慮を要請していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>(52) ○町民の希望を踏まえ、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に、福島県が整備する復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるように、国・県と受入自治体との個別協議を進める予定です。（別添1）</p> <p>*平成25年10月には2回目の住民意向調査を実施し、建設戸数・位置を把握しました。</p> <p>○特に、いわき市南部（勿来地区）には、役場事務所が所在し、町立幼小中学校の再開も予定されていることから、いわき市の復興公営住宅を希望する町民が最も多いことを踏まえて、いわき市南部（勿来地区）の復興公営住宅を「双葉町外拠点」の中心に位置づけます。（別添2・3）</p> <p>○いわき市南部（勿来地区）については、福島県において、ある程度まとまった土地の確保を見込んでいることから、戸建住宅、長屋建住宅、高層階住宅など多様な復興公営住宅の整備を要望していきます。</p> <p>(53) ○国・県・受入自治体との個別協議の中で、高齢者や介護が必要な方、障がいを持つ方が暮らしやすい、バリアフリー住宅の整備が図られるよう、引き続き、要求していきます。</p> <p>○いわき市南部（勿来地区）については、規模が大きくなると見込まれるため、介護サービスと住宅の一体整備など高齢者にやさしい住宅整備を要請していき、町民の要望が反映されるよう取り組みます。</p> <p>○いわき市南部（勿来地区）については、規模が大きな団地となる見込みのため、双葉町社会福祉協議会の併設を検討しています。また、社会福祉協議会の本部機能及び高齢者の生活支援・交流・見守り機能を確保することを検討しています。さらに、郡立診療所の誘致も検討しています。</p> <p>○他の地区の復興公営住宅についても、受入自治体等と連携して、必要な高齢者福祉サービスが提供できるように協議を進めます。</p> <p>(54) ○国・県・受入自治体との個別協議の中で、家族と一緒に住みたいという町民の声を踏まえて、多様で広い間取りや家族がまとまって入居できるよう募集方法及び町村ごとの枠に配慮する要請を国・県・受入自治体との個別協議の中で実施し、これらの町民の要望が反映されるよう取り組みます。</p>		

《取組の現状》

- 町民の意向を踏まえ、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に福島県が整備する復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるように、国・県・受入自治体と協議*を進めた結果、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に双葉町民がまとまって入居できる復興公営住宅を整備することが決定されました。
- 上記については、リーフレット配布、町のホームページ等にて随時情報提供するとともに、整備されたところから順次入居者の募集が実施されています。
*第1期募集は、平成26年4月1日～5月30日、郡山市20戸、いわき市25戸、第2期募集は、10月1日～11月28日、福島市（5町共通）8戸、郡山市（4町共通）20戸、いわき市（4町共通）12戸
- 特に、町ではいわき市勿来酒井地区の復興公営住宅を「双葉町外拠点」の中心として位置づけることとしており、診療所、高齢者福祉施設、店舗等、集会所等の交流施設、ふれあい農園、お祭り広場等の併設に向けて県等と協議を進めてきています。
- さらに、いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅は、現在200戸（うち双葉町優先分190戸）を整備する予定であるため、入居者のニーズなども考慮して戸建住宅、長屋住宅、集合住宅などに加え、ペットが飼える住居などが整備されるよう国・県と協議を進めました。
- 国・県・受入自治体との個別協議の結果、高齢者や介護が必要な方、障がいを持つ方が暮らしやすいようバリアフリーやエレベーターの設置が決定されました。
- また、デイサービスセンターについては、勿来酒井地区への設置が認められ、具体的な仕様を含めて社会福祉協議会と協議を進めつつ、県等とも具体的な調整を実施しています。
- 住民意向調査における要望を踏まえ、国・県・受入自治体と個別協議をした結果、募集方法の中で親族同士等、複数世帯がまとまって入居できるようグループ入居方式の採用が決定されました。
- 国・県・受入自治体との個別協議の結果、町民同士のコミュニティが図れるよう町村ごとの入居者枠も決定され、さらに、双葉町以外の町村との共通枠も設けられました。そのことにより、町民同士のコミュニティに配慮しつつも、他の町村民との入居を希望するニーズにも対応できるようになりました。
- 間取りは2LDK、3LDKを基本として、世帯人数に関わらず希望によって入居が可能となりました。

《平成27年度の計画》

- 町民の希望を踏まえ、復興公営住宅の早期整備を県に求めていくと同時に、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に、福島県が整備する復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるように、国・県・受入自治体との個別協議を進める予定です。
- いわき市勿来酒井地区については、引き続き戸建住宅、長屋建住宅、高層階住宅など多様な復興公営住宅の着実かつ早期の整備を求めていきます。
- 規模が大きいいわき市勿来酒井地区に関しては、一斉入居だけでなく、段階的な整備・入居も含めて早期入居が可能となるような方策を県に求めていきます。
- いわき市勿来酒井地区については、規模が大きく高齢者も多いと見込まれるため、双葉町社会福祉協議会との連携を図ることとし、高齢者の生活支援・交流・見守り機能を確保することを検討しています。さらに商業施設の設置も検討しています。社会福祉協議会、商業の出店希望者と意見交換を密にして、県が策定する整備計画に利用者の意見を反映するよう努めていきます。
- 他の地区の復興公営住宅についても、受入自治体等と連携して、必要な高齢者福祉サービスが提供できるように協議を進めます。
- 地域住民や入居する町民と施設の利活用等について協議を具体的に進めていきます。
- 町民との意見交換を通じて、復興公営住宅の活用方法、管理のあり方について検討を進めていきます。
- 全庁的な体制を挙げて、仮設住宅、借上げ住宅から復興公営住宅等への移行支援の体制を整備していきます。
- 復興公営住宅における新たなコミュニティづくりについて検討を進めます。

《平成28年度の計画》

- 復興公営住宅の整備の本格化を前提とした取組を行います。

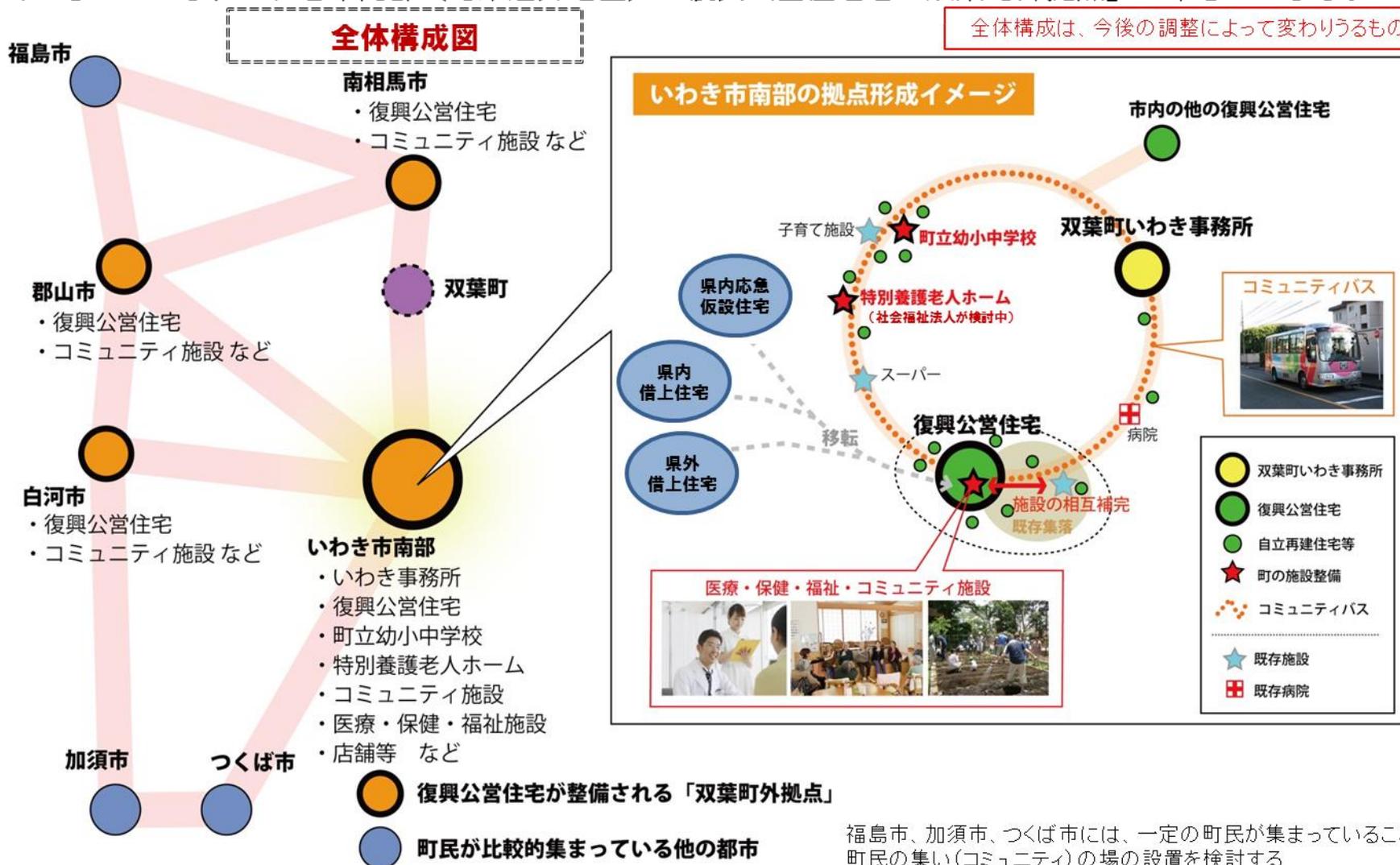
《平成29年度の計画》

- 復興公営住宅の整備の本格化を前提とした取組を行います。

「双葉町外拠点」(復興公営住宅整備)の全体構成

- 双葉町民が集まって居住できる県営の復興公営住宅が、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に整備されます。
- この復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるようにします。
- 特に、いわき市の希望が最も多く、いわき市勿来地区には、役場事務所が所在し、町立幼小中学校も再開されていることから、いわき市南部(勿来酒井地区)の復興公営住宅を「双葉町外拠点」の中心とします。

全体構成は、今後の調整によって変わりうるものである



福島市、加須市、つくば市には、一定の町民が集まっていることから、町民の集い(コミュニティ)の場の設置を検討する

県が整備する復興公営住宅を核として町外拠点を形成する。町民の意向を踏まえ、住宅のみならず、診療所、高齢者福祉施設、店舗等、集会所等の交流施設、ふれあい農園、お祭り広場等の併設などを県に要望するとともに、いわき市等と調整していく必要がある。

福島県による用地選定が確定次第、町民意向を踏まえながら要望の具体化を図る。

町民ニーズに応じた多様な住宅の供給（戸建住宅、長屋建住宅など）

宿泊機能も備えた全国の町民が集まれる集会施設の整備

介助や介護が必要な高齢者に配慮した住宅の整備



町民全体を対象とした、ダルマ市など、お祭り・イベントの場となる多目的広場（公園）の整備

公営住宅居住者だけでなく公営住宅以外の町民も対象とした、デイサービス等の高齢者福祉施設や診療所、店舗、理髪店等の併設



町民が農と親しめるふれあい農園の整備

あくまでイメージで今後の調整によって変わりうるもの

いわき市南部における復興公営住宅に併設する 付帯施設・サービスとして検討していくべき視点

テーマ	ハード(施設)として考えられるもの	ソフト(事業)として考えられるもの
<p>コミュニティ形成 (地域交流)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の支え合い 既存コミュニティの継承 地域ぐるみの共助の仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊機能を持った集会所／地域交流施設 多目的広場（ダルマ市などのお祭り・イベント広場） 地域食堂 喫茶コーナー ボランティア詰め所 遊び場 ふれあい農園 共同浴場 など 	<ul style="list-style-type: none"> 多世代交流 健康相談・指導 ダルマ市等の歳時記イベントの開催 町内会・自治会活動 周辺商店街と連携したイベントの開催 など
<p>子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもが育つ安全な環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> キッズスペース 放課後学童クラブ など 	<ul style="list-style-type: none"> 育児相談 ふれあいイベント 子ども教室
<p>子育て支援については、町立幼小中学校との分担も考慮して検討する必要</p>		
<p>高齢者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の心のケア 高齢者の介護・福祉の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 交流スペース 小規模多機能型居宅介護施設 デイサービス施設 訪問看護ステーション など 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の見守り、生活相談・支援 配食サービス など
<p>生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 買物や医療などの日常的生活支援 生業・雇用への貢献 	<ul style="list-style-type: none"> 診療所 店舗等（小売、理髪店など） その他、生活利便施設など 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療 移動販売 など

55	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>（i）「双葉町外拠点」における復興公営住宅の整備</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>復興公営住宅の整備にあわせて、その近隣に自宅を再建する町民を対象とした宅地を供給することについても、必要に応じて、協議の中でとりあげていきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>施策26に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策26に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策26に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策26に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策26に同じ</p>	

56	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備 (i) 「双葉町外拠点」における復興公営住宅の整備</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「コミュニティ拠点」については、公営住宅に入居したい希望を持つ町民の要望数を踏まえて、受入自治体における既存住宅の活用も視野に入れて、希望する町民が入居できる公的住宅の確保を要請していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○当面は、借上げ住宅制度を利用して引き続き居住できるよう、借上げ住宅制度の延長を国・県に要請します。</p> <p>○既存の公営住宅への入居要望が1%程度あることから、借上げ住宅制度の動向を踏まえながら、既存公営住宅への入居要件の緩和*などについて受入自治体等と協議していきます。</p> <p>*避難先で既存の公営住宅に住むためには、住民要件を条例上定めている自治体があります。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○借上げ住宅制度の延長を国、県に要請しています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○借上げ住宅制度を利用して引き続き居住できるよう、借上げ住宅制度の延長を国・県に要請します。</p> <p>○既存の公営住宅への入居要望がわずかながらある*ことから、借上げ住宅制度の動向を踏まえながら、既存公営住宅への入居要件の緩和*などについて受入自治体等と協議していきます。</p> <p>*平成26年9月から10月に行った住民意向調査では、復興公営住宅ではない公営住宅への入居希望者は、2件でした。</p> <p>*避難先で既存の公営住宅に住むためには、住民要件を条例上定めている自治体があります。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○借上げ住宅制度の動向を見据えながら、希望する町民が入居できる公的住宅の確保を要請していきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○借上げ住宅制度の動向を見据えながら、希望する町民が入居できる公的住宅の確保を要請していきます。</p>	

57 58	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(ii) 「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(57) 「双葉町外拠点」及び「コミュニティ拠点」において、町民のきずなの維持・発展の拠点として、拠点の住民及び地域の町民同士がいつでも集まれる場（例えば、集会所、公園・広場、共同菜園などが考えられます）の設置に取り組みます。こうした町民の集いの場については、町民が主体となった運営方法を検討します。</p> <p>(58) この集いの場を、さまざまな交流イベントや町の祭りの開催場所、歴史・伝統・文化の継承の拠点などに活用し、町民のきずなを維持・発展させていきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に整備される復興公営住宅には、住宅の併設または近隣に集会所の整備を県等に求めています。</p> <p>○いわき市南部（勿来地区）の復興公営住宅への診療所、高齢者福祉施設、店舗等、集会所等の交流施設、ふれあい農園、お祭り広場等の併設などについて、県へ要望していきます。復興公営住宅の付帯の検討に当たっては、入居者のニーズや地域の意向を勘案しながら、施設（ハード）の整備だけでなく、施設を活用したソフト事業もあわせて検討します。（別添3）</p> <p>○その他の地域における町民の集いの場の確保については、施策83にて対応していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○復興公営住宅の設置にあたっては、各地区に集会所を設置するよう県に求めています。</p> <p>○いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅には、診療所、高齢者福祉施設、店舗等、集会所等の交流施設、ふれあい農園、お祭り広場等が併設されるよう、県に要望しています。</p> <p>○施設を活用したソフト事業については、今後の入居者のニーズや町民意向調査結果等を踏まえ検討していくこととしています。</p> <p>○郡山市と加須市には役場支所、サポートセンターと町民交流施設が設置されています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅に整備する集会所の活用方策を検討していきます。</p> <p>○地域住民や入居する町民と施設の利活用等について協議を具体的に進めていきます。</p> <p>○復興公営住宅の整備の進捗にあわせて、特に郡山市における役場支所・サポートセンター・町民交流施設の配置のあり方についても検討していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の完成に向けて、町民交流施設等の設置のあり方についても検討します。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の完成に向けて、町民交流施設等の設置のあり方についても検討します。</p>	

59	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(ii) 「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」の相互間や全国に離れた町民の結びつきを強化するため、施設の設置に併せて、情報通信基盤の活用を図ります。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○「双葉町外拠点」相互間や全国の離れた町民の結びつきを強化するため、役場事務所、支所、連絡所間及び各集会所間を結ぶテレビ会議システムなどを、施設の設置に併せて、設置及び活用を図る方向で検討を進めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○支所間のテレビ会議システムについては、大人数の会議には不向きであり、今後引き続き検討課題とします。（埼玉支所には機器の設置なし）</p> <p>○タブレットを使っの双葉町に住んでいた頃のコミュニティの維持や、全国に散らばって避難している町民の現況報告など、情報の伝達手段として有効に活用してもら環境の整備に努めています。</p> <p>○テレビ会議システムの機能をタブレットで補完することができるようになりました。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○タブレットを活用しながら、各拠点の行事・出来事などを情報発信できるような仕組みを検討していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、情報通信の活用を検討します。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、情報通信の活用を検討します。</p>	

60	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備 (ii)「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>規模が大きな「双葉町外拠点」においては、双葉町の歴史・伝統・文化の紹介場所の確保、震災・事故の教訓の展示・研修施設の設置などについて検討します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○福島県が整備する復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、また町民のコミュニティの拠点としても機能できるように進めています。</p> <p>○その中で規模が大きな「双葉町外拠点」であるいわき市南部の復興公営住宅を「双葉町外拠点」の中心に位置づけ、所在する役場事務所の他、診療所、高齢者福祉施設、店舗等、集会所等の交流施設、ふれあい農園、お祭り広場等の併設などを県に要望していきます。さらに、いわき市錦町地内に町立幼小中学校が再開します。</p> <p>○復興公営住宅の集会所や学校等の施設スペースを活用して文化財の紹介場所の確保に取り組みます。</p> <p>○設置に当たっては、人と防災未来センター（神戸市）やきおくみらい（長岡市）などの既存のメモリアル施設を参考にして、展示やガイダンス方法について検討します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○国立文化財機構及び福島県被災文化財等救援本部の支援により、歴史民俗資料館の収蔵資料のレスキューがほぼ終了しました。</p> <p>○レスキューした資料は、福島県立博物館、福島県文化財センター白河館（まほろん）、旧相馬女子高校、栃木県那須野ヶ原博物館、埼玉県蓮田市文化財展示館等に一時保管及び展示されています。</p> <p>○レスキュー資料や震災・事故の教訓の展示・研修施設の設置については、双葉町外拠点の中心として位置づけられているいわき市勿来酒井地区の復興公営住宅の整備と合わせて、紹介場所の確保を検討しています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○レスキュー資料や震災・事故の教訓の展示・研修施設の設置については、いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅の町外拠点の整備と合わせて、紹介場所の確保を検討していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、紹介・展示場所の確保・設置の検討・協議を進めます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の竣工に合わせて、常設の展示場所の確保に取り組みます。</p>	

61	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(ii) 「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>仮で設置されている役場機能の将来的な設置場所については、双葉町への帰還の見通しや「双葉町外拠点」の規模を踏まえて、町民の利便性を勘案しつつ、検討を進めるとともに、事務所及び支所間の緊密な連携を図れる組織、機能の見直しを図ります。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○平成25年5月28日に区域再編が行われ、本町の人口・面積の96%が帰還困難区域に指定されています。今後、当面は、帰還に向け復旧・復興業務、及び全国の町民へのサービスについていわき事務所を拠点として展開します。</p> <p>○復興計画の進捗状況及び「双葉町外拠点」の整備状況に合わせて、町民サービスが低下しないよう役場機能及び組織、各課所管事務事業も弾力的に見直しを行います。</p> <p>○職員力を分散させない、組織体制及び機能の確立を図ります。</p> <p>○職員のスキル及びモチベーション向上のための研修等を充実させます。</p> <p>○南相馬市の連絡所の設置*及び連絡所の役割・機能強化を図ります。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○役場機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場（事務所・支所等）は、住民サービスの提供の場であり、避難生活者の支援や復興に向けた拠点です。 ・現体制：いわき事務所、郡山支所（南相馬連絡所 平成26年6月30日開所）、埼玉支所（つくば連絡所）を設置 <p>○職員のスキル及びモチベーション向上のための研修を実施（参加）しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふくしま自治研修センター研修会（新規採用職員等） ・東北地区用地対策連絡会用地職員等中級研修会 ・双葉地方八町村自治体若手職員研修会 ・特定線量下業務特別教育講習会 ・メンタルヘルス研修会 等 <p>○今後の課題として以下の点が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の力を結集できる体制づくり ・縦割りではなく横断的に対応でき、連携を図れる組織体制づくり ・権限と責任のバランスがとれた組織体制づくり 		

《平成27年度の計画》

- 帰還に向け復旧・復興業務及び全国の町民へのサービスについて、いわき事務所を拠点として展開します。
- 復興計画の進捗状況及び「双葉町外拠点」の整備状況に合わせて、町民サービスが低下しないよう役場機能及び組織、各課所管事務事業も弾力的に見直しを行います。
- 職員力を分散させない組織体制及び機能の確立を図ります。
- 職員のスキル及びモチベーション向上のための研修等を充実させます。

《平成28年度の計画》

- 役場組織及び各課の所管事務事業の弾力的な見直しと運用を図ります。

《平成29年度の計画》

- 役場組織及び各課の所管事務事業の弾力的な見直しと運用を図ります。

62	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(iii) 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課 産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」における共同店舗・共同事務所の設置の必要性について、事業者の要望を調査し、その上で必要な施設を要請します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>(復興推進課)</p> <p>○いわき市南部（勿来地区）の復興公営住宅を「双葉町外拠点」の中心に位置づけ、共同店舗・共同事務所の設置を県に要望していきます。</p> <p>(産業建設課)</p> <p>○今後商工会では、施策28で掲げた事業再開有無の調査を実施し、再開意欲のある事業者を抽出します。</p> <p>○業種や再開希望地等を踏まえ、ある程度件数を取りまとめ、いわき市南部の復興公営住宅に併設する商店・事業所の規模の具体化を図り、国・県など関係機関に具体的に要請し、協議を進めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅を「双葉町外拠点」の中心に位置づけ、共同店舗の設置を県に働きかけています。</p> <p>○施設（ハード）の整備だけでなく、中身についても双葉町商工会との調整を図りつつ、町商工会が事業再開有無の調査を実施しました。</p> <p>○調査の結果、3店舗の出店希望が報告されました。</p> <p>○調査の結果を踏まえて、いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅に併設する商店の規模等について、国・県など関係機関に要請し、協議を進めています。</p> <p>＜課題＞いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅周辺の既存商店街との連携・協力・共栄</p> <p>○復興庁支援による「新しい東北＊」の取組によって、マーケティング等の支援が得られるように取り組みました。</p> <p>＊被災地は、人口減少・高齢化・産業の空洞化など、今の日本が抱える課題が顕著です。このため、単に従前の状態に復旧するのではなく、復興を契機にこれらの課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性の地」としての「新しい東北」を創造すべく取り組まれた復興庁の事業。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○双葉町外拠点となるいわき市勿来酒井地区の復興公営住宅に併設を求めている共同店舗の設置に向け、出店予定者・県・双葉町商工会との協議を加速します。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の整備に合わせて共同店舗の開設準備を進めます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の整備に合わせて共同店舗の開設準備を進めます。</p>	

63	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備 (iii) 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」がある自治体において事業再開を目指す事業者に対して、県・受入自治体・関係団体と連携して、情報提供や支援制度の利用支援などを行います。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の整備計画が具体化すると、その近隣で事業再開を図られる方も見込まれるため、施策28に掲げた取組をより重点的に行います。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○復興公営住宅の整備計画が具体化すると、その近隣で事業再開を目指す事業者が見込まれるため、県・受入自治体・関係団体と連携して情報提供や支援制度の利用支援などを重点的に行います。</p> <p><課題></p> <p>・整備される復興公営住宅のエリアそれぞれに環境や事業者ニーズ等が違っていることから、事業者のニーズにマッチする支援の提供が課題です。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○引き続き、事業再開を目指す事業者に対して、県・受入自治体・関係団体と連携して、情報提供や支援制度の利用支援などを行います。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、事業再開を目指す事業者に対して、県・受入自治体・関係団体と連携して、情報提供や支援制度の利用支援などを行います。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、事業再開を目指す事業者に対して、県・受入自治体・関係団体と連携して、情報提供や支援制度の利用支援などを行います。</p>	

64	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(iii) 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」がある自治体において、農業再開希望者に対して、県・受入自治体・関係団体と連携して営農再開支援制度の情報提供・利用支援、初期投資補助等の助成を国等への要請に取り組みます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の整備計画が具体化すると、その近隣で営農再開を図られる方も見込まれるため、施策29に掲げた取組をより重点的に行います。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○「双葉町外拠点」としているいわき市、郡山市、南相馬市、白河市において営農再開を目指す農業者に対しても、施策29に掲げる営農再開支援策を実施しています。今後町民の多くが集まると見込まれるこの4都市については、特に重点的な取組が必要と考えています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の整備計画が具体化すると、その近隣で営農再開を図られる方も見込まれるため、施策29に掲げた取組をより重点的に行います。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の整備状況にあわせて、ニーズに応じた対応を図っていきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の整備状況にあわせて、ニーズに応じた対応を図っていきます。</p>	

65	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(iii) 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>事業再開した事業者の情報を広く関係者に周知し、顧客獲得等を支援します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>施策30に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策30に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策30に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策30に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策30に同じ</p>	

66	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(iii) 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」がある自治体において、県、受入自治体、ハローワーク等関係機関との連携強化を通じて、町民の安定した雇用の確保に努めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の整備計画が具体化すると、その近隣で就業を希望される方も見込まれるため、施策31に掲げた取組をより重点的に行います。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策31に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策31に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策31に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策31に同じ</p>	

67	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備 (iii) 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>規模が大きな「双葉町外拠点」においては、その整備と並行して、双葉町の製品の再興、高齢者支援や子育て支援など、住民による住民のための雇用を生み出す仕組み・方法について、関係機関と連携を図りながら、検討を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○いわき市南部（勿来地区）のコミュニティ施設を活用した、住民による住民のための雇用を生み出す仕組み・方法*について、関係機関と連携を図りながら、検討を進めます。</p> <p>*双葉町の産品を再興する方法、その産品を提供できる商店を再建創出する方法、配食事業など介護保険外の事業を創出する方法、高齢者支援や子育て支援など、住民のニーズを踏まえた住民による住民のための雇用創出の仕組み</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○新しい仕組み・方法の一つとして、復興庁支援による「新しい東北*」の取組によって、マーケティング等の支援が得られるように取り組みました。</p> <p>*被災地は、人口減少・高齢化・産業の空洞化など、今の日本が抱える課題が顕著です。このため、単に従前の状態に復旧するのではなく、復興を契機にこれらの課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性の地」としての「新しい東北」を創造すべく取り組まれた復興庁の事業。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○いわき市勿来酒井地区に建設予定のコミュニティ施設（集会所、店舗、広場）を活用した、住民による住民のための雇用を生み出す仕組み・方法について、関係機関と連携を図りながら、検討を進めます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅整備の本格化に合わせて、雇用を生み出す仕組み、方法について関係機関と連携を図りながら検討を進めます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の竣工に合わせて、これまでの検討に基づいて必要なソフト事業を実施します。</p>	

68	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(iii) 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>規模が大きな「双葉町外拠点」においては、保育・託児サービスの提供など、子育て世代が安心して仕事と育児が両立できる環境の整備についても受入自治体と協議していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○子育て世代が安心して仕事と育児が両立できる環境の整備については、子育て世代の入居ニーズを踏まえ、住宅周辺の既存施設との役割分担も考慮しながら、具体的な検討を進めます。</p> <p>○平成26年4月から開校予定の双葉町立幼小中学校との役割分担・連携をしながら、若い父母が集まり、子育ての不安や悩みを語り合える場所の確保を検討します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○今後の拠点整備計画を策定するにあたって子育て世代の入居ニーズ、復興公営住宅周辺の既存施設との役割分担についても検討していくこととしています。</p> <p>○復興公営住宅の整備に合わせて整備される集会所を活用した子育てについて語り合える場の設置については、住民意向調査結果から得られた子育て世代の入居ニーズを踏まえて今後検討していく予定です。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○子育て世代が安心して仕事と育児が両立できる環境の整備については、子育て世代の入居ニーズを踏まえ、住宅周辺の既存施設との役割分担も考慮しながら、具体的な検討を進めます。</p> <p>○復興公営住宅の整備に合わせて整備される集会所を活用した子育てについて語り合える場の設置については、住民意向調査結果から得られた子育て世代の入居ニーズを踏まえて検討していきます。</p> <p>○いわき市勿来酒井地区へ入居を希望する子育て世代のニーズを踏まえながら、学校との役割分担や連携による望ましい環境整備のあり方について検討していきます。</p> <p>○いわき市勿来酒井地区には広い広場が整備されることから、学校活動への利用や遊び場としての提供などを検討して、広く子どもたちも利用できるような環境整備を要望していきます。この広場などを通じて、ひとり暮らしの高齢者が多くなる中で、子どもたちと住んでいる人との世代間交流の場として利活用を図ることを検討していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅整備の本格化に合わせて、子育て世代が安心して仕事と育児が両立できる環境の整備についても受入自治体と協議していきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、子育て世代が安心して仕事と育児が両立できる環境の整備についても受入自治体と協議していきます。</p>	

69	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(iv)「双葉町外拠点」における保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」において、町民が安心して保健・医療・福祉サービスの提供を受けられるように、受入自治体と協議を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>施策37に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策37に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策37に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策37に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策37に同じ</p>	

70 71 72 73	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(iv)「双葉町外拠点」における保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(70) 規模が大きな「双葉町外拠点」においては、新たな医療・福祉施設の整備の必要性について、県・受入自治体と協議を進めます。</p> <p>(71) 特に多くの町民の受入をお願いする受入自治体に対しては、「双葉町外拠点」の整備にあわせて、当該自治体における保健・医療・介護施設の充実に一層の支援を行うよう、国・県に要請していきます。</p> <p>(72) 双葉町の保健・医療・福祉事業者の再開支援に取り組みます。</p> <p>(73) 介護サービスと住宅の一体整備など高齢者にやさしい施設整備を要請していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>(70・71)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いわき市南部（勿来地区）に整備される復興公営住宅に郡立診療所を誘致できるよう、双葉地方町村会、県、受入自治体及び医師会等と協議を加速します。 ○いわき市南部（勿来地区）に整備される復興公営住宅における社会福祉協議会の福祉施設の併設に向けた協議を加速します。 ○特別養護老人ホームについては、福島県及び受入自治体との協議を継続しつつ、大きな課題である人材の確保について、国・県へ引き続き支援を求めながら社会福祉法人による再開を支援していきます。 ○地元医療機関や福祉施設との連携も図っていきます <p>(72) ○特別養護老人ホーム「せんだん」の仮設再開に向けて、受入自治体との協議や法的な調整を福島県と共に町が積極的に支援していきます。</p> <p>(73) ○いわき市南部（勿来地区）の町外拠点における生活環境の充実を図るため、保健、福祉等の複合施設の整備について、具体化を図ります。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅に郡立診療所を早期整備できるよう、双葉地方町村会及び双葉地方広域市町村圏組合、県、いわき市並びに医師会等と協議を加速しました。その結果、勿来酒井地区に郡立診療所が設置されることとなりました。 ○いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅における社会福祉協議会の福祉施設の併設に向けた協議を加速しました。その結果、勿来酒井地区に高齢者等サポート拠点の設置が認められました。 ○特別養護老人ホーム「せんだん」については、福島県及びいわき市との協議を継続しつつ、大きな課題である人材の確保について、国・県へ引き続き支援を求めながら社会福祉法人による再開を支援しています。 		

《平成27年度の計画》

- いわき市勿来酒井地区に整備される復興公営住宅への郡立診療所の早期整備に向けて、双葉地方町村会及び双葉地方広域市町村圏組合、県、いわき市並びに医師会等との協議を加速します。
- いわき市勿来酒井地区に整備される復興公営住宅における社会福祉協議会の福祉施設の整備に向けた協議を加速します。
- 特別養護老人ホーム「せんだん」については、福島県及びいわき市との協議を継続しつつ、大きな課題である人材の確保について、国・県へ引き続き支援を求めながら社会福祉法人による再開を支援していきます。
- 今後、地元医療機関や福祉施設との連携も図っていきます。

《平成28年度の計画》

- 郡立診療所及び福祉施設の早期整備に向けて、関係機関との協議を進めます。
- 特別養護老人ホームの運営については、人材確保が大きな課題であるので、町民のニーズに応えられるよう社会福祉法人の運営を支援していきます。

《平成29年度の計画》

- 郡立診療所、福祉施設、特別養護老人ホームの運営の充実を図ります。
- 郡立診療所の運営については、郡医師会が主体となるので、設置者である双葉地方広域市町村圏組合と連携を図っていきます。
- 福祉施設の運営については、社会福祉協議会と協議を図っていきます。

74 75	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】 ②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備 （v）「双葉町外拠点」における教育環境の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(74) 規模が大きな「双葉町外拠点」における学校（幼稚園、小学校、中学校）の整備については、国・県・受入自治体との協議を踏まえて、その必要性について検討します。</p> <p>(75) 「双葉町外拠点」に学校を設置する際には、より多くの子どもたちを集約できるようにするため、町独自の新たな教育方針・教育提供内容を打ち出していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>施策43・44に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策43・44に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策43・44に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策43・44に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策43・44に同じ</p>	

76	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>（v）「双葉町外拠点」における教育環境の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」において学校の設置が難しい場合には、集会施設を活用して、子どもたちの学習支援や双葉町の歴史・伝統・文化の教育機会を設けることを検討し、町独自の地域教育に取り組みます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>施策49に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策49に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策49に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策49に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策49に同じ</p>	

77	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>生活支援課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>避難先における自治組織の立ち上げを促進します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○福島県内外での自治会がない地域における新たな自治会組織の設立、運営について支援を行い、各自治会が今後自立できるよう指導を行っていきます。 ○既存の自治会の活動内容に係る広報内容の充実と自治会への加入を促す広報を実施していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○福島市、郡山市、白河市、会津若松市、いわき市、猪苗代町に9箇所の応急仮設住宅があり、平成25年度は各応急仮設住宅に自治会がありましたが、平成26年度は4箇所の応急仮設住宅の自治会が解散され、5団体に減りました。 ○4箇所の応急仮設住宅で、自治会の再構築についての住民集会を開催しましたが、リーダー及び協力者の不在が主な原因であり、再構築についての理解は示されませんでした。 ○福島県内（県北・県中・県南・いわき地区）、新潟県柏崎市、宮城県仙台市、茨城県つくば市、埼玉県加須市の借上げ住宅に入居されている住民による自治会は8団体が活動を行っています。 ○応急仮設住宅及び借上げ住宅自治会の相互の共助、協調、協働による相互間の連絡連携を密にして地域活動を行うことによる、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とした「応急仮設住宅及び借上げ住宅自治会連絡協議会」を平成26年8月28日に開催しました。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○双葉町復興支援員の協力を得て、福島県内外で自治会がない地域における自治会組織の設立、運営についての支援を行い、各自治会が今後自立できるよう指導を行っていきます。 ○既存の自治会の活動内容に係る広報内容の充実と自治会への加入を促す広報を実施していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○双葉町復興支援員の協力を得て、福島県内外で自治会がない地域における自治会組織の設立、運営についての支援を行い、各自治会が今後自立できるよう指導を行っていきます。 ○既存の自治会の活動内容に係る広報内容の充実と自治会への加入を促す広報を実施していきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○双葉町復興支援員の協力を得て、福島県内外で自治会がない地域における自治会組織の設立、運営についての支援を行い、各自治会が今後自立できるよう指導を行っていきます。 ○既存の自治会の活動内容に係る広報内容の充実と自治会への加入を促す広報を実施していきます。</p>	

78	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民有志によるNPO法人等の設立を支援します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○自治会の他にコミュニティづくりに資するNPO法人等の組織設立にあたっての側面支援を実施します。（補助事業の紹介、中間支援組織や専門家のあっせんなど）</p> <p>○県内外の自治会組織とNPO組織の役割分担を明確化していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○町内有志によるNPO法人等の設立の動きは、現状ではありません。</p> <p>○復興支援員が町内のコミュニティづくりのニーズの把握に努めています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○復興支援員による町内のコミュニティづくりへの支援の一環として、町民有志によるNPO法人の設立の動きがあった際には、県内支援組織や専門家のあっせんなどを行っていきます。</p> <p>○その他の支援のあり方については、担当課の整理を行ったうえで対応を検討していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○復興支援員による町民のコミュニティづくりへの支援の一環として取り組みます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○復興支援員による町民のコミュニティづくりへの支援の一環として取り組みます。</p>	67ページ

79	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>総務課（行政区） 生活支援課（自治会）</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>双葉町当時の地域のきずなの維持を図るため、行政区組織及び自治会組織の在り方について検討を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災前の町民のコミュニティ維持のため、行政区総会の開催に対する助成を実施します。 ○交流に係る交通費の軽減のため、高速道路の無料化の継続を要望します。 ○自治会と町との連携を推進します。（自治会への町からの情報提供、町役場における担当の明確化等） ○自治会の役割の明確化と自治会長に対する報償の制度化を図ります。 ○集会施設に係る運営費の助成措置を実施します。 ○復興公営住宅の建設に合わせた、コミュニティ施設の整備に取り組みます。 ○仮設住宅、借上げ住宅、持ち家など住まい方の区別なく参加できる自治組織づくりの検討を進めます。 ○自治会の運営費の助成措置を実施します。 		
<p>《取組の現状》</p> <p>（総務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政区総会に参加しやすい環境づくりに努めています。 <ul style="list-style-type: none"> ・行政区総会助成金を支給しました。（参加者1人当たり会場までの距離（往復）40km以下：一律1,000円、41km以上399km以下：距離1kmあたり250円、400km以上：一律10,000円 平成26年4月1日施行） ・行政区総会に併せて町民の集い事業（講演会）を実施しました。その際の講師謝金等について、復興庁の予算を活用しました。 ・移動経費を軽減するための高速道路の無料化措置の継続を要望しました。（平成26年7月16日、11月26日 復興庁、国土交通省） ・平成27年2月10日に高速道路の無料措置が平成28年3月31日まで延長されました。 <p>（生活支援課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会の役割の明確化と自治会長に対する報償の制度化*を図りました。 <ul style="list-style-type: none"> *自治会長一人当たり月額5,000円、平成26年4月1日施行 ○自治会の会員数に応じた、自治会の運営費の助成措置を実施しました。 		

- 町民の交流施設を町直営で設置しました。
- ・県内拠点：町民交流施設「せんだん広場」（郡山市御前南地内、平成26年4月1日開設）
 - ・県外拠点：町民交流施設「ふたば交流広場」（埼玉県加須市中種足地内、平成26年8月18日開設）

《平成27年度の計画》

（総務課）

- 被災前の町民のコミュニティ維持のため、行政区総会に参加しやすい環境づくりに努めていきます。
- そのため、行政区総会助成金及び町民の集い事業を実施します。
- 交流に係る交通費の軽減のため、高速道路の無料化の継続を要望します。

（生活支援課）

- 応急仮設住宅及び借上げ住宅自治会連絡協議会等で自治会役員報償に関する検討を行います。

《平成28年度の計画》

（総務課）

- 町民のコミュニティ維持のため、行政区総会の開催に対する助成を継続して実施します。
- 交流に係る交通費の軽減のため、高速道路の無料化の継続を要望します。

（生活支援課）

- 応急仮設住宅及び借上げ住宅自治会連絡協議会等での自治会役員報償に関する検討結果に基づき、判断をします。

《平成29年度の計画》

（総務課）

- 町民のコミュニティ維持のため、行政区総会の開催に対する助成を継続して実施します。
- 交流に係る交通費の軽減のため、高速道路の無料化の継続を要望します。

（生活支援課）

- 復興公営住宅の整備状況を踏まえて、自治会組織の見直しを行い、自治会役員報償に関する検討を行います。

80	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>住民生活課(ソフト) 産業建設課(イベント) 教育総務課(スポーツ)</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民主体による交流イベントの企画に対する支援の仕組みを構築します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>(住民生活課)</p> <p>○福島県の「地域づくり総合支援事業」を活用し、町民主体による交流イベントの企画に対する支援を進めます。</p> <p>(産業建設課)</p> <p>○「双葉町の祭り・イベント事業補助金」の交付により、町民主体による交流イベントの企画に対する支援を引き続き進めます。 ○伝統ある双葉町ダルマ市、相馬野馬追等の維持発展とともに、名産品復活事業等への支援に取り組みます。 ○物産店へ出品し販売促進を図るため、双葉町復興支援物産品販売促進事業助成金制度を設けます。 ○観光協会を再開し、関係団体間が連携したイベントの実施体制を強化します。</p> <p>(教育総務課)</p> <p>○体育協会を通じて市町村対抗軟式野球大会・市町村対抗縦断駅伝大会・市町村対抗ソフトボール大会に双葉町チームとして参加できるよう支援するとともに、こうしたスポーツイベントが町民の交流の機会となるよう取り組みます。 ○「NPO法人双葉ふれあいクラブ」理事会の検討結果を受けて、町スポーツ推進委員会に諮問して検討を進めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>町民主体による交流イベントの企画に対する支援として、以下の仕組みを進めてきました。</p> <p>(住民生活課)</p> <p>○県の補助事業や、支援団体の事業などを紹介しています。また、県外での交流会などの情報を提供しています。 ○県外での避難者交流会にも職員のほかに、復興支援員も参加してその支援の幅を広げています。</p>		

(産業建設課)

- 伝統ある双葉町ダルマ市、相馬野馬追等の維持発展とともに、名産品復活事業等への支援に取り組んでいます。
平成26年度 双葉町ダルマ市（双葉町祭り・イベント事業補助金交付 1団体）、相馬野馬追（相馬野馬追祭出場者助成金交付 3件）
町民の誰もが分かり県内外にも有名になっているふたばダルマを素材とした「ダルマ提灯」「ダルマろうそく」等の制作に取り組んでいます。
- 物産展へ出品し販売促進を図るため、双葉町復興支援物産品販売促進事業助成金制度を設けました。
平成26年4月1日施行（出展に係る経費等を支援）
- 双葉町観光協会を再開し、関係団体間が連携したイベントの実施体制を強化しています。
平成26年7月22日 双葉町商工会を事務局とする新双葉町観光協会が設立

(教育総務課)

- 「NPO法人双葉ふれあいクラブ」の活動再開が決定したため、双葉町民を対象に双葉町体育協会主催・NPO法人双葉ふれあいクラブ主管による交流パークゴルフ大会を平成26年11月29日（土）にいわき市鮫川河川敷公園コースにおいて、小学校3年生以上の双葉町民を対象に開催しました。
- 「NPO法人双葉ふれあいクラブ」理事会において、平成27年度からの活動再開が決定されました。町体育協会臨時総会（平成27年2月15日開催）において、双葉ふれあいクラブへの事業委託等の事業計画についての審議を行いました。

《平成27年度の計画》

(住民生活課)

- 県の補助事業や、支援団体の事業などを紹介していきます。また、県外での交流会などの情報を提供していきます。
- 町主体の避難者交流会について、避難者が100名を超えている7都県での企画、開催を目指していきます。

(産業建設課)

- 「双葉町の祭り・イベント事業補助金」により、ダルマ市等のふるさとの祭りの開催を支援します。
- 平成26年度に再開した双葉町観光協会と連携して、さらなる商品開発とその普及に努めます。
- 引き続き、伝統ある双葉町ダルマ市、相馬野馬追等の維持発展とともに、名産品復活事業等への支援に取り組んでいきます。
- ふたばダルマを素材とした「ダルマ提灯」「ダルマろうそく」等を制作・活用し、町民のきずなの維持・発展に努めます。

(教育総務課)

- 体育協会の承認を受けて市町村対抗軟式野球大会・市町村対抗縦断駅伝大会・市町村対抗ソフトボール大会に双葉町チームとして参加できるように支援するとともに、こうしたスポーツイベントが町民の交流の機会となるよう取り組みます。
- 「NPO法人双葉ふれあいクラブ」の活動再開決定を受けて、生涯スポーツ事業等を同法人に委託し連携して行います。

《平成28年度の計画》

(住民生活課)

- 県の補助事業や、支援団体の事業などを紹介していきます。また、県外での交流会などの情報を提供していきます。
- 町主体の避難者交流会を開催していきます。

(産業建設課)

- 引き続き、伝統ある双葉町ダルマ市、相馬野馬追等の維持発展とともに、名産品復活事業等への支援に取り組んでいきます。

(教育総務課)

- 継続的に支援及び連携を行うとともに、町民からの意見を拝聴しながら実施します。

《平成29年度の計画》

(住民生活課)

- 県の補助事業や、支援団体の事業などを紹介していきます。また、県外での交流会などの情報を提供していきます。
- 町主体の避難者交流会を開催していきます。

(産業建設課)

- 引き続き、伝統ある双葉町ダルマ市、相馬野馬追等の維持発展とともに、名産品復活事業等への支援に取り組んでいきます。

(教育総務課)

- 継続的に支援及び連携を行うとともに、町民からの意見を拝聴しながら実施します。

81	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>67ページ</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>各地で開催される交流イベントの情報提供を行います。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交流イベントの紹介については、これまでと同様の方法で情報提供を行います。 ○交流イベントについては、双葉町民だけでなく受入自治体の住民との交流の様子など幅広い情報を収集していきます。 ○今後も復興支援員などが直接交流イベントに参加し、イベントの様子をフェイスブックなどのソーシャルメディアや「ふたばのわ」などの紙媒体も活用して迅速に紹介します。 ○仮設住宅の集会所等でのイベントに、借上げ住宅や持ち家に住む町民も参加しやすくなるように、町からの情報提供を充実します。 ○広報ツールを活用して、県内外に住む町民に対するイベントの開催情報を提供します。 ○県外の交流イベントに関する情報の収集と発信を充実させるためにも、復興支援員の増強を図ります。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交流イベント開催の情報提供：町ホームページ（随時掲載）、メールマガジン（水・金の週2回）、タブレット端末（平成26年9月から配付開始、10月16日から本格運用開始）、FMいわき（毎週土曜日12時15分～12時30分「双葉町情報FMいわき発」（平成26年4月から放送開始、FM聴や町のホームページを活用してインターネット経由で全国へ配信）にて情報提供を行っています。 ※タブレット端末の導入に伴い、デジタルフォトフレームは、9月末で配信終了 ○交流イベント開催の様子の情報提供： <ul style="list-style-type: none"> （電子媒体）町ホームページにおいて、ソーシャルメディア（フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ）を活用し、交流イベントの様子をお知らせしています。 （紙ベース）広報ふたば、コミュニティ情報紙「ふたばのわ」を月1回発行し、町民相互のコミュニティ情報を発信しています。 ○仮設住宅の集会所等でのイベントに、借上げ住宅や持ち家に住む町民も参加しやすくなるように、町ホームページ、メールマガジン、タブレット端末、FMいわきでの双葉町情報番組を活用して、情報提供を行っています。 ○交流イベントについては、復興支援員が中心となって直接現地に出向き、交流の様子を記事にまとめて、フェイスブックに投稿しています。本年度は、10人の復興支援員（うち増員4人）が活動しており、このうち2人が加須市に配属となり、県外の交流イベントに関する情報収集の充実を図っています。 		

《平成27年度の計画》

- 広報ツールを活用して、県内外に住む町民に対するイベントの開催情報を提供します。
- 交流イベントについては、双葉町民だけでなく受入自治体の住民との交流の様子など幅広い情報を収集するとともに、町民に対して参加促進を呼びかけます。
- 今後も復興支援員などが直接交流イベントに参加し、イベントの様子をフェイスブックなどのソーシャルメディアや「ふたばのわ」などの紙媒体も活用して迅速に紹介します。
- 仮設住宅の集会所を活用したイベントに、仮設住宅以外の方も参加できるように、町からの情報提供を充実します。

《平成28年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を反映した広報活動を実施します。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を反映した広報活動を実施します。

82	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>高速道路の無料化の継続を国に要請し、町民の交流に係る費用の軽減を目指します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>施策19に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策19に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策19に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策19に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策19に同じ</p>	

83	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>生活支援課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>県内外の町民・民間団体による町民の交流拠点の設置を支援します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>(総務課)</p> <p>○町民のきずな・コミュニティの維持・発展に向けた取組として、町民交流施設運営事業（新規）を要望し、福島県内外に、仮設住宅、借上げ住宅等の住まい方の区別なく、町民誰もが利用できる交流拠点を確保します。</p> <p>(生活支援課)</p> <p>○町民による交流拠点の管理運営が可能となる仕組みを構築します。 ○交流拠点を活用した、テーマ別（趣味ごと、年齢ごと等）の集いの企画等やサロン、カフェ等の運営への支援を実施します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>(県内)</p> <p>○平成26年4月1日に町民や地域の方々との交流を図る拠点として、福島県郡山市御前南地内に町民交流施設「せんだん広場」を開設しました。</p> <p>(県外)</p> <p>○平成26年8月18日に町民や地域の方々との交流を図る拠点として、埼玉県加須市中種足地内に町民交流施設「ふたば交流広場」を開設しました。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町民の交流拠点の設置を継続的に行います。 ○交流拠点を活用した、テーマ別（趣味ごと、年齢ごと等）の集いの企画等やサロン、カフェ等の運営への支援を実施します。 ○町民交流施設の利活用について、町民、復興支援員等とともに検討し、コミュニティ支援等を行います。また、新たな地域での町民交流施設の設置を検討します。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○町民の交流拠点の設置を継続的に行います。 ○町民交流施設の利用者等の意見を集約しながら、施設の利活用等の見直しを行います。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○町民の交流拠点の設置を継続的に行います。 ○町民交流施設の利用者等の意見を集約しながら、施設の利活用等の見直しを行います。</p>	

84	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>復興公営住宅等の整備にあわせて、地域の町民同士がいつでも集まれる場の設置に取り組みます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅に併設する集会所の機能の充実を県等に要請していきます。</p> <p>○特に、いわき市南部（勿来地区）については、町民全体のコミュニティの拠点となるよう、宿泊も可能な大きな集会施設を要望していきます。それ以外の地区についても、復興公営住宅に併設される集会所が、その地域に住む町民の交流の場となるよう、運営の在り方を、県・受入自治体・関係町村と協議をしていきます。そのうち、郡山市については、小規模の復興公営住宅が分散して整備されるため、交流拠点の在り方について、他の町とも連携して検討を進めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策52から54に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策52から54に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策52から54に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策52から54に同じ</p>	

85	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>67ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>復興支援員制度を活用して、避難先でのコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○復興支援員の充実により、町民同士の交流機会を創出するため交流イベント等を実施し、必要に応じて自治会や交流施設の設立等について支援します。この活動の中でコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。</p> <p>○福島県外についても、復興支援員を配置します（埼玉支所へ3名配置）。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成25年8月から総務省の復興支援員制度を活用し、双葉町復興支援員を福島県内外へ10名配置*しています。</p> <p>*いわき事務所：広報担当3名、コミュニティ担当2名、郡山支所：コミュニティ担当3名、双葉町復興支援員埼玉事務所（埼玉県加須市）：コミュニティ担当2名</p> <p>○現在、双葉町復興支援員が仮設住宅自治会や借上げ自治会の定例会等を訪問し、自治会の事務局機能強化、自治会員がやってみたいことの実現等に向けて、活動しています。やってみたいことの実現に向けて、外部支援団体等を紹介しています。</p> <p>○町民同士の交流機会を確保する手法や自治会・交流施設の設立等についての支援方法を検討しています。</p> <p>○避難先でのコミュニティづくりのために、このような仲介役となる人材の確保・育成について、地元のNPO団体等と連携しながら検討しています。</p> <p>○復興支援員主催で、平成26年4月12日に「ヨガ教室」、11月8日に「パークゴルフ大会」を相馬地区で開催しました。</p> <p>○平成26年11月29日（福島市）、12月14日（東京都）に若手の交流会「ふたばしゃべり場」を開催しました。また、SNS（フェイスブック）にグループを作成しました。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○総務省の復興支援員制度を活用し、引き続き双葉町復興支援員を福島県内外へ10名配置します。</p> <p>○双葉町復興支援員が仮設住宅自治会や借上げ自治会の定例会等を訪問し、自治会の事務局機能強化、自治会員がやってみたいことの実現等に向けて、活動していきます。</p> <p>○併せて、町民同士の交流機会を確保する手法や自治会・交流施設の設立等についての支援方法を検討していきます。</p> <p>○町が整備する交流施設の活用方法を検討していきます。</p> <p>○避難先でのコミュニティづくりのために、このような仲介役となる人材の確保・育成について、地元のNPO団体等と連携しながら検討していきます。</p> <p>○SNS（フェイスブック）のグループを活用し、若手の協議会等の設立を検討していきます。</p> <p>○復興支援員制度の期間は、概ね1年以上最長5年とされていることから、事業の継続を国へ要望していきます。</p>		

《平成28年度の計画》

○引き続き、復興支援員制度を活用し、避難先でのコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。

《平成29年度の計画》

○引き続き、復興支援員制度を活用し、避難先でのコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。

86	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>67ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>コミュニティ支援に関する各種助成制度などをデータベース化し、紹介できる仕組みを構築します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ支援に関する各種助成制度について、助成主体、助成対象、助成金額等をデータベース化し、町ホームページや広報紙等で広く紹介できるよう取り組みます。 ○復興庁が運営するホームページ「復旧・復興支援制度情報」など全国的な支援制度のデータベースと連携させ、簡易に情報検索できるよう情報提供の充実を図ります。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ支援に関する各種助成制度については、担当所管課（住民生活課、教育総務課など）を通じて関係団体等へ紹介するよう取り組んでいます。 ○復興庁が運営するホームページ「復旧・復興支援制度情報」を町公式ホームページと連携（リンク）させ、情報提供の充実を図っています。 ○各種助成制度を一覧に整理し紹介できる仕組みについては、各種助成制度の申請受付が直前にならないと通知がなく、また申請受付期間が短いため、年度当初に一覧で整理することは困難です。そのため、情報提供の充実が課題です。 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ支援に関する各種助成制度については、担当所管課を通じて関係団体等へ紹介するよう取り組んでいきます。 ○復興庁が運営するホームページ「復旧・復興支援制度情報」を町公式ホームページと連携（リンク）させ、情報提供の充実を図っていきます。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種助成制度の積極的な情報提供を継続します。 	<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種助成制度の積極的な情報提供を継続します。 	

87	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>67ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>コミュニティ関連の補助制度の維持・拡充を国・県等に要請し、町民の自立的なコミュニティ・きずなの維持のための活動費用の確保に努めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○コミュニティ関連の補助制度については、福島県の地域づくり総合支援事業や国の福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業等が活用できます。これら補助制度の維持や拡充について、国・県等に要請し、コミュニティ・きずなの維持のための活動費用の確保に取り組みます。</p> <p>○町民が自立的にコミュニティ・きずなを維持するために必要な活動費用について、補助制度を活用して積極的に支援します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○コミュニティ関連の補助制度については、担当所管課と連携し、関係団体等の町民の自立的なコミュニティ・きずなの維持のための活動費用の財源となる福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業等の拡充について国・県等へ要請し、予算の確保に努めています。</p> <p>○平成26年7月17日には、復興庁に対して福島県原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業について、町民のきずなの維持や発展に関して幅広く活用できるよう運用改善を要望しました。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○コミュニティ関連の補助制度については、町民の意向を確認しながら担当所管課と連携し、関係団体等の町民の自立的なコミュニティ・きずなの維持のための活動費用の財源となる福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業等の拡充について国・県等へ要請し、予算の確保に努めていきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○町民の意向を確認しながら、必要な活動費用の確保に努めます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○町民の意向を確認しながら、必要な活動費用の確保に努めます。</p>	

88	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ②町民同士が連絡を取り合うことができる仕組みの構築</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>68ページ</p> <p>住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>電話帳の作成について、町民のニーズを調査し、その必要性を検討します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○町民同士が連絡し合える仕組みの構築について、個人の電話番号を記載した電話帳の作成は慎重な検討が求められることから、町は、まず、町民同士が近くにいる町民を知ることができる方法として、避難先の市町村ごとに町民の所在情報を整理した名簿を作成*します。</p> <p>*世代別会議などで出された町民の意見として、「誰がどこの都市に居るのかだけでも知りたい」との要望がありました。</p> <p>*このため、電話帳に替わるアイデアとして、町民の方の氏名、双葉町の住所、現在滞在中の市町村名を記載し、町民の方が追記して完成させる「(仮称)双葉町民アドレス帳」を作成することが考えられます。ある程度のフォーマットを示し、必要の是非と記載の可否について、町民のニーズを調査することが条件と考えられます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○避難当初から、町民同士が連絡を取り合うことができる仕組みづくりの要望は、各種会議等で多く寄せられ、町では、個人情報保護の観点から慎重な対応を基に検討してきました。</p> <p>○住民意向調査により「町民電話帳」の必要性を調査しました。(平成25年度：平成25年10月実施) 「作成してほしい(自分の情報記載：可能)」が28.9%、「作成してほしい(自分の情報記載：不可)」が6.7%、「作成は必要ない」が54.9%の結果、電話帳の作成についての町民ニーズは、賛成35.6%、反対54.9%の希望が把握されました。</p> <p>○平成26年度予算「避難者名簿作成業務委託」の執行へ向け具体的な掲載事例を明記し、作成の可否判断の参考とする町民アンケート調査を実施しました。</p> <p>①回収結果は、平成25年度実施の町民アンケート回収率51.0% → 平成26年度21.0%と前回調査時よりも半分以上に低下しました。</p> <p>②今年度町民アンケート回収率21.0%の結果内容は、「作成してほしい」が54.6%、「作成は必要ない」が44.2%の結果となるも、前述のとおり、町民アンケート全体での回収率が全体の2割程度と悪く、震災から時が経過し事業の必要性の低下、従来から実施の役場経由の安否照会システム等の浸透などが要因となる結果と推測されます。</p> <p>③2か年度にわたる住民意向調査の実施結果である上記①・②を総合的に判断し、事業を見合わせることにしました。</p> <p>○個人連絡先の情報提供は、これまで同様、個人情報保護の観点から、町民からの照会を受け、町で相手先へ提供確認したうえでお知らせしています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○状況の変化を踏まえて、ニーズに応じた対応をしていきます。</p> <p>○個人連絡先の情報提供は、これまで同様、個人情報保護の観点から、町民からの照会を受け、町で相手先へ提供確認したうえでお知らせしていきます。</p>		

《平成28年度の計画》

- 状況の変化を踏まえて、ニーズに応じた対応をしていきます。
- 個人連絡先の情報提供は、これまで同様、個人情報保護の観点から、町民からの照会を受け、町で相手先へ提供確認したうえでお知らせしていきます。

《平成29年度の計画》

- 状況の変化を踏まえて、ニーズに応じた対応をしていきます。
- 個人連絡先の情報提供は、これまで同様、個人情報保護の観点から、町民からの照会を受け、町で相手先へ提供確認したうえでお知らせしていきます。

89	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>②町民同士が連絡を取り合うことができる仕組みの構築</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民同士が気軽に連絡が取れるような情報端末（タブレット端末等）の活用を検討を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策96に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p style="text-align: center;">施策96に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策96に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策96に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策96に同じ</p>	

90	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ③町からの情報提供の円滑化・充実化</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>69ページ</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町の情報や町民の活動状況など町民のみなさんが知りたい情報をより多く提供できるよう広報紙等を充実させます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○今後も広報ふたば、町ホームページ、デジタルフォトフレームの掲載記事については、担当原課の協力を得ながら、記事の充実と迅速な広報を目指します。 ○重要な情報を可能な限り早期に提供できる仕組みを構築するため、広報紙等配付物による情報提供の頻度見直しや自治会を活用した情報提供を検討します。 ○紙ベースでの広報には時間を要することから、広報ふたばと町ホームページでの記事掲載とを併用しながら、迅速かつ確実な広報を行っていきます。 ○復興支援員の取材によるコミュニティ情報紙「つなげよう つながろう ふたばのわ」を継続して発行し、内容の充実を図ります（毎月1回15日発行）。 ○インターネットが使えない人や苦手な人に配慮し、広報紙などの紙媒体の情報提供を充実します。さらに、地域コミュニティFM放送（FMいわき）を活用した情報発信と、わかりやすい情報端末を導入し、インターネットを経由して全国に避難している町民にも聴けるようにします。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○町からの情報発信の手段として、広報ふたば、コミュニティ情報紙「ふたばのわ」の発行、町ホームページやタブレット端末（平成26年9月から配付開始）等を活用しています。※タブレット端末の導入に伴い、デジタルフォトフレームは、平成26年9月末で配信終了</p> <p>○町の復興に向けた重要課題への取組状況、交流イベントなどの記事を掲載し、それぞれの広報媒体の特性を活かした情報提供を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報ふたば（災害版）の発行（毎月1回1日、3、100部発行、26～32ページ、全国に避難する町民各世帯へ配付） （主な掲載記事） <ul style="list-style-type: none"> ・ 町長メッセージ（町の復興に向けた取組状況、中間貯蔵施設への町の対応、国、その他行政経過を紹介） ・ 町の復興への取組（要望活動、双葉町復興推進委員会、原子力損害賠償など） ・ 町の行事や話題・各行政区総会や交流会・避難先交流イベントの紹介 ・ 行政情報 ・ 「ふるさと絆通信」で町民の生活の様子や復興への思いなどを紹介 ・ 平成26年1月号から出生、死亡記事の掲載を再開 など ・ コミュニティ情報紙「ふたばのわ」の発行（毎月1回15日、3、100部発行、8ページ、全国に避難する町民各世帯へ配付）※復興支援員の取材による （主な掲載記事） <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者との意見交換会（4月） ・ 県北自治会交流会（5月） ・ 白河情報連絡会（6月） ・ 町民交流懇談会 in 神奈川（7月） ・ サマーチャレンジ in 柏崎（8月） ・ 志はひとつをつなげる（双葉で育んだインターハイの奇跡）（9月） ・ 双葉町立学校仮設校舎完成（10月） ・ ふたばワールド2014 in かわうち（11月） ・ 夢ふたば人（12月） ・ 双葉ダルマ（1月） ・ 後世に残したい双葉町 ・ スマイルフォト ・ 町からのお知らせ ・ 放射線モニタリング情報 など 		

- ・町ホームページの充実（主に、復興の取組状況や行政情報、交流イベント情報などを随時掲載。平成25年8月に町ホームページをリニューアル）
（主な掲載内容） ・「町長の部屋」（町長メッセージ（毎月1回掲載）、町長の活動状況（随時掲載）） ・「震災/原子力災害関連情報」
・「新着/更新情報」 ・「イベント情報」 ・「大切なお知らせ」
・「よく使われる情報」（くらし・手続き、子育て・福祉、震災・災害、その他） ・町の話
・「ソーシャルメディア」（フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ）による情報の提供
・メールマガジンの送信（携帯サイト） など
 - ・タブレット端末（平成27年1月末日現在の配付台数 1,722台）
（主な機能）「きずなシステム」 ・ひめぐり ・広報ふたば ・まちの話 ・町からのお知らせ ・きずな談話室
・インターネット（町ホームページ、ユーチューブチャンネル、議会ライブ中継、フェイスブックページ、ふたば広域ライブカメラなど）
・コミュニティ広場（イベント情報広場、地域情報広場、趣味広場、ふるさと広場、自由ノート） その他マップ、カメラ、動画のアプリ
などを搭載
- 定期的発送は厳選したものに限り、重要な情報は別便とするなどの工夫をすることにより、複数の資料送付による混乱や重要情報の見落としを防ぐよう配慮していきます。
- 紙媒体での広報は、年代を問わず有効な広報手段となることから、今後も町民の意見を踏まえて、広報紙面の充実を図っていきます。
- 町ホームページについては、手軽に情報提供ができる電子媒体としての特性を活かし、「町長の部屋」などの記事内容の充実と、迅速な広報を目指します。
- タブレット端末については、電子媒体の特性である双方向でのコミュニケーション機能を活用し、機器の利用促進と町民相互の交流の確保を図ります。

《平成27年度の計画》

- 今後も広報ふたば、町ホームページ、タブレット情報端末の掲載記事については、担当所管課の協力を得ながら、記事の充実と迅速な広報を目指します。
- 紙ベースでの広報には時間を要することから、広報ふたばと町ホームページでの記事掲載とを併用しながら、迅速かつ確実な広報を行っていきます。
- 復興支援員の取材によるコミュニティ情報紙「つなげよう つながろう ふたばのわ」を継続して発行し、企画も含め紙面の充実を図ります。（毎月1回15日発行）
- インターネットが使えない人や苦手な人に配慮し、広報紙などの紙媒体の情報提供を充実します。
- 地域コミュニティFM放送（FMいわき）を活用した情報発信を継続して行い、全国に避難している町民が視聴できるように、「双葉町公式ユーチューブチャンネル」とタブレット端末での発信を行います。

《平成28年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を反映した広報活動を実施するとともに、内容の充実を図ります。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を反映した広報活動を実施するとともに、内容の充実を図ります。

91	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ③町からの情報提供の円滑化・充実化</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>69ページ</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「広報ふたば」において町民のみなさんの避難先での活動状況等取材して掲載します（ふるさと絆通信）。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後も町民の意見を踏まえて、「ふるさと絆通信」の記事内容の充実を図ります。 ○「ふるさと絆通信」の増刊号の発行を検討します。 ○「ふるさと絆通信」のほか、「ふたばのわ」でも仮設住宅・借上げ住宅などの自治会の活動状況や加入促進の呼びかけ等を掲載します。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報ふたばにおいて、「ふるさと絆通信」のコーナーを設け、町民が避難された時の状況や避難先での現在の活動の様子、復興への思いなどを紹介*しています。 *平成25年5月号から毎月連載（町民の方5人を紹介）し、平成26年5月号～平成27年1月号まで45人を掲載しました。 *5人のうち、行政区長・自治会長1人、若者1人、事業再開者1人を掲載しています。 ○「ふるさと絆通信」の連載により、町民同士のきずなの維持・発展につなげています。 ○特に、ホームページとは違って紙ベースでの情報提供となることから、誰でも読むことができるという特性を活かしながら、さらに記事内容の充実を図っています。 ○「ふるさと絆通信」の増刊号の発行については、発行時期も含め検討しています。 ○「ふるさと絆通信」のほか、「ふたばのわ」でもいろいろなグループ活動や婦人学級など様々な取組取材して掲載しています。 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後も町民の意見を踏まえて、「ふるさと絆通信」の記事内容の充実を図ります。 ○「ふるさと絆通信」の増刊号の発行を、引き続き検討します。 ○「ふるさと絆通信」のほか、「ふたばのわ」でもいろいろなグループ活動や婦人学級など様々な取組取材して掲載していきます。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民の意見を踏まえて、「ふるさと絆通信」などの記事内容の充実を図ります。 ○「ふるさと絆通信」の増刊号の発行（予定） 	<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民の意見を踏まえて、「ふるさと絆通信」などの記事内容の充実を図ります。 	

92	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ③町からの情報提供の円滑化・充実化</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民のみなさんが求める情報を迅速に提供するため、町のホームページを活用します。そのため、ホームページの構成なども分かりやすいものとなるように適時見直しを進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○より見やすく、親しみやすく、分かりやすいホームページ構成とするため、今後も町民の意見を踏まえながら、内容の充実と迅速な情報提供を図ります。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○町では東日本大震災発生直後に災害版臨時サイトを開設して以来、震災・原子力災害関連の情報提供に努め、平成25年8月30日には、サイトのデザイン及びページ構成をリニューアルしました。新サイトは、情報を発信する側、見る側がこれまで以上に利用しやすく、見やすいサイト構成にすることを基本とし、情報を探すすべての方がトップページから必要な情報に容易にたどり着くことができるサイトを構築しました。また、今回のリニューアルに合わせ、ソーシャルメディア（フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ）を導入し、情報提供の充実を図っています。</p> <p>○より見やすく、親しみやすく、分かりやすいホームページ構成とするため、今後も町民の意見を踏まえながら、内容の充実と迅速な情報提供を図っていきます。</p> <p>※（利用実績・月平均）ホームページリニューアル前 約16,800件 〃 リニューアル後 約25,000件（タブレット配付後 29,000件）</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○より見やすく、親しみやすく、分かりやすいホームページ構成とするため、今後も町民の意見を踏まえながら、内容の充実と迅速な情報提供を図ります。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、町民の意見を踏まえてホームページの内容の充実を図ります。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、町民の意見を踏まえてホームページの内容の充実を図ります。</p>	

93	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ③町からの情報提供の円滑化・充実化</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町のホームページの高度情報化（動画などの映像配信等）を図ります。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○今後も町長からのメッセージ、議会での行政報告、町行事、交流会イベントなどの様子を動画配信していく考えです。 ○交流イベントの取材にあたっては、復興支援員を活用します。 ○動画配信の提供後の利用者の反応を見ながら、動画配信の対象範囲の拡大や、配信頻度を増やしていくことにも取り組んでいきます。 ○議会などの会議の生中継システムの構築を図ります。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○「双葉町公式ユーチューブチャンネル」で動画配信を行っています。 ○これは、情報提供の円滑化と充実化を図るとともに、町民のきずな及びコミュニティを維持・発展していくことを目的に、動画配信を行っているものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・双葉町の復旧・復興の取組等の行政情報 ・町民の生活支援・コミュニティ支援に関する情報 ・その他緊急情報及び必要とされる情報 <p>（動画配信の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・双葉町ダルマ市（平成27年1月11日～12日） ・双葉町成人式（平成27年1月3日） ・伊澤町長から町民の皆さんへ（メッセージ）（平成27年1月1日） ・双葉町総合美術展・双葉町民作品展覧会（平成26年12月2日～3日） ・双葉町民作品展覧会 in 勿来総合文化展（平成26年10月18日～19日） ・ICTきずな支援システム本格運用開始セレモニー・伊澤町長あいさつ（平成26年10月16日） ・ふたばワールド2014 in かわうち（平成26年9月28日） ・ふれあい体育の集い～みんなで心を結んだら～（平成26年9月14日） ・映像配信システムを構築し、平成26年9月定例議会から双葉町議会本会議を生中継で動画配信しています。 ※それ以前は録画で映像配信 ・「双葉町情報 FMいわき発」（放送日時：毎週土曜日12時15分～12時30分の録音放送）（平成26年4月から放送開始） 双葉町役場からの情報（行政情報、交流イベント情報）、町民へのインタビュー ・双葉町復興ロゴマークの発表（伊澤町長から公表） <p>※復興支援員が交流イベント、町行事の取材を行っています。</p>		

《平成27年度の計画》

- 今後も町長からのメッセージ、議会本会議の生中継、町行事、交流会イベントなどの様子を動画配信していきます。
- 交流イベントの取材にあたっては、復興支援員を活用します。
- 動画配信の提供後の利用者の反応を見ながら、動画配信の対象範囲の拡大や、配信頻度を増やしていくことにも取り組んでいきます。

《平成28年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を踏まえホームページ（動画配信）の内容の充実を図ります。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を踏まえホームページ（動画配信）の内容の充実を図ります。

94	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ③町からの情報提供の円滑化・充実化</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>秘書広報課 住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>WEBカメラによる町内の映像をホームページにおいて提供します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○今後も継続して町内の映像をホームページにおいて提供していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○町ホームページで町内の映像を提供しています。</p> <p>(WEBカメラについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふたば広域ライブカメラ」が、双葉町内に16箇所設置されています。(事業主体：双葉地方広域市町村圏組合) (設置箇所) 長塚第二分団屯所前、高万迫、前田橋付近、駅西側付近、鴻草信号機交差点付近、新山第一分団屯所前、中田公民館付近、羽鳥公民館付近、長塚二公民館付近、渋川公民館付近、寺松公民館付近、下長塚公民館付近、郡山公民館付近、前田反町付近、郡山谷地付近、蓬田地区交差点付近 ・「ふたば広域ライブカメラ」は、高速ネットワークを利用したカメラ映像・センサ情報の収集により、「ふるさとのいま」をリアルタイムに避難住民に届けることで、「いつでも故郷が見える」安心感を提供しています。 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○引き続き、町内の映像をホームページにおいて提供していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、町内の映像を提供していきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、町内の映像を提供していきます。</p>	

95	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ③町からの情報提供の円滑化・充実化</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>69ページ</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>ソーシャルメディアを活用して町民と町との間で双方向のコミュニケーションを可能とする仕組みを構築します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○今後も復興支援員を活用し、ソーシャルメディアの適正な運用を図りながら、迅速かつ適切な情報の提供を行います。 ○フェイスブックについては、交流イベントなど情報発信を積極的に行っていきます。また、内容の充実を図りながら「いいね」を獲得していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成25年8月の町ホームページのリニューアルに合わせ、ソーシャルメディア（フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ）を活用しています。ソーシャルメディアの特性を活かして、迅速な広報を行っています。</p> <p>(フェイスブック取組事例)「双葉町公式 facebook ページ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いいね」297人（平成26年2月28日現在）→675人（平成27年2月24日現在）※378人増 ・(最近の取組) <ul style="list-style-type: none"> 町長メッセージ：「伊澤町長から町民の皆さんへ」 交流サロン：南相馬ひだまりサロン、交流サロンフェスタ@いわき【情報提供】、サポートセンターひだまり、ひだまり運動会、など 地域コミュニティ：白河情報連携会、餅つき大会@加須、双葉ダルマ絵付け、さくら生活学級 in つくば、県中借上げ自治会クリスマス感謝祭、など いわき光のさくらまつりに双葉ダルマ神輿が参加、県北ふたば会タブレット講習会、夢ふたば人盆踊り大会@いわき市南台仮設住宅、 県北地区合同グラウンドゴルフ大会、双葉の伝統を子どもたちに～夢ふたば人代表へ双葉町立学校6年生によるインタビュー～、など 広報紙：ふたばのわ【最新号】の紹介、など イベント：双葉町ダルマ市、平成27年双葉町成人式、双葉町総合美術展・町民作品展、ふるさとの祭り2014、 ふたばワールド2014 in かわうち、ヤングアメリカンズが子どもたちにくれたもの、など その他行政情報：平成27年仕事始め、「公式 facebook ページをご覧くださいありがとうございます」、インフルエンザ予防接種費用の助成、 ICTきずな支援システム本格運用スタート、議会定例会ライブ配信【情報提供】、など <p>(ツイッター取組事例)「双葉町公式 Twitter」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォロワー 92人（平成26年2月28日現在）→251人（平成27年2月24日現在）※159人増 ・交流イベント、町行事などのお知らせを提供しています。 		

(ユーチューブ取組事例)「双葉町公式 YouTube チャンネル」

- ・チャンネル登録 18人 視聴回数 1,662件 (平成26年2月28日現在)
- チャンネル登録 266人 視聴回数 37,284件 (平成27年2月24日現在) ※248人増、35,622件増
- ・「動画配信」(施策93)の項目に同じ

《平成27年度の計画》

- 今後も復興支援員を活用し、ソーシャルメディアの適正な運用を図りながら、迅速かつ適切な情報の提供を行います。
- フェイスブックについては、交流イベントなど情報発信を積極的に行っていきます。また、内容の充実を図りながら「いいね」を獲得していきます。

《平成28年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を踏まえソーシャルメディアの内容の充実を図ります。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を踏まえソーシャルメディアの内容の充実を図ります。

96	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ③町からの情報提供の円滑化・充実化</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町の情報を簡単かつ迅速に取得できるような情報端末（タブレット端末等）の活用の検討を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○情報端末（タブレット端末等）の導入、システム開発、利用者への運用サポート*を実施します。 ○特に、高齢者等への講習会*などを充実させ、多くの町民が使えるように推進します。 *コールセンターの開設、NPO法人などによる導入後の講習会の実施などを検討しています。 ○新たに導入する情報端末やソーシャルメディアの活用を図るため、各課横断の検討チームを立ち上げます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○ICTきずな支援システム導入事業（タブレット情報端末の貸与）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（事業目的）ICT（情報通信技術）を活用し、円滑かつ充実した情報提供に資するとともに、町民と町及び町民同士の双方向のコミュニケーションを可能とする仕組みを構築すること、また、情報通信端末操作に係る問い合わせ対応のため、コールセンターを設置するなどして、きめ細やかなサポートを行うための体制の整備し、継続的な端末利用促進を図ることを目的としています。 ・（対象者）双葉町民である全ての世帯のうち貸与を希望する世帯（平成23年3月11日以降に転出された世帯も該当。原則避難先1世帯につき1台） ・（システム名称）きずなシステム ・（事業経過）事業者：株式会社NTTドコモ（平成26年6月27日契約）キックオフ会議（平成26年6月27日） ・（町民への事前ヒアリング*）平成26年7月5日～7月18日（5回：いわき市2回、福島市、加須市、つくば市各1回）89人参加 *使い易さ、機能等を聞き取りし、システム構築に反映 ・（町民への事前説明会*）平成26年7月30日～8月11日（25回：福島県内13回、福島県外12回）465人参加 *きずなシステムの機能と主なアプリ機能（マップ、カメラ、動画など）の紹介 ・（配付状況）平成27年1月末日現在 1,722件 ・（主な機能）「きずなシステム」 ・ひめくり ・広報ふたば ・まちの話題 ・町からのお知らせ ・きずな談話室 ・インターネット（町ホームページ、YouTubeチャンネル、議会ライブ中継、facebookページ、ふたば広域ライブカメラなど） ・コミュニティ広場（イベント情報広場、地域情報広場、趣味広場、ふるさと広場、自由ノート） 「その他マップ、カメラ、動画のアプリ」など 		

- 特に、高齢者など端末の操作に不慣れな方への利用促進が重要な課題です。このため自治会定例会や生活学級、交流サロンなどを活用した操作サポート講習会などの定期的開催や、タブレット端末を活用したコミュニティ集会・交流会などを企画するなど、町民のみなさんの交流機会の創出を図っています。
 - ・タブレット講習会：平成26年11月18日から12月15日まで、福島県内外19回開催、271人参加
 - ・コミュニティ集会：平成27年1月26日から2月10日まで、福島県内外21回開催
- 各課横断の検討チームを立ち上げ、ICTきずな支援システム庁内検討プロジェクトチーム会議（7月8日、9月8日の2回）を開催し、今後も継続して開催する予定です。
- 財政負担については、導入経費として情報端末の費用、システム開発経費、さらに運用上のシステム保守費用と通信料の財源措置として「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」を活用しています。

《平成27年度の計画》

- 平成26年度に導入したタブレット端末の利用者への運用サポート*を実施します。
- 特に、高齢者等への講習会*などを充実させ、多くの町民が活用できるように推進します。
 - *コールセンターの設置、事業者による交流集会（講習を含む）などを実施します。
- タブレット端末の活用を図るため、各課横断の検討チーム（ICTきずな支援システム庁内検討プロジェクトチーム）会議を開催します。
- 利用状況調査を含めた普及活動を行います。

《平成28年度の計画》

- 引き続き、利用者への運用サポートを実施します。
- 利用状況調査を含めた普及活動を行います。
- タブレット端末の貸与期間が平成29年8月31日までとなっていることから、今後の財政措置等を踏まえ、情報提供のあり方を検討します。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、利用者への運用サポートを実施します。
- 利用状況調査を含めた普及活動を行います。
- タブレット端末の貸与期間が平成29年8月31日までとなっていることから、検討結果を踏まえて情報提供を行います。

97	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>71ページ</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>清戸迫横穴をはじめ双葉町に所在する文化財の保存・管理を行います。有形文化財の被害状況を調査し、保存、移設、修繕を行います。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財のレスキューを継続して実施します。 ○福島県被災文化財等救援本部、筑波大学等と共同して、これまで歴史民俗資料館と指定文化財を中心に行ってきましたが、公共施設、各地区、個人の文化財等についても範囲を拡大して実施することを検討していきます。 ○清戸迫横穴については、温湿度測定器を新たに設置し継続して測定していきます。環境の変化による壁画への影響について調査を実施するとともに、清戸迫横穴保存委員会において保存方法等を検討します。 ○県文化財センター白河館に新たな仮設収蔵施設が設置される計画であり、旧相馬女子高校に一時保管されている資料の移動、整理、修復及びデータベース化に取り組みます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立文化財機構及び福島県被災文化財等救援本部の支援により、歴史民俗資料館の収蔵資料のレスキューがほぼ終了しました。 ○資料は、福島県立博物館、旧相馬女子高校の一時保管所及び県文化財センター白河館（まほろん）等仮設収蔵施設に保管しました。 ○「清戸迫横穴保存委員会」（文化庁・県文化財課が委員となっている）を平成27年3月20日に開催して保存について検討を行います。 ○横穴周辺環境の保全工事を実施しました。また、温湿度測定を継続して行い、環境の変化による壁画への影響について調査を実施しています。 ○町指定文化財の被害状況と放射線量の調査を実施し、現況の確認、安全な保管場所への移動について所有者と随時協議を行い、レスキューの方法等を検討しています。 ○個人・団体等の所有している文化財等については、随時レスキューを実施していますが、作業人員が不足しているため組織的な活動ができない状況にあります。そのため、震災後活動を休止していた諮問機関である「文化財調査委員会」を平成26年10月16日に再開して、今後の文化財の保存等に関して検討を図っています。（平成27年2月20日 第2回文化財調査委員会を開催） ○今後、県文化財センター白河館に新たな仮設収蔵施設が増設される計画であり、旧相馬女子高校に一時保管されている資料の移動、整理、修復及びデータベース化に向けて検討をしています。 		

《平成27年度の計画》

- 「清戸迫横穴保存委員会」（文化庁・県文化財課が委員となっている）を開催して保存について検討を行います。
- 温湿度測定を継続して行い、環境の変化による壁画への影響について調査を実施します。
- 町指定文化財の被害状況と放射線量の調査を実施し、現況の確認、安全な保管場所への移動について所有者と随時協議を行い、レスキューの方法等を検討します。
- 個人・団体等の所有している文化財等については、随時レスキューを実施していますが、作業人員が不足し組織的な活動ができない状況にあるため、「文化財調査委員会」で今後の文化財の保存等に関して検討していきます。
- 今後、県文化財センター白河館に新たな仮設収蔵施設が設置される計画であり、旧相馬女子高校に一時保管されている資料の移動、整理、修復及びデータベース化に向けて取り組んでいきます。

《平成28年度の計画》

- 引き続き、文化財の保存・管理を進めます。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、文化財の保存・管理を進めます。

98	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>71ページ</p> <p>教育総務課 (産業建設課)</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>神楽等の伝統文化の記録（映像化等）を行います。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き芸能団体のイベント等の出演機会に撮影を行っていきます。 ○記録していない団体の芸能については、順次ビデオ撮影を行っていきます。 ○既存のビデオ・写真等資料の掘り起こしを行い、DVDなどのメディアに再保存、ウェブで公開していきます。 ○今後、文化財の保存・継承業務の推進のため、文化財関係の支援員配置の増員を要請していきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <p>(教育総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国の町民がふるさとの歴史・伝統・文化にふれあえる機会を確保するため、広く発信できる資源の整理を実施してきました。 ○神楽等の無形文化財については、芸能団体のイベント等の出演機会にデジタルカメラで順次撮影を行い、記録保存を行ってきました。 平成26年10月4・5日福島市四季の里で開催された「ふるさとの祭り2014」に参加した町内芸能3団体*の動画・静止面の撮影を行いました。 *山田のじゃんがら念仏踊り・前沢女宝財踊り・新山の神楽 ○撮影した動画は、「双葉町公式YouTubeチャンネル」で公開しています。 ○既存の記録誌として「双葉町史」があり、伝統文化の映像とあわせて、今後どのようにしていくのかを検討していく必要があります。 ○震災前の双葉町の風景・生活などの記録を収集・デジタル化して記録する狙いから、既に一部の職員・町民から震災前の双葉町の風景・生活などのデジタルデータの提供を受けています。 ○震災前の双葉町の風景・生活などの写真・デジタルデータを双葉町商工会の「復興写真集」に提供しました。 ○その他、既存のビデオテープのDVD化、写真等の収集を継続して行っています。 ○写真・映像の撮影等は、復興支援員とタイアップして活動しています。 ○学校・鴻草コミュニティセンター・鴻草薬師堂・個人の文化財・美術品等の調査を行いました。 ○今後は、整理された双葉町の歴史・伝統・文化資源をデータベース化や記録誌、記録映像等に体系化し、全国の町民に広く発信することが課題です。 ○今後、文化財の保存・継承業務の推進のため、文化財関係の支援員配置の増員を要請していく必要があります。 		

(産業建設課)

- 双葉町商工会への補助事業として以下の取組を行いました。
 - ・震災前後の写真をパネル化し、パネル展示会を開催しました。
平成26年度パネル展実績 仮設住宅集会所等7箇所、ふたばワールド2014 in 川内
商工会や観光協会と復興支援員が連携し事業に取り組んでいます。
 - ・復興写真集を編纂し、町民へ提供します（震災前のふるさと写真については一般から公募）。
平成27年3月発送

《平成27年度の計画》

(教育総務課)

- データベース化する文化資源についての対象、収集と記録化の方法、実施体制等について検証するため、検証組織の設置をどのようにするか、文化財調査委員会を活用することも視野に入れて検討していきます。
- 引き続き、芸能団体のイベント等の出演機会に撮影を行い、記録していない団体の芸能については、順次ビデオ撮影を行っていきます。
- 引き続き、文化財・美術品等の調査を行います。
- 双葉町史や伝統文化の映像について、今後どのようにしていくのかを検討します。
- 既存のビデオ・写真等資料の掘り起こしを行い、DVDなどのメディアに再保存・デジタル化したものは、町のホームページ等で公開していきます。
- 今後、文化財の保存・継業業務の推進のため、文化財関係の職員の確保を検討し、支援員配置の増員を国に要請していきます。

(産業建設課)

- 引き続き、商工会において震災後をメインとした写真集の編纂の企画があれば支援を行います。

《平成28年度の計画》

(教育総務課)

- DVD等のメディアに再保存することも含めて、継続して取り組みます。
- 引き続き、データベース化を図ります。
- 引き続き、収集・デジタル化公開活用に取り組みます。
- 引き続き、文化財関係の記録誌・記録映像の作成に取り組みます。
- 広く発信し、全国の町民がふれあえる機会を確保します。

(産業建設課)

- 震災前後の双葉町の風景・生活などの記録を収集し、町民に提供します。

《平成29年度の計画》

(教育総務課)

- DVD等のメディアに再保存することも含めて、継続して取り組みます。
- 引き続き、データベース化を図ります。
- 引き続き、収集・デジタル化公開活用に取り組みます。
- 引き続き、文化財関係の記録誌・記録映像の作成に取り組みます。
- 広く発信し、全国の町民がふれあえる機会を確保します。

(産業建設課)

- 震災前後の双葉町の風景・生活などの記録を収集し、町民に提供します。

99	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>71ページ</p> <p>産業建設課 (復興推進課)</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>ダルマ市等のふるさとの祭りの開催を支援します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「夢ふたば人」のような組織・グループが新たにできることにより、町民のきずな・コミュニティが醸成されるものと考えます。 ○そのため、「双葉町の祭り・イベント事業補助金」交付要綱の見直しを図り、活動強化に取り組みます。 ○特に、「夢ふたば人」の活動に対しては、電源地域振興・ふくしま電源地域振興支援事業助成金や、宝くじ社会貢献広報事業（一般コミュニティ助成事業）を活用して、支援を充実させます。（産業建設課、復興推進課） ○イベント時の送迎バスの運行支援等による交通手段の確保に取り組みます。 ○相馬野馬追の出場者への助成を引き続き行います。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○双葉町民が主となり組織する実行委員会等の団体が開催するダルマ市等のふるさとの祭りを支援するため、双葉町の祭り・イベント事業補助金交付要綱を見直し、活動強化を図っています。 平成26年4月1日要綱改正（補助対象経費等の見直し） ○町民のきずなの維持・発展に向け積極的な活動を展開している「夢ふたば人」に対しては電源地域振興・原子力事故影響回復市町村等支援事業助成金を活用して支援を充実させました。また、宝くじ社会貢献広報事業（一般コミュニティ助成事業）を活用して、やぐら、ステージセット、テント等を購入しました。 ○イベント時の送迎バス運行支援等による交通手段の確保に取り組みました。 平成27年1月、いわき市南台仮設広場で開催されたダルマ市への送迎バス（県内や加須市、つくば市のルート）運行を、双葉町観光協会への委託事業により実施しました。 ○町民の誰もが分かり県内外にも有名になっている“ふたばダルマ”を素材とした「ダルマ提灯」「ダルマろうそく」等の制作に取り組んでいます。 ○相馬野馬追出場者への助成を前年に引き続き行いました。 平成26年度実績：相馬野馬追祭出場者助成金交付 3件 		

《平成27年度の計画》

- 「双葉町の祭り・イベント事業補助金」によりダルマ市等のふるさとの祭りの開催を支援します。
- ダルマ市開催時の送迎バスの運行支援や公共交通の案内等による交通手段の確保に取り組みます。
- 相馬野馬追の出場者への助成を引き続き行います。

《平成28年度の計画》

- 引き続き、ダルマ市等のふるさとの祭りの開催を支援します。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、ダルマ市等のふるさとの祭りの開催を支援します。

100 101 102	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>71ページ</p> <p>教育総務課 (産業建設課)</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(100) 町民と学識者等により記録すべき歴史・伝統・文化を検証し、データベース化を検討します。</p> <p>(101) 震災前の双葉町の風景・生活などの記録を収集・デジタル化して記録します。デジタル化したものは、町のホームページ等への掲載を検討します。</p> <p>(102) 双葉町の歴史・伝統・文化が継承できるように記録誌・記録映像の作成に取り組みます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>(100) ○データベース化する文化資源についての対象、収集と記録化の方法、実施体制等について検証する委員会組織の設置を検討します。</p> <p>○一部、文化財・美術品等の調査に取り掛かります。</p> <p>○今後文化財の保存・継承業務の推進のため、文化財関係の支援員配置の増員を要請していきます。</p> <p>(101) ○商工会へ委託して以下の取組を行います。(産業建設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災前後の写真のパネル化とパネル展示会を開催します。 ・復興写真集*を編纂し、町民へ提供します。 　*震災前のふるさとの写真については、一般から公募を検討します。 　*震災後のふるさとの写真については、一年を通じて四季折々の風景を残し、二度とあってはならない原発事故や、決して忘れてはならない震災を次世代に残していくことを目的として取り組みます。 <p>○双葉町の写真・映像をデジタル化したものは、町のホームページ等へ掲載します。</p> <p>○今後文化財の保存・継承業務の推進のため、文化財関係の支援員配置の増員を要請していきます。</p> <p>(102) ○データベース化する文化資源について検証する委員会組織の設置を検討します。</p> <p>○双葉町史や伝統文化の映像について、今後どのようにしていくのかを検討します。</p> <p>○今後文化財の保存・継承業務の推進のため、文化財関係の支援員配置の増員を要請していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p style="text-align: center;">施策98に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策98に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策98に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策98に同じ</p>	

103	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>72ページ</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>子ども・若い世代を含めて、双葉町の歴史・伝統・文化にふれあい、継承するためのイベント（祭り）や教室等の開催を支援します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活学級のアンケート結果において町民の評価が肯定的であったことから、引き続き、教室等の開催を実施・支援します。 ○さらにより多くの町民が参加できるようにとの観点から、開催場所の拡大を含めて教室・学級の内容を見直します。 ○盆踊りへの補助金の交付を引き続き行います。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティを図る場として、各避難地域において生涯学習事業（生活学級・婦人学級）を実施しました。 ○平成26年度は、福島県内箇所7所（福島市、郡山市、会津若松市、白河市、南相馬市、いわき市、いわき市南台）、茨城県つくば市、埼玉県加須市、宮城県仙台市において生活学級（生きがい（健康・趣味）講座、郷土文化講座、防災講座）を開催しました。 ○生活学級は、平成27年1月20日現在で45回開催し、延べ714人の町民が参加しました。 ○福島県内7箇所（福島市、郡山市、会津若松市、白河市、南相馬市、いわき市、いわき市南台）、茨城県つくば市、埼玉県加須市、宮城県仙台市において婦人学級を開催しました。（震災前は地区単位の婦人学級） ○いわき市、郡山市において、町民作品展覧会を開催し、町民の交流の場を提供しました。（平成26年10月18日・19日 勿来体育館 12月2日・3日 郡山市ビッグアイ） ○各応急仮設住宅や借上げ住宅の自治会等が実施する夏祭りや盆踊り事業等へ補助金を交付しました。盆踊り事業は、8つの自治会等で開催されました。 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、生活学級・婦人学級の開催を実施・支援します。 ○生活学級において、双葉町の歴史・伝統・文化を学ぶ機会を設けます。 ○引き続き、盆踊りへの補助金の交付を行います。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、イベント（祭り）や教室等の開催を支援します。 	<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、イベント（祭り）や教室等の開催を支援します。 	

104	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>72ページ</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>伝統芸能の継承者への活動支援を行います。（交通費の助成、場所の確保等）</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○遠隔地からの参加者が多く、継続して支援を行います。</p> <p>○平成26年度で国・県の補助事業が終了されるため、伝統芸能を維持継承するための練習やイベント出演に係る旅費等の経費について国に要望します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○「集まれ！ふたばっ子2014」、「町立小・中学校校舎落成式」に標葉せんだん太鼓保存会に出演してもらい、多くの子どもたちに双葉町の芸能に触れてもらいました。</p> <p>○県内外のイベントで、標葉せんだん太鼓の演奏や「相馬流山踊り」「ふたば音頭」の出演機会を提供しています。</p> <p>○ふるさとのまつり2014には、新山の神楽・山田のじゃんがら念仏踊り・前沢の女宝財踊りが出演しました。</p> <p>○伝統芸能の継承者への活動支援について、国・県補助金の周知を図るとともに、各団体の出演等に支援*を行いました。</p> <p>*ふるさとの祭2014、双葉町ダルマ市、勿来地区総合芸能祭等のイベント等への出演の際、旅費等の支援を実施</p> <p>【課題】</p> <p>○震災から4年が経過し、避難先での交流の在り方が変わってきています。</p> <p>○後継者の育成が今後の大きな課題となっています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○遠隔地からの参加者が多く、継続して出演機会を確保するために、各種支援を行うとともに、避難先との文化交流を積極的に進めていきます。</p> <p>○平成26年度で国・県の補助事業（地域の「きずな」を結ぶ民俗芸能支援事業補助金）が終了するため、伝統芸能を維持継承するための練習やイベント出演に係る旅費等の経費について国に要望します。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、出演機会を確保するために、伝統芸能の継承者への各種支援に取り組みます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、出演機会を確保するために、伝統芸能の継承者への各種支援に取り組みます。</p>	

105	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>72ページ</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>子どもたち等が双葉町の歴史・伝統・文化を学ぶ場の確保を検討します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○再開する学校や若い人が集うイベントなどを活用した、若い世代への歴史・伝統・文化を継承する仕組みを構築していきます。</p> <p>○特に、学校の再開を契機に、双葉町教育ビジョンに記載されている伝統文化の継承等についてのカリキュラムを策定します。</p> <p>○双葉町の歴史・伝統・文化の継承の一環として、ふたばの昔ばなし・続ふたばの昔ばなし（平成3年作成）の復刻版を作成し、子どもたちを含め各町民に配布します。</p> <p>○さらに、町立学校に通わない子どもたちも含めて双葉町出身の子どもたちがふるさと双葉町の歴史・伝統・文化を体系的に学べる副読本（教材）の作成を検討します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○学校の再開を契機に、双葉町教育ビジョンに記載されている伝統文化の継承等についての平成26年度のカリキュラムを策定しました。これにより、総合学習の中で、標葉せんだん太鼓保存会を招き定期的に和太鼓演奏の指導を受けています。また、外部講師を招いて町の歴史・伝統・文化を学ぶために授業の一部に取り入れています。</p> <p>○双葉町の歴史・伝統・文化の継承の一環として、ふたばの昔ばなし・続ふたばの昔ばなし（平成3年作成）の復刻版を発行し、子どもたちを含め全世帯に配布しました。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○学校や若い人が集うイベントなどを活用した、若い世代への歴史・伝統・文化を継承する仕組みを構築していきます。</p> <p>○特に、学校の再開を契機に、双葉町教育ビジョンに記載されている伝統文化の継承等を盛り込んで、平成27年度のカリキュラムを策定し、実施します。</p> <p>○さらに、町立学校に通わない子どもたちも含めて双葉町出身の子どもたちがふるさと双葉町の歴史・伝統・文化を体系的に学べる副読本（教材）の作成を検討します。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、歴史、伝統、文化を学ぶ場を確保します。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、歴史、伝統、文化を学ぶ場を確保します。</p>	

106	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>72ページ</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>定期的な双葉町芸能祭を開催します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○継続して双葉町芸能祭を開催します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成24年度から芸術文化団体連絡協議会主催で総合美術展を開催しています。</p> <p>○平成25年度は、勿来地区文化展、芸能祭にも参加し、いわき市のみなさんとの交流を深めました。</p> <p>○更に、平成26年度は町民作品展覧会を、勿来地区文化展に合わせていわき地区で開催するとともに、町総合美術展を郡山市で開催し、町民のみなさんに作品披露の機会と交流の場を提供しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第27回総合美術展・双葉町民作品展覧会 平成26年12月2日・3日 郡山市民プラザビッグアイで開催 ・第25回芸能発表会 平成27年1月10日 いわき市南台応急仮設住宅ダルマ市特設会場 ・平成26年度勿来地区市民文化祭・双葉町民作品展覧会 平成26年10月18日・19日 勿来体育館 ・勿来地区総合芸能祭 平成26年11月9日 勿来体育館 町からコーラス・大正琴・ふたば音頭 3団体出演 <p>【課題】</p> <p>○芸術文化団体連絡協議会の存続及び強化を図るため、旅費・補助金等を増額して事業を推進していますが、会員の不足、役員の避難による分散により、一部の役員が負担増となっており、今後、協議会の運営と事業の実施が困難となることが予測されます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町民作品展覧会を、勿来地区文化展に合わせていわき地区で開催する予定です。</p> <p>○町総合美術展を郡山市で開催し、町民のみなさんに作品披露の機会と交流の場を提供します。</p> <p>○その他、以下の活動を予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第28回総合美術展・双葉町民作品展覧会 平成27年10月（予定） 郡山市民プラザビッグアイ ・第26回芸能発表会 平成28年1月（予定） いわき市南台応急仮設住宅ダルマ市特設会場 ・平成27年度勿来地区市民文化祭・双葉町民作品展覧会 平成27年10月（予定） 勿来体育館 ・勿来地区総合芸能祭 平成27年11月（予定） 勿来体育館 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、双葉町総合美術展・芸能発表会を開催します。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、双葉町総合美術展・芸能発表会を開催します。</p>	

107	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>交流会、集会等の各種イベントへの出演機会を確保します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○引き続き出演機会を確保するために、各種支援を行うとともに、避難先との文化交流を積極的に進めていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策104と106に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策104と106に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策104と106に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策104と106に同じ</p>	

108	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>72ページ</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>双葉町の歴史・伝統・文化の映像記録等を広く発信し、全国の町民がふるさとの歴史・伝統・文化にふれあえる機会を確保します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○記録の収集を継続して行うとともに、発信手段の検討を含めて発信の準備を進めます。 ○今後文化財の保存・継承業務の推進のため、文化財関係の支援員配置の増員を要請していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策98に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策98に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策98に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策98に同じ</p>	

109	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>72ページ</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>文化の伝承等に関する各種助成について、民間財団、国、県の補助制度を活用した支援を検討するとともに、当該補助制度の継続を国等に要請していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○民間財団、国、県の補助制度を活用した支援について、他の保存会への周知を改めて行うとともに、文化の伝承への支援を継続します。 ○平成26年度で国・県の補助事業が終了されるため、伝統芸能を維持継承するための練習やイベント出演に係る旅費等の経費について国に要望します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○伝統芸能の伝承等について、民間財団、国、県の補助制度を活用した支援を行ってきました。 ○例えば、平成25年度は、「地域のきずなを結ぶ民俗芸能支援事業補助金」により用具の新調と旅費を支援しました。 ・山田芸能保存会（旅費）・郡山無形文化財保存会（旅費）、浜野はまなす会（神楽頭）、前沢婦人会芸能保存会（太鼓） ○平成26年度は、同補助金により、山田芸能保存会（旅費）、前沢婦人会芸能保存会（旅費）、新山芸能保存会（神楽太鼓・笛）、はまなす会（太鼓）が支援を受けました。 ○平成26年度で国・県の補助事業が終了するため、伝統芸能を維持継承するための練習やイベント出演に係る旅費等の経費について国に要望しています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○文化の伝承への支援を継続します。 ○伝統芸能を維持継承するための練習やイベント出演に係る旅費等の補助について、継続して国に要望していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、文化の伝承への支援を行います。 ○伝統芸能を維持継承するための練習やイベント出演に係る旅費等の補助について、継続して国に要望していきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、文化の伝承への支援を行います。 ○伝統芸能を維持継承するための練習やイベント出演に係る旅費等の補助について、継続して国に要望していきます。</p>	

110 111 112	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>⑤避難先住民との交流の促進</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>生活支援課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(110) 避難先の自治体や支援団体等と連携して双葉町民と避難先住民との交流会等の開催を促進していきます。</p> <p>(111) 避難先のイベント（祭りや催事等）への双葉町民の積極的な参加を促します。</p> <p>(112) 町民の自治組織等が避難先において地域住民と交流する機会の創出を支援します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難先で設立された自治会組織が避難先住民、避難先自治体、支援団体と交流を行える環境を整え、積極的に交流できるように導きます。 ○町民への周知方法を工夫しながら、積極的に参加を促していきます。 ○避難先において開催されるイベントの周知を図ります。 ○避難先自治体、支援団体の情報を入手しながら、自治会等のイベントへ地域住民も参加できるよう、避難先住民向けの情報発信を強化します。 ○避難先地域と交流している町民の取組（奉仕活動、花いっぱいコンクール受賞等）についての情報発信を強化します。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島県内外の各自治会では、避難先の地域交流イベント等への参加を行っており、今後とも各自治会の考え方を尊重しながら、町としては情報発信を強化していきます。 ○各地で開催される各種交流イベントの情報提供については、施策81において記載しています。 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域交流イベント等の参加については各自治会の考え方を尊重し、町としての情報発信を強化していきます。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域交流イベント等の参加については各自治会の考え方を尊重し、町としての情報発信を強化していきます。 	<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域交流イベント等の参加については各自治会の考え方を尊重し、町としての情報発信を強化していきます。 	

113	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ⑤避難先住民との交流の促進</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>73ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>復興支援員制度を活用して、双葉町民と地域住民を結び付ける新たなコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○復興支援員活動の充実により、町民同士の交流機会を創出するため交流イベント等を実施し、必要に応じて自治会や交流施設の設立等について支援します。この活動の中でコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。</p> <p>○福島県外についても、復興支援員を配置します（埼玉支所へ3名配置）。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成25年8月から総務省の復興支援員制度を活用し、双葉町復興支援員を福島県内外へ10名配置しています。</p> <p>○現在、双葉町復興支援員が仮設住宅自治会や借上げ自治会の定例会等を訪問し、自治会の事務局機能強化、自治会員がやってみたいことの実現等に向けて、活動しています。</p> <p>○併せて、町民同士の交流機会を確保する手法や自治会・交流施設の設立等についての支援方法を検討しています。</p> <p>○避難先でのコミュニティづくりのために、このような仲介役となる人材の確保・育成について、地元のNPO団体等と連携しながら検討しています。</p> <p>○双葉町復興支援員が地元のNPO等のイベントに参加し、避難先住民の声をヒアリングしています。ヒアリング結果を基に、今後の避難先住民との交流方法を検討しています。</p> <p>○復興支援員の主催により、住民が抱える問題の解決の糸口を見つけるために情報を共有する場として、白河市の仮設住宅・借上げ住宅自治会及び地域の関係者を集めた情報連携会をこれまで7回（平成27年2月末現在）開催しています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○平成25年8月から総務省の復興支援員制度を活用し、引き続き双葉町復興支援員を福島県内外へ10名配置します。</p> <p>○町が整備する町民交流施設が地域住民との交流の場となるように活用方法を検討していきます。</p> <p>○避難先でのコミュニティづくりのために、仲介役となる人材の確保・育成について、地元のNPO団体等と連携しながら検討していきます。</p> <p>○双葉町復興支援員が地元のNPO等のイベントに参加し、避難先住民との交流方法を検討していきます。</p> <p>○白河市で開催されている情報連携会を他の地域でも開催することを検討していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○継続して復興支援員制度を活用し、町民と地域住民を結び付ける新たなコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○継続して復興支援員制度を活用し、町民と地域住民を結び付ける新たなコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。</p>	

114	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ⑥震災・事故の教訓の記録と伝承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>74ページ</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>震災と原発事故の記録誌の編纂に向けた体制整備を行います。町民の協力を得て震災時及びそれ以降の体験記録を継続的に収集します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○震災と原発事故の記録誌の編纂に向けた体制整備に向けて、町民の被災体験の収集など震災・事故の記録を収集するため、聞き取り調査の方法等を含めた実施体制（プロジェクトチーム編成、自治会の協力・NPO法人等）を構築します。</p> <p>○震災・避難（避難所の記録）について、継続して筑波大学と共同研究を実施する予定です。その成果をウェブ上で情報提供するため、震災・避難のデジタルアーカイブ専用のホームページの立ち上げを検討します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○震災・避難（避難所の記録）について、平成24年度から筑波大学と覚書を交わし共同で記録保全を行っています。</p> <p>○避難所に全国から寄せられた支援や慰問、震災に関わるチラシや文書等の整理と写真撮影を行い、デジタルデータ化の作業を行っています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○震災と原発事故の記録誌の編纂に向けた体制整備に向けて、町民の被災体験の収集など震災・事故の記録を収集するため、聞き取り調査の方法等を含めた実施体制（プロジェクトチーム編成、自治会の協力・NPO法人等）を構築していきます。</p> <p>○震災・避難（避難所の記録）について、筑波大学と共同で記録保全を継続して行います。</p> <p>○避難所に全国から寄せられた支援や慰問、震災に関わるチラシや文書等の整理と写真撮影を行い、デジタルデータ化の作業を継続して行います。その際、全庁的な実施体制の確立の検討、専従職員の配置、外部機関への委託の検討などが必要です。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○震災と原発事故の記録誌の編纂に向けた体制整備に向けて、町民の被災体験の収集など震災・事故の記録を収集するため、聞き取り調査の方法等を含めた実施体制（プロジェクトチーム編成、自治会の協力・NPO等）を構築していきます。</p> <p>○震災・避難（避難所の記録）について、筑波大学と共同で記録保全を継続して行います。</p> <p>○避難所に全国から寄せられた支援や慰問、震災に関わるチラシや文書等の整理と写真撮影を行い、デジタルデータ化の作業を継続して行います。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○震災と原発事故の記録誌の編纂に向けた体制整備に向けて、町民の被災体験の収集など震災・事故の記録を収集するため、聞き取り調査の方法等を含めた実施体制（プロジェクトチーム編成、自治会の協力・NPO等）を構築していきます。</p> <p>○震災・避難（避難所の記録）について、筑波大学と共同で記録保全を継続して行います。</p> <p>○避難所に全国から寄せられた支援や慰問、震災に関わるチラシや文書等の整理と写真撮影を行い、デジタルデータ化の作業を継続して行います。</p>	

115	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>⑥震災・事故の教訓の記録と伝承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>74ページ</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>学校・教育機関と連携し、震災と原発事故の教訓を学ぶ場の確保に取り組みます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○平成26年4月1日に町立幼小中学校を再開し、1学期は仮校舎、2学期からは仮設校舎にて授業を予定しています。</p> <p>○学校再開を機に教科等に反映できるカリキュラムをもとに、子どもたちの学ぶ場を確保します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成26年4月1日に開校した町立学校で、避難訓練を実施（4月14日・8月26日・12月1日）し、震災の経験を活かした身を守る活動に努めてきました。</p> <p>○平成26年9月30日には、自然科学研究機構核融合科学研究所の職員4名を招き、放射線の性質を学んだり、放射性物質から身を守るための講話を聴いたりするなどの学習を行いました。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町立学校と連携して教科等に反映できるカリキュラムをもとに、子どもたちの学ぶ場を確保します。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、震災と原発事故の教訓を学ぶ場の確保に取り組みます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、震災と原発事故の教訓を学ぶ場の確保に取り組みます。</p>	

116	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>⑥震災・事故の教訓の記録と伝承</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」において、この震災・事故の教訓の展示施設・研修施設の設置を検討します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>施策60に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策60に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策60に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策60に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策60に同じ</p>	

117	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ⑥震災・事故の教訓の記録と伝承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>この事故の経験・教訓を全国に発信する「語り部」の人材育成を支援します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○語り部の育成は重要な課題であり、そのための組織づくり、語り部活動の仕組みづくり、語り部となる人材の掘起しと育成等についての検討を進めます。 ○語り部の母体組織として考えられる団体等としては、社会福祉協議会、民生委員協議会、婦人会、商工会等が想定されます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○婦人学級において、語り部による民話を聴く講座を実施している学級があります。 ○町では、ふたばの昔話の復刻版を作成し、全世帯に配布しました。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町では、ふたばの昔話の復刻版を作成し、各世帯に配布しましたが、生活学級等でふたばの昔話を伝承する語り部の育成を検討します。 ○語り部活動の仕組みづくりの組織と人材の掘り起しと育成等についての検討を進めていきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、「語り部」の人材育成を支援します。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、「語り部」の人材育成を支援します。</p>	

118	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ⑥震災・事故の教訓の記録と伝承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>74ページ</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>避難生活の現状や復興へ向けた取組を積極的に広報します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○今後も町の復興に向けた重要課題の取組状況を町民に提供できるよう、担当所管課から記事提供*の協力を得ながら、適時適切に広報していきます。</p> <p>*今後想定される特集テーマ 復興公営住宅、学校再開、中間貯蔵施設、復興まちづくり事業計画の策定（双葉町復興推進委員会、双葉町津波被災地域復興小委員会の審議状況）、原子力損害賠償（中間指針の見直し）など</p> <p>○町民参加型等による記事内容の充実に取り組みます。</p> <p>○避難先自治体に対する国からの財政支援について、国が広報することを町としても要望していきます。</p> <p>○避難先住民との交流（奉仕活動など）の情報提供に取り組みます。</p> <p>○復興ロゴマークを広報媒体に活用し、町民への周知を図るとともに全国にも広く発信していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○避難生活の現状については、広報ふたば「ふるさと絆通信」において町民の避難された時の状況や避難先での現在の活動の様子、復興への思いなどをお話ししていただいた記事を掲載しています。（毎月連載し、町民の方を5人ずつ紹介。平成26年5月号～平成27年2月号まで 50人を掲載）</p> <p>○復興へ向けた取組について、これまでに主な記事として、町立幼稚園・小・中学校開校式（5月号）、行政区長会（6月号）、双葉町復興推進委員会（第2期審議状況の報告）（9月号）、国関係省庁への要望活動（9月号）、町立幼稚園・小・中学校仮設校舎落成式（10月号）、福島県営復興公営住宅鍵引き渡し式（12月号）、復興に向けた最重点項目について国県へ要望活動（1月号）などの特集記事を掲載しています。</p> <p>○広報ふたばに町長メッセージを掲載し、町の復興に向けた取組状況、中間貯蔵施設への町の対応、国その他行政経過をお知らせしています。</p> <p>○双葉町を風化させない取組については、平成26年2月25日と5月9日にマスコミ（テレビ、新聞）を双葉町内に案内し、町の現状を報道していただきました。今後も双葉町内の現状をマスコミに案内し、原発事故を風化させない取組を実施しています。</p> <p>○避難先自治体に対する国からの財政支援について、国が広報することを町としても引き続き要望しています。</p> <p>○復興に向け全力で取り組む町民と町の想いをのせたシンボルマーク（復興ロゴマーク）を作成し、平成26年3月11日に公表しました。復興ロゴマークを活用して、缶バッジ、携帯ストラップ、復興旗などを製作し町民に配布したほか、町ホームページや印刷物などに使用し復興への気運を高めています。</p>		

《平成27年度の計画》

- 今後も町の復興に向けた重要課題の取組状況を町民に提供できるよう、担当所管課から記事提供*の協力を得ながら、適時適切に広報していきます。
*今後想定される特集テーマ
復興公営住宅、中間貯蔵施設、復興に関する計画の策定、原子力損害賠償など
- 町民参加型等による記事内容の充実に取り組みます。
- 避難先自治体に対する国からの財政支援について、国が広報することを町としても要望していきます。
- 避難先住民との交流（奉仕活動など）の情報提供に取り組みます。
- 復興ロゴマークを広報媒体に活用し、町民への周知を図るとともに全国にも広く発信していきます。

《平成28年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を踏まえて広報内容の充実を図ります。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を踏まえて広報内容の充実を図ります。

119	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ⑦町民のきずなを維持する拠点としての「双葉町外拠点」の整備</p>	《進行管理の主担当課》
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」は、復興公営住宅に住む町民だけの生活拠点としてだけでなく、「双葉町外拠点」に住まない町民を含めた、双葉町民全体のコミュニティ拠点としての機能が発揮できるよう、地域の町民同士がいつでも集まれる場の設置に取り組みます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策57～61に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p style="text-align: center;">施策57～61に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策57～61に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策57～61に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策57～61に同じ</p>	

120	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ①一時帰宅の改善</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>住民生活課 (産業建設課)</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>放射線による影響を最小限にすることに配慮しつつ、ふるさとをより身近に感じられるように、一時帰宅の実施回数の増加などに取り組みます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○現状の取組をベースとしつつ、町内の放射線量の状況と住民から寄せられている意見を、より一層*国（内閣府 原子力被災者生活支援チーム）に伝えていきます。</p> <p>*一時帰宅制度の開始から連携を密にして取り組んでいますが、帰還困難区域を抱える周辺町村と連携しながら、住民の安全確保と利便性向上を、さらに高いバランスで実現できるよう取り組んでいきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○被ばく線量の状況により、年々回数を増やししながら一時帰宅を実施してきました。帰還困難区域を抱える4町と国（内閣府 原子力被災者生活支援チーム）との協議・要望の中で、住民の安全確保と利便性向上を、さらに高いバランスで実現できるよう取り組み、平成26年4月より年間15回を上限として、立ち入り日を自由に設定して一時帰宅を実施できるようになりました。（ただし、水・木曜日やバス立ち入り日を除く）</p> <p>○バスでの一時帰宅についても、平成26年度より概ね月1回程度の実施ができるよう改善しました。</p> <p>○檜葉町と協定を締結し、一時帰宅時のお子様の預かり保育を実施しており、一時帰宅を実施しやすい環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>*預かり保育の実施場所は、いわき明星大学の敷地内にある檜葉町の委託先です。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○一時帰宅制度の開始から連携を密にして取り組んでいますが、帰還困難区域を抱える周辺町村と連携しながら、町民のみなさんのニーズを踏まえ、一時帰宅される町民のみなさんの安全確保と利便性向上を、さらに高いバランスで実現できるよう取り組んでいきます。</p> <p>○町民のみなさんの一時帰宅時の際に休憩施設としてご利用いただけるよう、町内の既存の公共施設の復旧整備の方法について検討していきます（産業建設課）。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○帰還困難区域を抱える周辺町村と連携しながら、町民のみなさんのニーズを踏まえ、町民のみなさんの安全確保と利便性向上を、さらに高いバランスで実現できるよう取り組んでいきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○帰還困難区域を抱える周辺町村と連携しながら、町民のみなさんのニーズを踏まえ、町民のみなさんの安全確保と利便性向上を、さらに高いバランスで実現できるよう取り組んでいきます。</p>	

121	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ①一時帰宅の改善</p> <p style="text-align: right;">78ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p style="text-align: center;">住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>国道6号の通過が可能となるよう国と協議していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○防犯対策の観点から国道6号等の通行には制限*があるため、町民のみなさんからの要望等*を受けて、関係機関と協議*をしながら自由通過の要件を検討していきます。</p> <p style="margin-left: 20px;">*町民のみなさんが不在のため、町民の財産を守るために、防犯の観点から通行時間を制限しています。</p> <p style="margin-left: 20px;">*他方、双葉地方の主要交通ルートとなっているため、被災者のみならず自由通過の要望は多くなっています。</p> <p style="margin-left: 20px;">*防犯対策を進めるとともに、運用改善会議等の場で国及び周辺自治体と自由通過に向けた協議を進めていきます。</p> <p>○南相馬連絡所の開所後は、特別通過交通の手続きができる窓口を設けます。</p> <p>○特別通過交通の申込みと受け渡し*については、町民のみなさんのニーズに合わせた対応*に心がけます。</p> <p style="margin-left: 20px;">*インターネット環境がなく郵送を希望される方には、時間的な制約まで伺い、返信用封筒までをパッケージとして速達便で送付するなど、町民のみなさんのニーズに合わせたでき得る限りの対応をしていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○特別通過交通制度*（被災12市町村が対象）を利用することで、国道6号、国道288号（一部大熊町の町道等を利用）、県道35号、県道36号の通行が可能です。国・県・警察機関・消防機関・周辺自治体と協議を重ね、平成26年9月15日より国道6号における通行証確認を省略することとなり、併せて通行可能時間の制限をなくしました。このことにより、これまで特別通過交通制度を利用できなかった市町村の方々も通行が可能となり、実質的に震災前の国道6号の役目を取り戻しました。</p> <p>○国道288号、県道35号、県道36号のルートごとに必要だった通行証を統一通行証に改めました。</p> <p>○防犯・防災（防火）の観点から、自動二輪・軽車両・歩行者の通行を規制するよう国に要望し、関係機関の協力を得ながら対応がとられています。</p> <p>○平成26年12月6日より、常磐道浪江インターチェンジの開通に合わせて、国道114号の浪江IC～国道6号までの間が、特別通過交通制度のルートに指定され、通行証がなくても通過できるようになりました。</p> <p>○また、平成27年3月1日の常磐道富岡インターチェンジから浪江インターチェンジ間の開通に合わせて、同2月28日20時より、国道288号中屋敷ゲートから県道35号野上橋ゲートの間も特別通過交通制度のルートに指定され、通行証がなくても通過できるようになりました。</p> <p style="margin-left: 20px;">*特別通過交通制度とは、被災地域の復旧・復興に資するため、一定の要件に該当する方があらかじめ指定された帰還困難区域内の道路（特別幹線ルート）を特別に通行できる制度です。ただし、防犯の観点から通行できる時間帯を制限しているルート（国道6号以外は5時～最終入城19時）もあります。</p>		

《平成27年度の計画》

- 町民のみなさんの特別通過交通制度へのご要望に応じて、速やかに通行証を発行できるように工夫していきます。
- 避難指示継続中の地域であるため、防犯・防災（防火）対策について、交通規制及び警備の充実が図られるよう、引き続き国や関係機関に求めていきます。

《平成28年度の計画》

- 町民のみなさんの特別通過交通制度へのご要望に応じて、速やかに通行証を発行できるように工夫していきます。
- 避難指示継続中の地域であるため、防犯・防災（防火）対策について、交通規制及び警備の充実が図られるよう、引き続き国や関係機関に求めていきます。

《平成29年度の計画》

- 町民のみなさんの特別通過交通制度へのご要望に応じて、速やかに通行証を発行できるように工夫していきます。
- 避難指示継続中の地域であるため、防犯・防災（防火）対策について、交通規制及び警備の充実が図られるよう、引き続き国や関係機関に求めていきます。

122	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ①一時帰宅の改善</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>一時帰宅をより快適に行うことができるように、仮設トイレの維持・管理を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○町民のみなさんがより快適*にご利用いただけるよう、仮設トイレの増設*を行います。 *身体の不自由な方でも利用しやすく、衛生的な簡易水洗式の仮設トイレの設置を予定しています。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○一時帰宅時に使用できる仮設トイレについては、双葉駅と両竹公民館の2箇所に設置していましたが、平成26年4月下旬より双葉海浜公園駐車場、青年婦人会館、細谷公民館、双葉郵便局近傍、羽鳥公民館、農村広場の町内6箇所に増設し、合計17基となっています。ご年配の方やお身体の不自由な方でも利用しやすいよう洋式便座タイプを一部採用しました。衛生面への配慮から簡易水洗式を採用し、事業者への委託事業により適切な維持管理に努めています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○仮設トイレの適切な維持管理に努めます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○仮設トイレの適切な維持管理に努めます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○仮設トイレの適切な維持管理に努めます。</p>	

123	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ①一時帰宅の改善</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>一時帰宅が安全にできるように、道路等のインフラの応急復旧を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○今後も定期的に巡回し、一時帰宅者の安全確保に努めます。 ○雨水などにより増破し被害が深刻な状況にならないように、災害復旧事業の範囲内で応急仮工事ができないか県と協議していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○町内一円の町道等の現況を定期的に巡回*するとともに、一時立入時の連絡により随時巡回し、被災危険箇所のバリケードの点検、状況の確認を行っています。 *巡回点検：毎月2～3回、なお、台風豪雨等の場合は、その都度実施しています。また、応急補修工事は年3～4回実施しています。</p> <p>○定期巡回及び町民の一時立入時の情報をもとに随時巡回を実施し、碎石による陥没箇所の穴埋め、段差摺り付けなどの応急補修工事に加え、より本格的に復旧するためアスファルト舗装による段差摺り付け、舗装補修を行うほか、倒木の処理、路肩の除草作業*、業者依頼工事の測量調査を行い、一時帰宅者等の安全確保に努めています。 *除草作業は、業者等に委託するとともに現場状況により、その都度対応しています。</p> <p>○緊急時の現状下、速やかな事業の採択と執行で住民ニーズに対する的確な対応が可能となるよう、事務手続の簡素化等、制度面の緩和措置等を要望*しています。 *応急補修工事等、これら事業実施に必要な財源の確保については、「福島原子力災害避難区域帰還・再生加速事業」等を基本としますが、発注方法、施工箇所、数量、金額の確定、緊急性がある事態に対応できないなどの制度上の課題があります。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○今後も定期的に巡回し、一時帰宅者の安全確保に努めます。 ○アスファルト舗装等による応急復旧工事などの補修工事を実施します。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、道路等のインフラの応急復旧を進めます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、道路等のインフラの応急復旧を進めます。</p>	

124	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】</p> <p>①一時帰宅の改善</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>事故情報や警報等を迅速に伝達する仕組みの構築を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○事故情報や警報等を迅速に伝達する仕組みとして、電源の確保による広報機材の設置を進めます。</p> <p>○今後防災行政無線に代わる情報伝達手段として、電力と通信インフラの復旧状況*を確認しつつ、防災・防犯強化のために計画している防犯カメラ等と柱、及び通信回線を共用してスピーカーを設置し、いわき事務所から遠隔操作できるシステムを導入します。</p> <p>*現在、双葉町役場本庁舎は、帰還困難区域内にあることで、震災で受けた被害からの復旧が困難な状況にあり、電源の復旧も見通しが立たないため、防災行政無線の復旧が困難です。</p> <p>○通行者が視覚的に情報を得る手段として、電子掲示板を国道6号沿いに設置します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○緊急速報メール（携帯電話主要3キャリア）・広報車両など、現地パトロール隊や双葉警察署、オフサイトセンターと連携を図り対応中です。万が一の事故や災害に備え、町独自のパトロール隊や国委託事業者による巡回車両が巡回・待機業務にあたり、緊急時には中継基地貸出しのトランシーバや広報車両による呼びかけ、緊急速報メール配信を実施します。</p> <p>○上記に加えて、平成26年度事業で「双葉町防犯・防災総合システム」を整備中であり、現在利用できない防災行政無線の代替として緊急時の防災放送を実施可能にします（平成27年3月以降予定）。</p> <p>○通行者が視覚的に情報を得る手段として、国の事業で電子掲示板が国道6号沿いに設置されることになりました。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○平成26年度事業で整備した「双葉町防犯・防災総合システム」によって、いわき事務所から双葉町内の各屋外子局（スピーカー）を通じて、双葉町内に滞在している方々へ緊急情報、防災情報を音声放送により伝達していきます。</p> <p>○防災システムの音声情報のほか、住民一時帰宅の皆さまには、内閣府からのトランシーバ、携帯主要3キャリアでの緊急情報メール、関係機関の広報車両など複数のツールを活用し、緊急時の防災にかかわる情報伝達に努めます。</p>		

《平成28年度の計画》

- 平成26年度事業で整備した「双葉町防犯・防災総合システム」によって、いわき事務所から双葉町内の各屋外子局（スピーカー）を通じて、双葉町内に滞在している方々へ緊急情報、防災情報を音声放送によりに伝達していきます。
- 防災システムの音声情報のほか、住民一時帰宅の皆さまには、内閣府からのトランシーバ、携帯主要3キャリアでの緊急情報メール、関係機関の広報車両など複数のツールを活用し、緊急時の防災にかかわる情報伝達に努めます。

《平成29年度の計画》

- 平成26年度事業で整備した「双葉町防犯・防災総合システム」によって、いわき事務所から双葉町内の各屋外子局（スピーカー）を通じて、双葉町内に滞在している方々へ緊急情報、防災情報を音声放送によりに伝達していきます。
- 防災システムの音声情報のほか、住民一時帰宅の皆さまには、内閣府からのトランシーバ、携帯主要3キャリアでの緊急情報メール、関係機関の広報車両など複数のツールを活用し、緊急時の防災にかかわる情報伝達に努めます。

125 126	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ②墓参への支援</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(125) 墓地の優先的な除染や、墓地周辺の道路の復旧を進めます。 (126) 墓地の除草や保全を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○東京電力による除草については、継続して実施されるよう要求していきます。 ○個人墓地についても、東京電力による除草の対象として実施されるよう要求します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○墓地除染は、平成25年度環境省直轄事業「モデル除染」で町内の40箇所（共同墓地・寺院墓地）を行いました。また、平成25年度事業により「町内共同墓地環境整備事業」を実施し、824基の保全整備を実施してきました。 ○除草については、東京電力により共同墓地、寺院墓地、個人墓地、神社・遺跡、個人宅への通路等、定期的（年3回程度）な除草が引き続き実施されています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○除草については、東京電力に対して共同墓地、寺院墓地、個人墓地、神社・遺跡、個人宅への通路等、定期的（年3回程度）な除草の実施を引き続き求めていきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○除草については、東京電力に対して共同墓地、寺院墓地、個人墓地、神社・遺跡、個人宅への通路等、定期的（年3回程度）な除草の実施を引き続き求めていきます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○除草については、東京電力に対して共同墓地、寺院墓地、個人墓地、神社・遺跡、個人宅への通路等、定期的（年3回程度）な除草の実施を引き続き求めていきます。</p>	

127	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ②墓参への支援</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>78ページ</p> <p>住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>新たな墓地の整備について、地域住民のみなさんの意向を踏まえながら、検討していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○津波被災地域復旧・復興事業計画を踏まえ、地域住民の意見を聴きながら、墓地の整備等について検討します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○新たな墓地の整備については、津波被災地域復旧・復興事業計画を踏まえ、地域住民の意見を聴きながら検討しています。</p> <p>○平成26年11月、両竹・浜野地区にお住まいだった世帯を対象に実施した「津波被災地域住民意向調査」では、80世帯へ郵送し57世帯から回答（回収率71%）がありました。調査では、墓地に関する意向をお聞きしたところ、「元通り残っている」世帯が7世帯（両竹）、「墓地の再建が必要」な世帯が36世帯あり、又その再建意向として「元の場所」が17世帯（両竹9世帯、中野6世帯、中浜2世帯）、「移転したい」が25世帯（町内6世帯、町外15世帯、その他4世帯）ありました。</p> <p>○両竹地区の墓地は元通り残っており、墓地をそのまま残したい意向も強いことから、この墓地を活かしていくことが考えられます。一方で、高線量地区や中間貯蔵施設エリア内に存在する墓地の検討など、町全体の課題として「共同墓地」（町内の別の場所）の整備を進めていく必要もあり、新たな共同墓地を移転先の選択肢とする検討も進めていかなければと考えています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○新たな共同墓地の整備については、町内全域にわたっての配慮・検討が必要であり、双葉町復興まちづくり長期ビジョン等を踏まえて、整備可能な箇所を庁内で検討するとともに、場合によっては各種調査も進めていきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○新たな墓地整備は必要不可欠の課題であり、具体的な整備に向け十分検討します。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○新たな墓地整備は必要不可欠の課題であり、具体的な整備に向け十分検討します。</p>	

128	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ③ふるさとの荒廃の防止</p> <p style="text-align: right;">79ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p style="text-align: center;">住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>倒壊建物の撤去や危険建物の応急修理・除却、屋根の保全、危険物の除去、除草などについて、国等との協議を行い、その実施を要求していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○津波がれきの撤去・集約整理（集積処理施設の整備と搬入、遺留品の確認）と危険倒壊家屋の整理について、国等との協議を行い、その実施を要求していきます。</p> <p style="padding-left: 2em;">*半壊以上の住宅・家屋、危険構築物の所有者の予定や要望を確認して取り壊し作業にも着手する準備を進めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○帰還困難区域（町全体の96%）は手つかずの状態です。避難指示解除準備区域（町全体の4%）の両竹、中浜、中野地区については、平成26年11月から環境省が直轄実施する「災害廃棄物収集」「被災車両収集」「被災家屋解体」「家屋等基礎撤去」「除染」が行われていることから、双葉町復興の足掛かりとなるものと考えています。</p> <p>○津波がれき撤去・集約整理（集積処理施設の整備と搬入、遺留品の確認）については、撤去・整理時に慎重に作業を行い「思い出の品」として展示・返還できるよう環境省と協議をしています。</p> <p>○環境省では、中野字羽山前に地権者10名のご協力を受け3.3haの田を借地し、廃棄物仮置場として有効面積2.6ha（平成27年3月完成予定）を建設中であり、うち0.4haが平成26年11月から一部供用開始となりました。</p> <p>○廃棄物仮置場の一部供用開始を受け、津波被災地域（両竹、中浜、中野）に点在する津波がれきの収集・運搬等が始まり、現地で重機等により選別した後、中野地区に設置した廃棄物仮置場へ運搬し適正に保管されています。</p> <p style="padding-left: 2em;">※平成26年12月17日には、両竹公民館脇に集積されていた津波がれきの撤去作業風景が新聞、テレビ等で報道されました。</p>		

《平成27年度の計画》

- 津波被災地域における半壊以上の被災家屋等の物件について、環境省による「建物解体」を当該年度内で実施します。
- 津波被災地域は、環境省による倒壊建物等の解体撤去を実施し、除染のスムーズな執行に対応していきます。
- 現在の双葉町は、環境大臣から汚染廃棄物対策地域「警戒区域・計画的避難区域」（福島県内の11市町村）として指定されているため、全ての廃棄物については、対策地域廃棄物として処理責任を国が担うことから、今後、国が処理計画*を立て処理を実施することになっています。
 - *国が立てる「処理計画」は、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象としています。帰還困難区域については、廃棄物処理に従事する作業者の安全確保等の点に鑑み、これらの地域における今後の線量低減の見通しを見極めつつ、処理方針を検討することとされています。
- 帰還困難区域における廃棄物処理については、処理方針等の課題もあるため国と十分に協議し進めていきます。

《平成28年度の計画》

- 町民ニーズの強い、帰還困難区域における片付けゴミの処分等については、処理方針等の課題もあるため国と十分に協議し進めていきます。

《平成29年度の計画》

- 町民ニーズの強い、帰還困難区域における片付けゴミの処分等については、処理方針等の課題もあるため国と十分に協議し進めていきます。

129	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ③ふるさとの荒廃の防止</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>国等に対して防犯・防火対策の徹底を要求していくとともに、町としての取組についても検討を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域消防による既存の防火水槽の点検を継続して実施します。 ○双葉駅南側駐車場・双葉町役場西側駐車場に設置した仮設防火水槽の増設整備を行います。 ○町内の防犯対策として、今年度の取組に加え、主要道路に防犯カメラを設置します。（詳細は施策124参照） 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○双葉地方広域市町村圏組合消防本部による既存の防火水槽の点検を実施しています。 ○市街地の長塚地区に4箇所16基、新山地区に3箇所12基の組立式防火水槽を設置しました。 ○平成26年度事業で「双葉町防犯・防災総合システム」を整備中であり、国道6号沿いの町内主要交差点へ車両認識機能付きの防犯カメラを設置し、双葉警察署との連携を深め、犯罪の抑止に努めています。 ○双葉町防犯・防災総合システムは、犯罪抑止効果向上を期待して、双葉町内の国道6号沿い主要交差点に設置する車両認識機能付きの防犯カメラにより撮影した情報をデータセンターに蓄積し、警察機関からの情報開示依頼を受けて犯罪捜査のために情報提供協力を行うものです。 ○双葉町防犯・防災パトロール事業を、業務委託した警備事業者により8時から18時までの間、従事者2名2班体制で365日実施しています。さらなる警備体制強化のため、平成27年1月から夜間パトロールも実施し、双葉町内の防犯・防災のために、365日24時間体制で警備にあたっています。 ○町民のみなさんの一時帰宅実施時には、町内出身者を雇用した町臨時職員によるパトロールも併せて実施しており、町民のみなさんの安全確保等について、双葉町民同士によるきめ細やかな対応を心掛けています。 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○双葉地方広域市町村圏組合消防本部による既存の防火水槽の点検を継続して実施します。 ○双葉地方広域市町村圏組合消防本部の設置した仮設防火水槽2箇所8基と町で設置した仮設防火水槽7箇所28基を維持管理していきます。 ○引き続き、夜間対応を含めた警備事業者による24時間365日の防犯・防災パトロールを実施していきます。 ○一時帰宅実施時には、町内出身者を雇用した町臨時職員により、きめ細やかな対応を心掛けていきます。 		

《平成28年度の計画》

- 広域消防本部による既存の防火水槽の点検を継続して実施します。
- 市街地に新たな仮設防火水槽を設置するように検討していきます。
- 引き続き、夜間対応を含めた警備事業者による24時間365日の防犯・防災パトロールを実施していきます。
- 一時帰宅実施時には、町内出身者を雇用した町臨時職員により、きめ細やかな対応を心掛けていきます。

《平成29年度の計画》

- 広域消防本部による既存の防火水槽の点検を継続して実施します。
- 市街地に新たな仮設防火水槽を設置するように検討していきます。
- 引き続き、夜間対応を含めた警備事業者による24時間365日の防犯・防災パトロールを実施していきます。
- 一時帰宅実施時には、町内出身者を雇用した町臨時職員により、きめ細やかな対応を心掛けていきます。

130	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ③ふるさとの荒廃の防止</p> <p style="text-align: right;">79ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p style="text-align: center;">総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>不在地主の発生や、相続の発生に伴う所有権の複雑化等の問題について、国・県・住民と協議して対応の方向性を検討します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○今後の国・県の復興事業の進捗に合わせて長期的な課題として取り組みます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○地権者個々及び家族間の問題であり、行政が関与していくことは困難な面があります。</p> <p>○今後の課題として以下の点が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の長期化による不在地主の増加 ・復旧・復興事業の支障となることを危惧 <p>○現在、不在地主については大きな問題となっていませんが、今後、住民帰還後のまちづくりを進めていく中で、不在地主の同意取り付けに時間がかかれば事業に支障をきたすことは必至であり、また、空き家として長期間放置されれば防火・防犯上の問題も出てきます。問題点や課題を整理しながら、どのような対策が可能か、関係機関との連携も含め検討しています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○今後の復興事業の進捗に合わせて関係機関と調整を進めます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○今後の復興事業の進捗に合わせて関係機関と調整を進めます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○今後の復興事業の進捗に合わせて関係機関と調整を進めます。</p>	

131	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ③ふるさとの荒廃の防止</p> <p>79ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町内のインフラ等の被害状況調査を実施します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○平成26年度に予定されている町の復興まちづくり長期ビジョンの議論の中で、国による帰還見通し、町の新たな土地利用計画を見据えて、インフラ復旧の在り方を検討します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○帰還困難区域内の町道、河川等の公共土木施設については、以前より依頼していた、ふくしま市町村支援機構で平成25年12月に現地の被害調査を実施しました。</p> <p>○避難指示解除準備区域内の公共土木施設については、民間コンサルタントに被害調査委託を発注し、平成26年3月に委託業務が完了しました。</p> <p>○農地農業用施設の被害調査については、農林水産省事業の福島農業基盤復旧再生計画調査で町が要望した箇所を国が災害復旧調査設計業務を行っており、平成25年度には沢入第1ため池外1か所の調査設計業務を行い、平成26年度には北斗迫ため池外19箇所のため池、幹線水路の被害調査設計を実施しました。</p> <p>○平成26年1月26日に復興大臣へ次の内容について要望活動を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興拠点の整備には、道路・上水道等のインフラ復旧が不可欠であることから、帰還困難区域であっても道路の優先的な除染を行い、早期に復旧工事が可能となるように措置すること。 <p>○水道施設の被害状況調査について、事業主体である双葉地方水道企業団に要望しています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○避難指示解除準備区域内の町道等の災害査定に向けて、被害箇所の測量設計を実施し査定実施の準備をします。</p> <p>○避難指示解除準備区域内の下水道管の被害調査を実施します。</p> <p>○帰還困難区域の重要度の高い町道については、除染終了後、災害査定に向けて被害箇所の測量設計を実施し査定実施の準備をします。</p> <p>○上水道施設について、事業主体である双葉地方水道企業団と復旧に向けた協議を進めます。</p> <p>○下水道施設について、復旧時期及び計画を検討していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○避難指示解除準備区域内の災害査定を実施します。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○町の復興まちづくり長期ビジョンを受けて、インフラ復旧を実施していきます。</p>	

132	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ③ふるさとの荒廃の防止</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>農業施設（ため池、水路等）の管理・保全を実施します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○溜池の水抜き作業などに必要な管理用通路の確保に努めます。溜池、農業施設は、国県の溜池の放射線測定結果を踏まえながら、施設の管理保全を行います。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○町内68箇所のため池のうち、大きなため池9箇所の管理通路の草刈業務委託を発注しました。台風等の降雨に備え、二次災害防止のため、取水栓を開放して水位を下げたり、ゴミの除去を実施したり、台風や大雨の後にも巡回により水位や堤体の状況確認を行ったりして管理しています。</p> <p>○用水路については、人家周辺は、枯葉や枯れ枝等のゴミで水路が閉塞し、大雨時に家屋へ浸水するのを防止するため、道路パトロールと同時にゴミの除去を実施して管理しています。</p> <p>○東北農政局では、平成25年度に要望した福島農業基盤復旧再生計画調査事業により、ため池20箇所の被害状況調査を実施中であり、また用水路についても羽鳥や下条・請戸川土地改良区が管理する水路被災調査を実施しています。次年度以降の調査箇所についても東北農政局に要望していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○ため池、農業施設は、国・県のため池の放射線測定結果や復興計画等の進捗に合わせ、施設の管理保全を行います。</p> <p>○ため池や水路の管理に必要な通路の確保に努めます。</p> <p>○平成26年度に要望した「福島調査事業」により、避難指示解除準備区域の農地の津波被災調査と、ため池、用水・排水路の調査を行う予定です。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○復興計画等の進捗に合わせ、施設の管理保全を行います。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○復興計画等の進捗に合わせ、施設の管理保全を行います。</p>	

133	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ③ふるさとの荒廃の防止</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>野生鳥獣（牛、猪豚等）の駆除等の対策を実施します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○イノシシ等について 平成26年度以降も継続するよう国に要望します。また、避難指示解除準備区域内においても、町の有害対象狩猟鳥獣捕獲隊隊員が避難により分散し編成が難しいため、国で実施するよう合わせて要望します。</p> <p>○牛について 安楽死させ仮埋設した牛は、国が最終的な埋設処分場所を確保した時点で、一時埋設した牛を掘り起し、埋設処分します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○イノシシの捕獲については、帰還困難区域は平成25年度に引き続き国から委託を受けた自然環境研究センターが、平成26年6月29日から箱ワナを設置し平成27年2月18日現在93頭を捕獲処分しました。避難指示解除準備区域は、福島県営農再開支援事業で福島県から受託した自然環境研究センターが平成26年9月23日から箱ワナ5基を設置し、平成27年2月18日現在19頭を捕獲処分しました。両事業とも平成27年2月20日まで実施しました。</p> <p>○一方で、平成25年度末頃からイノシシによりサッシ戸やガラスが壊され、住家や物置へ侵入し、備蓄米等を喰い荒らす新たな被害も発生しています。</p> <p>○次年度以降の事業の継続と箱ワナの増設を国へ要望していきます。</p> <p>○牛については、平成25年11月で町内の捕獲作業を完了しています（捕獲実績：259頭）。今後、目撃情報があれば随時対応していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○国、県とも継続事業として、捕獲事業の実施を予定しています。</p> <p>○帰還困難区域については、箱ワナ個数の増設を国に要望していくとともに、箱ワナ以外の効果的な捕獲策について国へ検討を求めています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、有害鳥獣の駆除を行います。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、有害鳥獣の駆除を行います。</p>	

134	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ④町民のきずなの維持</p> <p style="text-align: right;">80ページ</p>	《進行管理の担当課》
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>全国各地に避難しバラバラになってしまった町民のきずなを維持・回復させることで、ふるさと双葉町への思いをつなぎ、将来の町の復興を担う人材を確保します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策77～118に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p style="text-align: center;">施策77～118に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策77～118に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策77～118に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策77～118に同じ</p>	

135 136 137 138	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組】</p> <p>①帰還条件の達成に向けた取組</p> <p>(ア) 放射線量の低減</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(135) 今後の除染の進め方について国と協議していきます。</p> <p>(136) 避難指示解除準備区域から優先して除染の実施を要求します。</p> <p>(137) 帰還困難区域では除染モデル事業の実施を国と協議していきます。</p> <p>(138) 田畑・森林を含めて双葉町全域の除染が効率的・効果的に行われるよう除染技術の開発を国等に要求します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○モデル除染事業について、汚染形態や地形的な実情も考慮して複数の箇所を継続して実施するよう要望していきます。</p> <p>○避難指示解除準備区域の除染計画の策定を引き続き国に求めていきます。</p> <p>○実施されてきたモデル除染事業の結果を検証しながら、双葉町全域の除染が効率的・効果的に行われるよう除染技術の開発を国等に要求していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成25年度に帰還困難区域内でモデル除染*を実施した結果、空間線量について65～80%程度の低減が見られました。除染実施後の放射線量について、国に追跡調査を求めています。</p> <p>*モデル除染は、双葉厚生病院、ふたば幼稚園、双葉町農村広場で実施しました。</p> <p>○平成26年度から帰還困難区域において拠点除染*を実施しています。</p> <p>*拠点除染は、役場、双葉高校、双葉中学校、町コミュニティセンター、双葉駐在所、携帯電話基地局、県道、国道、町道の一部です。</p> <p>○平成26年7月に環境省が双葉町における特別地域内除染実施計画を策定しました。これは避難指示解除準備区域約200haの除染の実施計画であり、環境省は放射線モニタリング、事前調査、説明会、同意取得を実施し、平成27年度中の除染作業の完了を予定しています。</p> <p>○国に対しては、除染の推進に関して次の内容について要望しています。</p> <p>①政府・与党への要望活動（平成26年7月16・17日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国直轄による帰還困難区域の先行除染を町と十分協議して実施すること。 ・帰還困難区域のうち町内復興拠点が構想される地域については、本格的な除染を先行して実施すること。 <p>②復興大臣への要望活動（平成26年11月26日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興拠点の整備には、道路・上水道等のインフラ復旧が不可欠であることから、帰還困難区域であっても道路の優先的な除染を行い、早期に復旧工事が可能となるように措置すること。 		

《平成27年度の計画》

- 避難指示解除準備区域内の除染作業の早期完了を目指していきます。
- 帰還困難区域内の復興拠点、重要な施設・地区の除染を国に要求していきます。
- 実施されたモデル除染事業等の結果を検証しながら、双葉町全域の除染が効率的・効果的に行われるよう除染技術の開発を国等に要求していきます。

《平成28年度の計画》

- 帰還困難区域内の復興拠点、重要な施設・地区の除染を国に要求していきます。
- 実施されたモデル除染事業等の結果を検証しながら、双葉町全域の除染が効率的・効果的に行われるよう除染技術の開発を国等に要求していきます。

《平成29年度の計画》

- 復興まちづくり計画に基づき、帰還困難区域の除染を国に要求していきます。
- 実施されたモデル除染事業等の結果を検証しながら、双葉町全域の除染が効率的・効果的に行われるよう除染技術の開発を国等に要求していきます。

139	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組】</p> <p>①帰還条件の達成に向けた取組</p> <p>（ア）放射線量の低減</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町内の放射性物質や放射線量の状況を継続的にモニタリングして、町民に公表していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○町独自の委託事業による測定は継続して実施予定です。</p> <p>○よりきめの細かい空間放射線量のリアルタイムの測定値は、インターネットを介して町の測定結果と併せて公表していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成24年度から町独自の「環境放射線モニタリング事業」を実施し、その結果を福島県のインターネットサイト上の福島県放射線測定マップに市町村独自測定データとして登録し、随時公表しています。</p> <p>○平成26年度は、定点モニタリングとして下記を実施してきました。</p> <p>① 町内全体定点放射線量当量率測定 60箇所</p> <p>② 住宅地定点放射線量当量率測定 200箇所</p> <p>③ 町内主要地域土壌中放射能濃度測定 25箇所</p> <p>④ 町内主要地域土壌中放射性プルトニウム測定 12箇所</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町独自の「環境放射線モニタリング事業」を継続して実施し、その結果を福島県のインターネットサイト上の福島県放射線測定マップに市町村独自測定データとして登録し、随時公表していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○委託測定事業・公開を継続するとともに、測定地点の追加を検討します。</p> <p>○避難指示解除準備区域の放射線の環境影響を継続して監視します。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○委託測定業務・公開を継続して実施します。</p> <p>○避難指示解除準備区域の放射線の環境影響を継続して監視します。</p>	

140 141 142 143	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組】</p> <p>①帰還条件の達成に向けた取組</p> <p>(イ) 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>83ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(140) 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保の徹底を国・東京電力に要求していきます。また、廃炉作業中の災害・事故への危機管理体制の構築を要求していきます。</p> <p>(141) 複数の避難道路の確保を国・県に要請していきます。</p> <p>(142) 福島県及び周辺町村と連携して、廃炉措置の監視を行います。</p> <p>(143) 廃炉措置の進捗状況の幅広い情報公開を東京電力に要求していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>(140) ○原子力発電所の廃炉作業については、町への帰還を判断する大前提となることから、引き続き、福島県と関係13市町村と連携し、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」（廃炉安全監視協議会）において、前年度の取組や進捗状況の検証及び現地調査等により、東京電力に対し安全管理の徹底を強く要求していきます。</p> <p>○廃炉に向けた取組として重要である多核種除去設備（ALPS）の早期稼働や、地下水バイパスからの地下水の汲み上げ・放水、陸側遮水壁の早期設置、汚染水タンクエリアの堰からの溢水対策、がれきの安全な保管・処理等、住民の立場に立った安全管理の徹底を求めています。</p> <p>○国に対しても定期的に要請を行い、国が前面に立った廃炉措置の安全確保及び危機管理体制の徹底を求めています。</p> <p>(141) ○道路の新設をはじめとする複数の避難道路の確保についても、国・県等に要請し、復旧・復興の加速化を図っていきます。</p> <p>(142) ○原子力発電所の廃炉作業については、町への帰還を判断する大前提となることから、引き続き、福島県と関係13市町村と連携し、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」（廃炉安全監視協議会）において、前年度の取組や進捗状況の検証、現地調査等を行うことにより、徹底した監視を行っていきます。</p> <p>○廃炉に向けた取組として重要である多核種除去設備（ALPS）の早期稼働や地下水バイパスからの地下水の汲み上げ・放水、陸側遮水壁の早期設置、汚染水タンクエリアの堰からの溢水対策、がれきの安全な保管・処理等、直面している課題の早期解決と廃炉作業の着実な実施を監視していきます。</p> <p>○新たに増設が計画されている施設等について、事前了解願いがあった場合は、新安全協定（仮称）に基づき、福島県、関係機関、専門家等と連携して技術的な検討はもとより、周辺環境に及ぼす影響や作業員の安全性等について検討を進めていきます。</p> <p>(143) ○広報紙への折込みによってホームページを利用できない高齢者等にも廃炉作業の進捗状況が伝わり、原発に対する不安解消につながり、ひいては帰還への道しるべとなることから、継続した取組を求めています。</p> <p>○原子力発電所の廃炉作業については、町への帰還を判断する大前提となることから、町民ひいては国民の関心も高いので、東京電力に対し継続した取組を求めています。</p>		

《取組の現状》

- 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」において、福島第一・1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取組状況について確認するとともに、現地調査等を通じて東京電力の危機管理態勢の強化と国の積極的な関与を要求しています。
 - 福島県の原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会の開催状況（平成27年2月末現在）
 - ・平成25年度18回
 - ・平成26年度10回（4/9（※）、5/20、6/2（※）、7/17（※）、7/30、10/22（※）、10/31（※）、12/2（※）、12/24、2/17） ※は現地調査
 - 福島県の原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（労働者安全衛生対策部会、環境モニタリング評価部会）の開催状況（平成27年2月末現在）
 - ・平成25年度 3回
 - ・平成26年度 各4回 労働者安全衛生対策部会（6/4、9/9、12/3、2/5）、環境モニタリング評価部会（6/4、9/9、12/3、2/17）
 - 東京電力における廃炉作業の進捗状況（平成27年1月末現在）
 - ・多核種除去設備（全系統）及び増設多核種除去設備、高性能多核種除去設備は現在ホット試験中（本格稼働は未定）
（多核種除去設備で約196,000m³、増設多核種除去設備で約64,000m³、高性能多核種除去設備で約18,000m³を処理）（平成27年1月22日時点）
 - ・地下水バイパスからの地下水の汲み上げ・放水開始（平成26年5月21日～平成27年1月28日まで73,806m³排水。）
 - ・凍土遮水壁（陸側遮水壁）の工事（平成27年3月完了予定。平成27年1月28日時点で1,144本削孔完了
（凍結管用：940本／1,549本、測温管用：204本／321本）、凍結管594本／1,549本建込（設置）完了）
 - ・汚染水タンクエリア堰からの溢水対策（堰嵩上げ、外周堰・浸透防止、雨樋等）
*既設タンクエリア（平成26年11月完了）、増設タンクエリア（平成27年3月完了予定）
 - ・4号機燃料取り出し（平成26年12月22日終了）
- 平成26年5月22日には、全国原子力発電所所在市町村協議会において、国に要望活動を行い、「被災地の復興」「安全規制・防災対策」「原子力政策」「立地地域対策」の重点項目4項目（具体的事項62事項）について要望しました。
- 東日本大震災における避難状況*や想定される非常事態の発生*を踏まえて、下記の諸点について要請活動を実施しました。
 - 平成26年7月16・17日には、福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保（廃炉作業に従事する作業員の健康管理・作業管理の徹底、高線量のがれき処理の見通しの明確化、廃炉措置に対する立地町への説明と意見の反映等）、復興に向けた道路の整備について（常磐自動車道の未開通区間の早期整備、復興インターチェンジの設置、国道6号の4車線化、国道288号の拡幅等）など32項目について国に強く要望しました。
 - 平成26年8月5日には、常磐自動車道復興インターチェンジの設置と国道6号の4車線化・国道288号の拡幅及び高速道路無料措置の延長について、国へ要望しました。
 - *双葉町内には、南北に国道6号、国道288号が走り、福島市や郡山市などの中通り地方並びに仙台市など県内外の主要都市を結ぶ重要な生活道路としてだけでなく、緊急時には重要な避難道路の役割を担っていました。しかし、東日本大震災で大きな被害に見舞われ、道路の陥没や橋梁との接続部の段差等によりこれらの道路が使えなくなり、原子力発電所の事故による避難の際には、スムーズな避難ができませんでした。現在は、一時帰宅等により町民の多くが立ち入っているため応急的に修繕されていますが、ますます避難が長期化することにより、さらに道路状況の悪化が懸念されます。
 - *原発事故が未だ収束していないことから、再び非常事態の発生も想定しなければならず、応急的な修繕で大丈夫なのか、避難道路として別に確保しなければならないのではないかと考えています。
 - 平成26年11月27日には、福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全を担保し、早期の進捗を図った上で、町の長期ビジョンに沿った、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の実現について、国へ要望しました。
 - 平成27年1月5日には、福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全かつ確実な実施、作業環境の改善、廃炉・研究開発・新産業にかかわる事務所の双葉町への立地、原子力損害賠償の完全実施、就労不能損害・営業損害の延長について東京電力へ要求しました。

- 福島県、大熊町と連携して、廃炉措置を進める今日の実態に即したものとなるよう現行の安全協定の全面的な改訂作業を行い、東京電力との協議が整ったことから、平成27年1月7日に新たな安全協定の締結とともに申し入れを行いました。
- 東京電力に廃炉措置の進捗状況の幅広い情報公開を要求するなど、下記の取組を実施しました。
 - 平成26年2月から、福島第一原発における廃炉作業と汚染水対策の現況について周辺自治体や関係団体などから要望や意見を聞く国の「廃炉・汚染水対策福島評議会」が開催され、東京電力に対し、受け手側に立ったわかりやすい情報発信を求めています。(延べ6回開催。平成26年2月17日、4月14日、6月9日、8月25日、10月20日、平成27年1月7日)
 - 広報(ふるさとふくしま帰還支援事業広報物)の発行(毎月1回15日発行)に合わせて、東京電力において廃炉作業の進捗状況を周知するための「壁新聞」を発行・折込みが行われています。(平成24年12月～平成27年2月までに延べ27回80,700部発行)

《平成27年度の計画》

- 原子力発電所の廃炉作業については、町への帰還を判断する大前提となることから、引き続き、新たな安全協定に基づき「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」において、取組状況の検証及び現地調査等により、東京電力に対し安全管理の徹底を強く要求していきます。
- とりわけ、凍土遮水壁の運用開始、3号機の使用済燃料取り出し、1号機のカバー解体及びガレキ撤去作業など重要な取組が予定されていることから、住民の立場に立った安全管理の徹底を求めています。
- 国に対しても定期的に要請を行い、国が前面に立った廃炉措置の安全確保及び危機管理体制の徹底を求めています。
- 今後、新・増設等が計画されている施設等については、新しい安全協定に基づき、福島県、関係機関、専門家等と連携しながら、技術的な検討はもとより、周辺環境に及ぼす影響や作業員の安全性等についても検討し、安全確保を図っていきます。
- 道路の新設をはじめとする複数の避難道路の確保についても、国・県等に要請し、復旧・復興の加速化を図っていきます。
- 広報紙への折込みによってホームページを閲覧できない高齢者等にも廃炉作業の進捗状況が伝わり、原発に対する不安解消につながり、ひいては帰還への道しるべとなることから、継続した取組を求めています。

《平成28年度の計画》

- 廃炉作業の進捗状況に応じて、廃炉安全監視協議会での監視等を通じて、引き続き、国や東京電力に要求していきます。

《平成29年度の計画》

- 廃炉作業の進捗状況に応じて、廃炉安全監視協議会での監視等を通じて、引き続き、国や東京電力に要求していきます。

144 145	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組】</p> <p>①帰還条件の達成に向けた取組</p> <p>(ウ) インフラ等の復旧</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(144) 町内のインフラ等の被害状況調査を実施します。</p> <p>(145) 道路などの基本的なインフラについては、避難指示解除準備区域とされたところから除染の進捗を踏まえつつ、順次復旧を進めていきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>施策131に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策131に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策131に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策131に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策131に同じ</p>	

146	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組】</p> <p>①帰還条件の達成に向けた取組</p> <p>(ウ) インフラ等の復旧</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>双葉町で生活できるようになるには、保健・医療・福祉・教育のほか郵便・商業など生活関連サービスの再開が不可欠ですが、これらの施設の再開については、町への帰還見通しや町の復興の在り方と密接に関わるため、その見通しや在り方を見極めながら施設再開の進め方を検討します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○町の復興まちづくり長期ビジョンを議論していく中で、生活関連サービスや公共施設の在り方を検討していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○復興シンボル軸の形成と合わせて新市街地ゾーンに「新たな生活の場」を構築し、生活関連施設や公共施設を整備することを検討しています。</p> <p>○具体的には、公共交通の利便性の高い双葉駅周辺を中心に行政・医療・福祉・教育・文化・商業施設等や新興住宅地を集約して、コンパクトな街を新たに整備することを検討しています。</p> <p>○既存の中心市街地を活用し、歴史のある建造物の保存、再建を図るなど、古き良き町並みを再生しながら商店や住宅等を中心とした町の再整備を行い、ふるさとでの暮らしを感じられるような場の創出について検討しています。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○双葉町復興まちづくり長期ビジョンの具体化に向けた取組を行います。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○町の復興まちづくり長期ビジョンを踏まえて、施設再開の進め方を検討します。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○町の復興まちづくり長期ビジョンを踏まえて、施設再開の進め方を検討します。</p>	

147	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組】</p> <p>②津波被災地域の復旧・復興への取組</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>地域住民が参画する検討の場を設置し、津波被災地域の今後の在り方について早急に議論を開始し、同地域の復興事業計画を策定します。隣接する浪江町の津波被災地域の復興計画とも連携して検討します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○賠償の取扱いの方向が決まった段階で、土地利用計画と事業の方向性を、双葉町津波被災地域復興小委員会で確認します。</p> <p>○地域住民等に対するアンケート調査等を実施し、津波被災地域復旧・復興事業計画のとりまとめを行います。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成26年10月に土地利用計画と事業の方向性を双葉町津波被災地域復興小委員会で審議しました。</p> <p>○避難指示解除準備区域である両竹・浜野地区を復興の「さきがけ」として双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画(両竹・浜野地区復興計画)を策定しました。</p> <p>○両竹・浜野地区の復旧・復興については「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」において、以下のとおり記載されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「復興着手期」は両竹・浜野地区からスタートし、双葉町の復興の兆しを目に見える形で発信する。 ・避難指示解除準備区域のうち、海岸堤防の整備により津波リスクの少なくなるエリアを対象として「復興産業拠点」（廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の立地や廃炉に関わる研究機関の誘致を行うエリア）を段階的に整備する。 ・海岸堤防を整備してもなお高い津波リスクが残る海岸部については、海岸防災林や復興祈念公園の整備により、かつての海辺の風景を再現し、双葉町の風景の一つを取り戻す。 ・海岸堤防を整備しても一定の津波リスクが残る両竹地区を中心としたエリアは、荒廃した農地再生モデルとして、再生可能エネルギー拠点の形成や植物工場等の立地についても検討していく。 <p>○平成26年11月21日・22日に住民説明会を開催しました。また、アンケートを実施し地権者の意向把握に努めました。</p> <p>○調査対象世帯数80戸の中で、57世帯から回答を得ました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の再建意向については、両竹・浜野地区内で住宅を再建したい世帯が10世帯となりました。特に、津波被害の少なかった両竹地区では元の場所に再建したい世帯が7世帯と多くなっています。 ・営農については、震災前約7割の世帯が農業を営んでいましたが、避難先で営農を再開・再開予定の世帯は3世帯、双葉町内で営農を再開したい世帯は1世帯でした。また、植物工場等に関心のある世帯は14世帯でした。 ・墓地の再建が必要な世帯は36世帯、元の場所で再建したい世帯は17世帯で、そのうち9世帯が両竹地区の世帯でした。 		

《平成27年度の計画》

○双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画（両竹・浜野地区復興計画）に基づいて事業の具体化を検討していきます。

《平成28年度の計画》

○引き続き、津波被災地域復旧・復興事業の推進を図っていきます。

《平成29年度の計画》

○引き続き、津波被災地域復旧・復興事業の推進を図っていきます。

148	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組】</p> <p>②津波被災地域の復旧・復興への取組</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>復興事業計画に基づき、除染、道路・海岸堤防などのインフラ復旧を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>施策131に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成26年7月に双葉町における特別地域内除染実施計画が策定されました。 ○被害調査を受けて、津波により流失した森合橋の国による災害査定が平成26年8月6日から7日にかけて実施され採択されました。 ○県事業である海岸堤防、県道、河川についても災害査定が終了しました。県では平成30年度の工事完了を目標としています。 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成27年5月から年度末にかけて本格除染が実施されます。 ○災害復旧事業に採択された森合橋の本格復旧に向けて詳細設計を行っていきます。 ○県事業である海岸防災林造成事業について、県では平成27年度から調査に着手し平成32年度の工事完了を目標としています。 ○避難指示解除準備区域内の下水道管の被害調査を実施します。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森合橋災害復旧工事を実施します。 ○避難指示解除準備区域内の災害査定を実施します。 	<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町の復興まちづくり長期ビジョンを受けて、インフラ復旧を実施していきます。 	

149	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組】 ②津波被災地域の復旧・復興への取組</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>復興推進課 産業建設課（除染・インフラ） 住民生活課（廃棄物）</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>除染・インフラの目途が立った浜野・両竹地区を双葉町全体の復興拠点として、除染・インフラ復旧のための拠点、復興モデル事業等の拠点として必要な施設の整備を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>（住民生活課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○震災・津波がれきの分別・集積施設の整備を進め、がれき等の収集を行います。 ○収集にあたっては遺留品の確認、行方不明者の手がかり等も確認しながら集積を行うこととし、被災住宅周辺の放射性物質の濃縮集積等がある場合は、これを除去しながら進めることとしています。 <p>（復興推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電基地の誘致を具体化するため、双葉町大規模太陽光発電活用・推進計画を策定します。 		
<p>《取組の現状》</p> <p>（復興推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○双葉町津波被災地域復興小委員会において、津波で甚大な被害を受けた両竹・浜野地区の復旧・復興と将来の土地利用の在り方を示した「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画（両竹・浜野地区復興計画）」を策定しました。 ○双葉町大規模太陽光発電活用・推進計画については、議会の意見、事業計画の審議を踏まえ、計画の策定を見合わせました。太陽光発電を含めた地中熱、バイオマス、風力等、再生可能エネルギー拠点としての活用や農業再生モデル事業の植物工場等の実現可能性について引き続き調整を進めており、平成27年度以降に具体化することとしました。 ○平成26年11月28日に、復興祈念公園、アーカイブセンターの整備を県知事に要望しました。 ○町の復興事業の実施に向けて復興庁、経済産業省、環境省に要望しました。 <p>（産業建設課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成26年7月に環境省が双葉町における特別地域内除染実施計画を策定しました。これは避難指示解除準備区域約200haの除染の実施計画であり、これにより環境省では放射線モニタリング、事前調査、説明会、同意取得を実施し、平成27年度除染作業の完了を目指しています。 ○避難指示解除準備区域内の福島県管理である郡山・中野・中浜海岸堤防、前田川・中田川堤防、県道、及び町道橋の森合橋の災害査定が実施され、平成30年度までの完成を目指しています。 		

(住民生活課)

- 避難指示解除準備区域内において「津波がれき等」の収集作業を実施しています。
- そのための仮置場を平成26年度中に設置し、遺留品の確認、行方不明者の手がかり等も確認しながら集積を行うこととし、被災住宅周辺の放射性物質の濃縮集積等がある場合は、これを除去しながら進めています。(環境省直轄事業)
- 「思い出の品」の確認を2回実施しました。

《平成27年度の計画》

(復興推進課)

- 復興産業拠点の整備に向けた基本構想の策定に取り組みます。
- 再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンの事業展開に向けた検討を進めます。
- 復興祈念公園、アーカイブセンターの誘致を県に強く働きかけます。

(産業建設課)

- 避難指示解除準備区域内の除染作業の早期完了を目指していきます。
- 災害復旧事業に採択された森合橋の本格復旧に向けて詳細設計を行っていきます。
- 避難指示解除準備区域内の町道等の災害査定に向けて、被害箇所の測量設計を実施し査定実施の準備をします。
- 避難指示解除準備区域内の下水道管の被害調査を実施します。
- 上水道施設について、事業主体である双葉地方水道企業団と復旧に向けた協議を進めます。
- 下水道施設について、復旧時期及び計画を検討していきます。

(住民生活課)

- 両竹公民館脇等に積み上げられている「津波がれき等」の分別・選別の後、流出品の整理を行い「思い出の品」として自由に内覧できる対応を講じます。
- ※がれき処理・除染事業の期間中は、環境省で内覧経費を確保します。

《平成28年度の計画》

(復興推進課)

- 双葉町復興まちづくり長期ビジョン、津波被災地域復旧・復興事業計画や国の帰還の見通し等を踏まえつつ、継続して必要な施設整備を進めていきます。

(産業建設課)

- 実施された除染事業等の結果を検証しながら、双葉町全域の除染が効率的・効果的に行われるよう除染技術の開発等を国等に要求していきます。
- 森合橋災害復旧工事を実施します。
- 避難指示解除準備区域内の災害査定を実施します。
- 上下水道施設の復旧について検討を進めます。

(住民生活課)

- 「思い出の品」の確認を定期的実施します。

《平成29年度の計画》

(復興推進課)

- 双葉町復興まちづくり長期ビジョン、津波被災地域復旧・復興事業計画や国の帰還の見通し等を踏まえつつ、継続して必要な施設整備を進めていきます。

(産業建設課)

- 実施された除染事業等の結果を検証しながら、双葉町全域の除染が効率的・効果的に行われるよう除染技術の開発等を国等に要求していきます。
- 町の復興まちづくり長期ビジョンを受けて、インフラ復旧を実施していきます。

(住民生活課)

- 「思い出の品」の確認を定期的実施します。

150	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組】</p> <p>②津波被災地域の復旧・復興への取組</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>将来にわたって土地利用に規制をする災害危険区域の指定など、将来の土地利用の在り方については、地域住民のみなさんの意向を十分に踏まえながら、検討します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>施策147に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策147に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策147に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策147に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策147に同じ</p>	

151	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組】</p> <p>③双葉町の復興・再興へ向けた考え方</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>89ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>双葉町への帰還には長い時間がかかることが見込まれます。また、既存のインフラなどの荒廃が進むことや、帰還しない町民も見込まれるため、町民のみなさんの意見を十分に踏まえて、これまでの双葉町の良さを継承しつつ、事故前の町を完全に再現するのではなく、線量が早期に低下した一定の地域に都市機能を集約させ、そこでインフラや住居などを再構築する「新たな街」を建設することを視野に入れて検討を進めていきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○国による放射線量の低減の見通しなどを踏まえながら、町の帰還・復興のための復興まちづくり長期ビジョンの策定に取り組みます。</p> <p>○町の復興まちづくり長期ビジョンは、双葉町復興推進委員会の意見を踏まえて、作成することとしています。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○双葉町復興まちづくり長期ビジョンの策定を進める中で町内復興拠点についても提案され、双葉町復興推進委員会において、平成26年10月29日に中間報告が行われました。</p> <p>○双葉町復興まちづくり長期ビジョンは、平成26年4月から第2期の審議を行い、町の将来像について11回にわたる熱心な審議が行われました。最終報告が作成されるまでには3回のワークショップ、町政懇談会、意見公募などを行い、その後全体審議を経て平成27年2月に委員会の取りまとめが行われました。</p> <p>○今後の復興まちづくりを進めるにあたっては、実現に向けて要する期間を国・県に明示させながら、財源の確保や厳しい現実を踏まえた特段の措置を求めています。今後は、ビジョンを実行に移していくため、部会を立ち上げるなど検討体制を整備し、議論を進めながら順次実行に移していきます。また、継続的に住民意向調査を実施するほか、若い世代の活動を充実させると同時に意見をまちづくりに反映させていきます。合わせて町のホームページやタブレット端末による情報発信を積極的に行っていきながら、必要に応じ町民の意見を伺い、随時計画案の見直しを行っていきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○復興まちづくり長期ビジョンに示されている町内復興拠点の整備に向けて国・県等への要望や調整を進めます。</p> <p>○長期ビジョンの具体化に向けて、帰還困難区域の除染、インフラ復旧について、国・県と具体化に向けた協議を進めていきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○長期ビジョンの具体化に向けて、国・県等と具体化に向けた協議を進めます。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○長期ビジョンの具体化に向けて、国・県等と具体化に向けた協議を進めます。</p>	

152	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて ①復興の取組への町民の参画</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>住民意向調査（アンケート）の継続的な実施</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○町民の意向を反映した復興事業を推進するため、関係部署と連携して継続的に意向調査を適宜実施します。 ○紙を媒体としたアンケートのほかに、町公式ホームページでSNS等を活用した意見聴取を実施します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成26年9月から10月に復興庁、福島県と共同で住民意向調査を実施*しました（回収率51.6%）。この調査は、住民の帰還意向や住宅再建の意向、復興公営住宅への入居希望などについての意向を確認しており、今後、町の復興事業施策に役立てられます。 *速報値は平成26年11月14日に公表</p> <p>○双葉町復興まちづくり長期ビジョンに関する中間報告について、全町民を対象とした意見聴取（パブリックコメント）を平成26年11月に実施しました。この意見聴取では、町の復興まちづくり長期ビジョンに関する意見を伺い、その意見は双葉町復興推進委員会へ報告され、長期ビジョンの策定に反映されました。</p> <p>○津波被災地域（浜野・両竹地区）の住民を対象とした住民意向調査を平成26年11月に実施しました。この調査では、土地利用の意向や農地再生の意向、墓地の所有状況などについての意向を伺い、調査結果は津波被災地域復興小委員会へ報告され、津波被災地域の復興・復旧事業計画策定に反映されました。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町民の意向を反映した復興事業を推進するため、関係部署と連携して継続的に意向調査を適宜実施します。 ○紙を媒体としたアンケートのほかに、タブレット端末を活用した意見聴取の実施について検討します。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○町民の意向に沿った復興への取組を実施するため、適宜、意向調査を継続して実施します。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○町民の意向に沿った復興への取組を実施するため、適宜、意向調査を継続して実施します。</p>	

153	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて</p> <p>①復興の取組への町民の参画</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>ホームページや広報紙等を活用した事業の進捗状況の情報提供</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○今後も町の復興に向けた重要課題への取組状況に加え、国、県の動きについても適時適切に広報を行います。</p> <p>○情報提供にあたっては、結論としての報告だけでなく中間的な報告も行うなど、進捗状況が分かる内容となるよう配慮していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○双葉町の復興へ向けた取組については、双葉町復興推進委員会、双葉町津波被災地域復興小委員会、原子力損害賠償などの記事などを、ホームページや広報ふたばに掲載しています。</p> <p>〈主な掲載実績〉</p> <p>平成26年度の双葉町復興推進委員会、津波被災地域復興小委員会の会議資料、議事概要について、ホームページで公開しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興推進委員会：平成25年10月～平成27年2月（第1回～第16回）会議資料、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン（中間報告）」「双葉町復興推進委員会最終報告」を掲載 ・津波被災地域復興小委員会：平成25年10月～平成27年1月（第1回～第5回）会議資料、「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画（中間報告）」「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画 最終報告」を掲載 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○今後も町の復興に向けた重要課題への取組状況に加え、国、県の動きについても適時適切に広報を行います。</p> <p>○情報提供にあたっては、結論としての報告だけでなく中間的な報告も行うなど、進捗状況が分かる内容となるよう配慮していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、町民の意見を踏まえて記事内容の充実を図ります。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、町民の意見を踏まえて記事内容の充実を図ります。</p>	

154	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて</p> <p>①復興の取組への町民の参画</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>ソーシャルメディアを活用した町と町民間の双方向コミュニケーションを可能とする仕組みの構築</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>施策95に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策95に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策95に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策95に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策95に同じ</p>	

155	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて</p> <p>①復興の取組への町民の参画</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課 (秘書広報課)</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>計画・事業に関する説明会・ワークショップの定期的な開催</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民の意向を反映した復興事業を推進するため、説明会やワークショップ等の意見聴取の機会を必要に応じて設けていきます。 ○町民が参加しやすいワークショップ等のあり方について工夫していきます。 (秘書広報課) ○町政全般について町民の意見を聴く町政懇談会を引き続き開催するとともに、自治会の会合などでの町民との対話の機会の確保にも努めます。 		
<p>《取組の現状》</p> <p>(復興推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成26年4月から開催された双葉町復興推進委員会では、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」等へ町民の意向を反映させるためワークショップ（座談会形式）の手法を活用（計4回）し、各委員のアイデアや意見を幅広く聴取しました。これら委員から出されたアイデアや意見を基礎資料として、事業施策や方針の検討を実施しました。 ○平成26年11月20日から12月5日まで計12回開催された町政懇談会において「双葉町復興まちづくり長期ビジョン中間報告」の概要について説明し、町民のみなさんから意見を伺いました。それらの意見は双葉町復興推進委員会へ報告され、長期ビジョンの策定等へ反映されました。 ○平成26年11月21日、22日には津波被災地域（両竹・浜野地区）の住民を対象とした説明会を開催し、津波被災地域の復旧・復興事業計画を策定するため、土地利用のあり方などについて住民の意見を聴取しました。それらの意見は津波被災地域復興小委員会へ報告され、津波被災地域復旧・復興事業計画へ反映されました。 <p>(秘書広報課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町政全般について町民の意見を聴く町政懇談会を平成26年11月20日から12月5日まで、福島県内7箇所、福島県外5箇所の計12箇所で開催しました。（議題：「双葉町復興まちづくり長期ビジョン（中間報告）について、町政全般についての懇談」） ○このほか平成26年2月から4月にかけて仮設住宅や借上げ住宅自治会の会合に出席し、懇談を実施しました。 		

《平成27年度の計画》

(復興推進課)

- 町民の意向を反映した復興事業を推進するため、説明会やワークショップ等の意見聴取の機会を必要に応じて設けていきます。
- 町民が参加しやすいワークショップ等のあり方について工夫していきます。

(秘書広報課)

- 町政全般について町民の意見を聴く町政懇談会*を引き続き開催するとともに、自治会の会合などでの町民との対話の機会の確保にも努めます。
*町政懇談会のあり方（開催時期、懇談会形式など）について検討することとします。
- 町政懇談会で出された意見と回答について、ホームページ等で公開していきます。

《平成28年度の計画》

- 事業の進捗に応じて、適宜、町民が参加しやすい説明会やワークショップの開催を継続します。

《平成29年度の計画》

- 事業の進捗に応じて、適宜、町民が参加しやすい説明会やワークショップの開催を継続します。

156	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて ①復興の取組への町民の参画</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>91ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>若い世代の復興まちづくりへの参画の仕組みの構築</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の進捗に応じて、若い世代が気軽に参加できる説明会やワークショップの開催を検討します。 ○若い世代の復興まちづくりへの参画を促進させるため、地域を超えた世代別やテーマ別での集会を企画検討するほか、子育て世代の集会や子どもたちを集めたイベントで意見を聴くなど、若い世代の関心を踏まえた企画を検討します。 ○インターネット掲示板やSNS等を活用し、若い世代が気軽に参加できるような仕組みの構築に取り組みます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○双葉町復興支援員の発案により、平成26年3月に2回（東京都渋谷区・福島県郡山市）若い世代が復興のまちづくりへ向けてどのような関心があるのか、また、町の復興状況について説明するため「今の双葉町を知ってもらおう懇親会！」を開催しました。若い世代は町の復興について興味があるものの、自分ができるようにして復興まちづくりへ参画できるのか、また、自分の意見はどのようにまちづくりに反映されるのかといった意見がありました。 ○平成26年11月29日（福島市）、12月14日（東京都）に双葉町復興支援員主催による若手の交流会「ふたばしゃべり場」を開催しました。また、SNS（facebook）に「ふたばのわ For Youth」というグループを作成しました。（※平成27年2月現在、参加者27人） ○若い世代の復興まちづくりへの参画を促進させるため、若い世代の関心を踏まえた企画を検討する必要があります。 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○SNS（facebook）のグループを活用し、若手の協議会*等の設立を検討します。 *「若者の“やりたい”を実現する」「若者の声を町に届ける」ために、イベント企画、まちづくりへの参加等を検討していく協議会です。運営・関係者調整等は復興支援員が中心となり実施します。 ○若手の協議会等から出された意見等については、復興まちづくり計画等の策定や施策の検討などへ反映させます。 ○若手の交流会等を開催し、若手の集まる場を提供していきます。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の進捗に応じて、若い世代の参画を促進させるための企画を検討します。 	<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の進捗に応じて、若い世代の参画を促進させるための企画を検討します。 	

157 158	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて</p> <p>②町民による復興の取組への支援</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(157) 町民有志による勉強会の開催を支援します。</p> <p>(158) 町民の自主的な取組を推進するため、様々な分野の学識者・専門家からの協力支援ネットワークの構築に取り組みます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>(157) ○勉強会の開催等の町民の潜在的なニーズの把握に努めます。</p> <p>○町民の要望により専門的な学識経験者を派遣し、勉強会の開催要望を継続的に支援します。</p> <p>(158) ○町民の潜在的なニーズの把握に努めながら、町民の要望により専門的な学識経験者を派遣するなどして支援します。</p> <p>○学識者や専門家のリスト化や協力支援ネットワークの構築と活用促進を図ります。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○県北借上げ自治会の支援要請を受けて、復興支援員が講師派遣等の調整を図りながらパソコン教室を開催しました。（実施回数2回、参加者17人）</p> <p>○復興支援員などを通じて町民の潜在的なニーズの把握に努めましたが、これまで町民ニーズにより学識経験者を派遣した実績はなく、今後、町民の具体的な要望があれば対応します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町民の潜在的なニーズの把握に努めながら、町民の要望があれば専門的な学識経験者を派遣するなどして、勉強会の開催要望を継続的に支援します。</p> <p>○学識者や専門家のリスト化や協力支援ネットワークの構築と活用促進を図ります。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○町民の要望があれば専門的な学識経験者を派遣するなどして、勉強会の開催に対する支援を継続して実施します。</p> <p>○協力支援ネットワークの充実を図り、活用促進を継続して実施します。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○町民の要望があれば専門的な学識経験者を派遣するなどして、勉強会の開催に対する支援を継続して実施します。</p> <p>○協力支援ネットワークの充実を図り、活用促進を継続して実施します。</p>	

159	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて ②町民による復興の取組への支援</p> <p>67ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民有志によるNPO法人等の設立を支援します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>施策78に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策78に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策78に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策78に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策78に同じ</p>	

160	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて ②町民による復興の取組への支援</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>復興支援員制度を活用して、避難先でのコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策85に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p style="text-align: center;">施策85に同じ</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策85に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策85に同じ</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策85に同じ</p>	

161	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて ③行政と町民等の協働による計画の推進体制</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>92ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民の要望に根ざしたこの復興まちづくり計画を実行していくため、国、県に対して、特段の財政措置を講ずるよう要請していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○事業計画に沿った的確なる財政措置により、町民の要望に根ざした復興まちづくり計画を実行していきます。 ○復興まちづくり計画の実行、実現に向けて、国、県に対して特段の財政措置を要請していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○復興まちづくり計画を実行、実現するためには的確なる財政措置が必要です。そのため、国、県に対して特段の財政措置を図るよう要請しています。</p> <p><国に対する要望活動の実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆復興庁、総務省への要望（平成26年7月16日） 【主要要望項目】 ・双葉町への帰還・復興が可能となるまで安定的な財源の確保が可能となるよう、震災復興特別交付税の延長をはじめ特段の財政措置を講ずること、など ◆復興庁、福島県への要望（平成26年11月26日） 【主要要望項目】 ・復興集中期間後においても復興に要する財源の着実な確保を行うこと、など ◆双葉地方町村会との復興庁、総務省への要望活動（平成26年6月26日） 【主要要望項目】 ・震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額などは年度毎の措置であることから、平成26年度以降も継続して財政支援を行うこと、など ◆双葉地方町村会との福島県への要望活動（平成26年11月13日） 【主要要望項目】 ・福島県原子力発電所立地地域振興基金を原資として有効的に活用すること、など 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○事業計画に沿った的確なる財政措置により、町民の要望に根ざした復興まちづくり計画を実行していきます。 ○復興まちづくり計画の実行、実現に向けて、国、県に対して特段の財政措置を要請していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○事業計画の進捗に応じて、必要な財政措置を講ずるよう、国、県に対して継続して要望します。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○事業計画の進捗に応じて、必要な財政措置を講ずるよう、国、県に対して継続して要望します。</p>	

162	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて ③行政と町民等の協働による計画の推進体制</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>92ページ</p> <p>総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>この復興まちづくり計画を着実に推進していくためにはマンパワーの確保が課題であり、国・県等に対して、人材の確保に向けた支援を要請していきます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在の取組を継続するとともに、定期的な職員の採用及び既存職員のスキルアップ及びモチベーションの向上のため研修等により図っていきます。 ○定期的な職員採用を実施します。（福祉・健康支援関連職員の重点的確保） ○国・県に対する職員派遣要請及び全国の他町村職員派遣要請の継続及び各省庁スキームによる職員派遣制度の活用を図ります。 ○県・町を含めた任期付職員の登用を図ります。 ○緊急雇用創出基金事業の継続要請を実施していきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員のスキル及びモチベーション向上のための研修を実施（参加）しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ふくしま自治研修センター研修会（新規採用職員等） ・東北地区用地対策連絡会用地職員等中級研修会 ・双葉地方八町村自治体若手職員研修会 ・特定線量下業務特別教育講習会 ・メンタルヘルス研修会 等 ○国・県に対して職員派遣要請（平成26年度：経済産業省派遣3名 平成26年10月1日現在）を行うとともに、全国の自治体からの派遣職員（平成26年度：県1名、市3名）についてはトップセールスを行い、要請しています。 ○職員採用を定期的実施しています。（年2回予定、募集分野：一般行政職・技術職・保健師） ○臨時職員を雇用しています。（緊急雇用創出基金事業25人、消費者行政活性化交付金事業1人、被災者健康支援体制整備事業4人、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業7人、町単事業3人 平成26年10月1日現在） ○国の各省庁スキームによる職員派遣制度を活用しています。（復興庁からの職員派遣4名 平成26年10月1日現在） ○今後の課題として以下の点が挙げられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・長期化する避難生活における町民の福祉、健康管理対策を担う人材の確保 ・復旧・復興を担う人材の確保 ・バランスのとれた組織体制づくり（職員構成の高齢化） 		

○平成26年10月22日付けで自由民主党東日本大震災復興加速化本部に「被災地における課題および解決策の対案」（緊急雇用創出基金事業の継続について）を提出しました。

《平成27年度の計画》

- 現在の取組を継続するとともに、定期的な職員の採用及び既存職員のスキルアップ及びモチベーションの向上のため研修等により図っていきます。
- 計画的な職員採用を実施します。（福祉・健康支援関連職員の重点的確保）
- 国・県に対する職員派遣要請及び全国の他町村職員派遣要請の継続及び各省庁スキームによる職員派遣制度の活用を図ります。
- 県・町を含めた任期付職員の登用を図ります。
- 緊急雇用創出基金事業の継続要請を実施していきます。

《平成28年度の計画》

- 現在の取組を継続するとともに、計画的な職員（技術専門職）の採用及び職員のスキルアップを図っていきます。

《平成29年度の計画》

- 現在の取組を継続するとともに、計画的な職員（技術専門職）の採用及び職員のスキルアップを図っていきます。

163	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて ③行政と町民等の協働による計画の推進体制</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>92ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>役場内において、各課横断的に取り組むため、計画の推進組織を立ち上げます。また、この計画を実施していくため、計画に記載された施策をより具体化していくための実施計画（事業計画）の策定に取り組みます。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「双葉町復興まちづくり計画推進会議」及び「双葉町復興まちづくり計画推進会議幹事会」を推進組織として継続します。 ○上記を推進組織として、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）」策定後の進捗管理と、町の復興まちづくり長期ビジョンについて議論を進めます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）」の進捗管理と「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」を策定するため、双葉町復興まちづくり計画推進会議及び双葉町復興まちづくり計画推進会議幹事会を推進組織として審議しました。 ○双葉町復興まちづくり計画推進会議では、主に上記事業計画（実施計画）の進捗管理と長期ビジョンの策定について審議しました。 ○双葉町復興まちづくり計画推進会議幹事会では、主に長期ビジョンの策定について若手・中堅職員によるワークショップ（計5回開催）からの意見を整理し、計画推進会議に対して提言しました。 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「双葉町復興まちづくり計画推進会議」及び「双葉町復興まちづくり計画推進会議幹事会」を推進組織として継続します。 ○上記を推進組織として、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）」策定後の進捗管理と、町の復興まちづくり長期ビジョンの推進などについて議論を進めます。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「双葉町復興まちづくり計画推進会議」及び「双葉町復興まちづくり計画推進会議幹事会」において事業計画の進捗管理を継続します。 	<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「双葉町復興まちづくり計画推進会議」及び「双葉町復興まちづくり計画推進会議幹事会」において事業計画の進捗管理を継続します。 	

164	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて ③行政と町民等の協働による計画の推進体制</p> <p style="text-align: right;">92ページ</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p style="text-align: center;">復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>計画の進捗管理や計画の推進方策について審議するため、町民代表者や有識者等からなる委員会組織を設置します。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <p>○町民代表者や有識者等からなる委員会組織としての「双葉町復興推進委員会」を継続します。</p> <p>○双葉町復興推進委員会において、平成25年度に策定される「双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）」の進捗の評価や、双葉町の復興のあり方等について検討を進めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成25年10月9日に設置された「双葉町復興推進委員会」を継続して開催（平成26年4月から11回開催）しました。</p> <p>○委員会では双葉町の将来の復興のあり方について示す「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」の策定に向けた意見を伺いながら審議を進めました。また、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）」の進捗状況について意見を伺いながら、施策の推進方策などについて審議しました。</p> <p>○平成25年10月28日に双葉町復興推進委員会に設置された「津波被災地域復興小委員会」を継続して開催（平成26年4月から3回開催）しました。</p> <p>○小委員会では津波被災地域の土地利用のあり方などを示す「津波被災地域復旧・復興事業計画」の策定に向けて意見を伺いながら審議を進めました。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○事業計画の進捗評価や復興のあり方等を審議するため、町民代表者や有識者等からなる新たな委員会組織を設置します。</p> <p>○平成26年度に策定される「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」及び「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画」に示された事業を具体化するため、新たな委員会組織の中に「部会」などを設置し、分野ごとに特化した議論を進めます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○事業の進捗状況等に応じて、適切な組織の設置を検討します。</p>	<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○事業の進捗状況等に応じて、適切な組織の設置を検討します。</p>	

165	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて ③行政と町民等の協働による計画の推進体制</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>92ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>計画に記載された施策の進捗状況を定期的に町民のみなさんにお知らせするとともに、進捗が思わしくない施策については、その原因を把握して、その改善に努めます。社会情勢の変化や町民の意識の変化に応じて、計画に記載された施策についても検証を行います。</p>		
<p>《平成26年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○双葉町復興推進委員会や役場職員による復興まちづくり計画推進会議及び推進会議幹事会を継続し、計画の進捗管理や施策の検討を実施していきます。 ○下記のとおり計画の進捗状況を公表しながら、PDCAの流れに沿って検証を継続していきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の会議録や計画の進捗状況については、町公式ホームページや広報ふたば、フォトフレーム等で定期的に周知します。 ・ソーシャルメディア等情報通信基盤を活用して、町と町民間の双方向コミュニケーションを図りながら、町民意見を反映させます。 ・計画・事業に関する説明会やワークショップを定期的に開催します。 ・特に、若い世代の復興まちづくりへの参画の仕組みを構築し、検証結果を周知し、町民意見を反映させます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○双葉町復興推進委員会や役場職員による復興まちづくり計画推進会議及び推進会議幹事会を継続し、計画の進捗管理や施策の検討を実施しています。 ○下記のとおり計画の進捗状況を公表しながら、PDCAの流れに沿って検証を継続しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・復興推進委員会を16回開催し、施策の検討を行いました。 ・まちづくり計画推進会議（8回）及び推進会議幹事会（3回）を開催し、施策の検討を行いました。 ・ホームページ及び広報ふたばで町民への周知を図りました。 ・タブレットを使った双方向コミュニケーションを行い、町民の意見の反映を図っています。 ・計画・事業の説明会を今後行う予定です。 		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復興推進委員会に替わる委員会を立ち上げ、引き続き双葉町の復旧・復興に向けた施策の検討を実施していきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルメディア等の情報通信基盤を活用して町と町民間の双方向コミュニケーションを図りながら町民の意見を反映させます。 ・計画・事業に関する説明会を定期的に開催します。 ・若い世代の復興まちづくりへの参画を促進するため、若い世代の関心を踏まえた企画を検討していきます。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○継続して計画の進捗状況を公表しながら、PDCAの流れに沿って検証をしていきます。 		<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○継続して計画の進捗状況を公表しながら、PDCAの流れに沿って検証をしていきます。

